

第九十四回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第四号

昭和五十六年四月七日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 江藤 隆美君

理事 稻村佐四郎君 理事 染谷 誠君

理事 塚原 俊平君 理事 岩垂壽喜男君

理事 上田 卓三君 理事 鈴切 康雄君

理事 神田 厚君

有馬 元治君 上草 義輝君

粕谷 茂君 川崎 二郎君

木野 晴夫君 笹山 登生君

田名部匡省君 竹中 修一君

東家 嘉幸君 宮崎 茂一君

上原 康助君 角屋堅次郎君

矢山 有作君 渡部 行雄君

市川 雄一君 小沢 貞孝君

中路 雅弘君

出席國務大臣

外務大臣 伊東 正義君

出席政府委員

内閣法制局長官 角田禮次郎君

内閣法制局總務 主幹 大出 峻郎君

内閣法制局第一 部長 味村 治君

防衛施設庁施設 部長 伊藤 参午君

外務大臣官房長 柳谷 謙介君

外務大臣官房審 議官 関 栄次君

外務大臣官房外 務参事官 渡辺 幸治君

外務省北米局長 淺尾新一郎君

外務省欧亜局長 武藤 利昭君

外務省中近東ア フリカ局長 村田 良平君

外務省経済協力 局長 梁井 新一君

委員外の出席者

外務省条約局長 伊達 宗起君

防衛庁防衛局防 衛課長 澤田 和彦君

防衛庁防衛局計 画官 宝珠山 昇君

外務大臣官房審 議官 堂ノ脇光明君

外務大臣官房外 務参事官 遠藤 実君

大蔵省主計局主 計官 篠沢 恭助君

文部省学術国際 局ユネスコ国際 部企画連絡課長 養村 幸彦君

通商産業省通商 政策局北アジア 課長 林 昭彦君

内閣委員会調査 室長 山口 一君

委員の異動

四月二日

辞任

上草 義輝君

粕谷 茂君

同日

辞任

久間 章生君

野呂 恭一君

補欠選任

野呂 恭一君

久間 章生君

同日

補欠選任

粕谷 茂君

上草 義輝君

四月一日

非核三原則法の制定に関する請願(栗田翠君紹介)(第二四二四号)

台湾殘置私有財産補償に関する請願(後藤田正晴君紹介)(第二四二五号)

旧支那派遣軍の湘桂作戦期間を戦務地甲区分に

改定に関する請願(橋本進君紹介)(第二四二六号)

在外財産補償の法的措置に関する請願(海部俊樹君紹介)(第二四二七号)

同(中野四郎君紹介)(第二四四五号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二五〇一号)

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願(田中角榮君紹介)(第二四二八号)

同(小澤潔君紹介)(第二四四六号)

同(大石千八君紹介)(第二四四七号)

同(木村俊夫君紹介)(第二四四八号)

同(栗原祐幸君紹介)(第二四四九号)

同(佐野嘉吉君紹介)(第二四五〇号)

同(後井新君紹介)(第二四五一号)

同(田村元君紹介)(第二四五二号)

同(西中清君紹介)(第二四五三号)

同(野呂恭一君紹介)(第二四五四号)

同(長谷川四郎君紹介)(第二四五五号)

同(原田昇左右君紹介)(第二四五六号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第二四五七号)

同(渡辺益三君紹介)(第二四五八号)

同(竹中修一君紹介)(第二五〇二号)

同(竹本孫一君紹介)(第二五〇三号)

同(和田一仁君紹介)(第二五〇四号)

外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願(愛野興一郎君紹介)(第二四二九号)

同(三原朝雄君紹介)(第二四四九号)

同(山崎武三郎君紹介)(第二四六〇号)

同(佐々木良作君紹介)(第二五〇五号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二五〇六号)

同(松本十郎君紹介)(第二五〇七号)

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関として指定に関する請願(木野晴夫君紹介)(第二四六一号)

同月三日

戦後ソ連強制抑留者の恩給加算改定に関する請願(柳沢伯夫君紹介)(第二五八一号)

同(田邊誠君紹介)(第二六〇八号)

戦後ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金支給に関する請願(柳沢伯夫君紹介)(第二五八二号)

同(塩谷一夫君紹介)(第二六〇九号)

同(田邊誠君紹介)(第二六一〇号)

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願(柳沢伯夫君紹介)(第二五八三号)

同(田邊誠君紹介)(第二六一一号)

在外財産補償の法的措置に関する請願(上村千一郎君紹介)(第二五八四号)

同(水平豊彦君紹介)(第二六一二号)

同(山本幸雄君紹介)(第二六一三号)

外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願(有馬元治君紹介)(第二五八五号)

同(佐藤文生君紹介)(第二五八六号)

同(古井善實君紹介)(第二五八七号)

同(沢田広君紹介)(第二六一六号)

同(宮崎茂一君紹介)(第二六一七号)

同(横山利秋君紹介)(第二六一八号)

同(川崎二郎君紹介)(第二六七三三)

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願(足立篤郎君紹介)(第二六一四号)

同(小此木彦三郎君紹介)(第二六五九号)

同(小淵恵三君紹介)(第二六六〇号)

同(越智通雄君紹介)(第二六六一号)

同(亀井善之君紹介)(第二六六二号)

同(久保田四次君紹介)(第二六六三三)

同(熊川次男君紹介)(第二六六四号)

同(佐藤一郎君紹介)(第二六六五号)

同(竹内勝彦君紹介)(第二六六六号)

同(中島源太郎君紹介)(第二六六七号)

同中曾根康弘君紹介(第二六六八号)
同中村靖君紹介(第二六六九号)
同中山正輝君紹介(第二六七〇号)
同羽田孜君紹介(第二六七一号)
同福田孝夫君紹介(第二六七二号)
同(鍛冶清君紹介(第二七一四号)
旧国際電気通信株式会社の社員期間のある者に
対する国家公務員等退職手当法施行令改正に關
する請願(宮崎茂一君紹介(第二六一五号)
旧満州棉花協會等を恩給法による外国特殊機關
として指定に關する請願(山崎拓君紹介(第二
六一九号)
同(谷垣專一君紹介(第二七一五号)
台灣殘置私有財産補償に關する請願(藤本孝雄
君紹介(第二二二〇号)
同外四件(山崎拓君紹介(第二二二一号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務
する外務公務員の給与に關する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出第九号)

○江藤委員長 これより會議を開きます。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務
する外務公務員の給与に關する法律の一部を改
正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。伊東外務大臣。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務
する外務公務員の給与に關する法律の一部を
改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○伊東國務大臣 ただいま議題となりました在外

公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する
外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する
法律案について御説明いたします。

改正の第一は、在外公館の設置關係でありま
す。今回新たに設置しようとするのは、大使館二
館であります。その一方は、他の国に駐在するわ
が方大使をして兼轄させるものであります。大
洋州のヴァヌアツに設置するものであります。同
国は、昨年英仏両国の共同統治下から独立したも
のであります。他方は、昨年四月に独立した旧英
領南ローデシアのジンバブエに設置するものであ
ります。これは、同国の重要性にかんがみ実際に
事務所を開設し、在外職員を駐在させる実態であ
ります。

改正の第二は、現在ブラジルにあるマナオス
領事館を總領事館に昇格させるものであります。
改正の第三は、これらの在外公館に勤務する在
外職員の在勤基本手当の額を定めるものでありま
す。

改正の第四は、最近の為替相場の変動、物価上
昇等を勘案して既設の在外公館に勤務する在外職
員の在勤基本手当の額を改定するものでありま
す。

最後の改正点は、研修員手当の額を改定するも
のであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の
概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同あ
らんことをお願い申し上げます。

○江藤委員長 これにて趣旨の説明は終わしまし
た。

○江藤委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。矢山有作君。

○矢山委員 まず第一にお伺いしたいのは、先般
の訪米に際して、伊東外務大臣とヘイグ國務長官
との間に会談が行われておりますが、その際の会

談の中で、対ソ認識については完全に意見の一致
を見たのかどうか、まずお伺いいたします。

○伊東國務大臣 お答え申し上げます。

先般私訪米しまして会いましたのは、レーガン
大統領、ブッシュ副大統領、ヘイグ國務長官、ワ
インバーガー国防長官、ブロック通商代表という
ような人に出会ったわけでございますが、防衛の話
が出ましたのは副大統領、ヘイグ國務長官、ワイ
ンバーガー国防長官というところで防衛の話は
いろいろしたのでございますが、ヘイグ長官とは国
際情勢の認識ということにつきましていろいろ意
見の交換をいたしました。その際に、ヘイグ長官
の外交の基本政策として述べましたことは、一つ
は、国内の経済再建の問題でございます。もう一
つは、特に対ソの問題を頭に置いて話したわけ
でございますが、ソ連との力のバランスが欠け
るということの心配、対ソのバランスというものを
保たなければいかぬ、それを基本にしまして外
交政策を組み立てるというような話があったわけ
でございます。

その際に、いろいろ意見の交換をしたのでござ
います。力のバランスということだけでなく
て、私は首脳会談でございましてSALTの交
渉の問題、そういう話もいろいろしたわけでござ
います。話し合いて平和を求めるといふ道も当
然に開いておくべきだといふようなことで、意見
の交換をいたしました。ただ、対ソ措置とか
いう具体的な問題につきましては一々議論をした
わけでございせんが、八〇年代の国際情勢の厳
しさというのは、ソ連の軍備の充実あるいは第三
世界に、特にアフリカ・ラテンアメリカでござ
います。南アジアではベトナムの話もしましたが、いろい
ろな軍事介入なり支援があるといふようなことで
国際緊張が増しているんだといふようなことを話
し合いをしたわけでございます。

○矢山委員 時間に制約がありますから、もう少
し簡単に要点だけ答えるようにしてください。

いろいろおっしゃいましたけれども、三月二十
四日の夜、日米協会主催の夕食会で演説されてお

ります。それを私も読んでみたわけであります
が、それは大体要約して、対ソ認識という問題に
ついてはこういうことになるんじゃないかと思
うのです。

ソ連の軍事力増大と戦略的に重要な第三世界へ
の進出をまず挙げて、その上で、東西軍事バラ
ンスは西側に不利に不均衡化しようとしておる、西
側は対ソ認識を共有し団結すべきである、米國が
国防力を増大させるため真剣な努力を払っている
ことを高く評価する、アジアにおいて最後のより
どころは米國の強力な軍事プレゼンスである、わ
が國も西側の一員として役割りを果たすと言っ
ておられるわけですが、この文脈で見ると、対ソ認
識において意見が一致をされたんではないか。私
はそういう前提に立ってこれからお伺いをしたい
と思っております。

そこで、まずお伺いしたいのは、対ソ認識にお
いて大体一致した西側の団結の必要を強調して、
わが國も西側の一員としてその役割りを果たす、
こういうことになりましたと、一致した対ソ認識の
もとに要求してくる米國の防衛力増強要請にどう
しても応ぜざるを得ないということになってくる
のではないのでしょうか。

○伊東國務大臣 防衛力のお話でございました
が、主としてワインバーガーさんと話をしたので
ございまして、その中で、一般的に日本の防衛力
の強化の努力といふことの期待表明があったこと
は確かでございます。そのとき私は、日本のいわ
ゆる軍事的な問題につきましては、憲法その他で
制約があるので、できないこと、できることはは
つきりしている、日本は軍事力だけでなく経済
協力とか外交努力、そういうことも広く総合安
全保障といふことで考えているといふようなこと
を言いました。

○矢山委員 ところが、これまでアメリカのレー
ガン政権の關係者からは、かなり具体的な問題に
ついてわが國の軍事力強化を求めてきているわけ
ですね。そこでこれまで言われておることは、平
和憲法があるということも十分承知しておる、そ

の上に立って防衛力の増強を求めているのだ、こう言っているわけですね。また経済協力の問題についても、経済協力は経済協力だ、防衛力も増強してもらいたいのだ、こう言っているわけですよ。そうすると、平和憲法があるから、あるいは経済協力に対してわが国は力を入れていくのだから、防衛力の増強は御勘弁願いたい、こう言ってもなかなか聞かれないのではないかと。特に対ソ認識において一致して、西側の一員としての役割分担を果たす、こう言っている以上、やはり軍事力増強という問題で追いついていくのではないかと。かと思ふのですが、その辺の御判断はどうでしょう。

○伊東国務大臣 アメリカに対しては、日本ができることではないことが法律でもうはっきりしているのだ、憲法で個別自衛権しかないのだ、専守防衛だ、そういうことで、軍事的には自衛力の増強ということから努力する、しかし、それ以外に軍事力の期待をされてもそれはできない、これは総理もはっきり言っておられるわけであって、私も先方日本としては狭い意味の軍事力ということだけでなく、経済協力とか外交努力、政治面でもまた努力をするのだというようにことを言ったわけでございます。

○矢山委員 いや、言われたのはよくわかるのです。ところが、平和憲法の存在も、軍事大国にならぬということも、専守防衛だということも、日本がそういう方針をとっているということも、向こうは十分熟知しているわけですね。また経済協力には全力を挙げるのだと言っていることも承知しているわけですね。その上で、なおかつ軍事力を強化しろ、こういう要求なのですね。そうすると、そういう制約の中でわが国が対応できる軍事力の増強というのは一体どういう程度のものなのかということ、逆にこちらから明示していかなければならぬということにもなるのではないですか。そうすると、今後の日米首脳会談あるいは引き続きの防衛庁長官と先方との会談においては、さらにそういった点をこちらの方から積極的に打ち出す

ということではないと、向こうの要求を防ぎ切れぬのではないかと、私はそう考えるのですが、どうでしょう。

○伊東国務大臣 ワインバーガーさんと話しましたときにも、日本には五十一年にできた「防衛計画の大綱」がある、まだその水準に達しておらぬわけでありまして、日本としては、閣議決定を見ました「防衛計画の大綱」の整備ということに努力をするのだ、こういうことを私は言ったわけでございます。

○矢山委員 これは繰り返すになりますが、「防衛計画の大綱」の問題が出てまいりましたので、これに関連してお伺いしたいのですが、それだけの議会の場でのこれまでの議論をざっと見てみますと、「防衛計画の大綱」の見直しを求められたのではないかと、そういう意味の質疑が繰り返されているわけですね。その点においては、具体的に「防衛計画の大綱」の見直しということは出なかったとあなたは言っておられるわけですね。そのとおりですか。

○伊東国務大臣 そのとおりでございます。

○矢山委員 ところが、その会談の中で、ワインバーガー国防長官が、大綱の制定当時比べて、その後の国際情勢は大きく変化しているのではないかと、こういう意味のことをあなたに言われたというのです。これは事実ですか。

○伊東国務大臣 ワインバーガーさんが国際情勢の一般論を言いました中で、最近の国際情勢が厳しくなっているということと言ったことは確かでございます。

○矢山委員 そうすると、そのときのやりとりを、私どもも会談メモを見ておりませんが、新聞で見えますと、こういうふうに言われておりますね。ワインバーガー国防長官が、米國はペルシヤ湾やインド洋での防衛力増強に力を入れておる、友邦同盟諸國もそれぞれできるだけの防衛努力をしてほしい、こう言ったのに対して、あなたの方が、いまは「防衛計画の大綱」に定められた水準を実現しようというのが日本の方針で

ある云々と言っておる。そのとおりおっしゃったのだと思うのです。ところが、それに引き続いてワインバーガー国防長官が、先ほど私が言った、大綱制定当時比べて、その後国際情勢が大きく変わってきているのではないかと言ったというところは、この文脈から見ても、直截に防衛計画の見直しを求めたいと言わなかったにしても、防衛計画の見直しを求めた発言だと私どもは理解しておりますが、どうですか。

○伊東国務大臣 やりとりがありませんでした。そのとおりでございますが、私がそのとき受けた感じでは、「防衛計画の大綱」を見直せとか改定してくれという期待表明は全然なかったわけでございます。いま言われるように、私は受け取らなかったし、またそういう話は、その前にも後にも実は一回も出たことはいわゆるございませぬ。

○矢山委員 私は先ほど言ったように、直接その話は露骨には出なかったとしても、いまの文脈から推して考えたら、「防衛計画の大綱」の手直しを要求しておるのだというふうに理解したわけですね。

ところが、これに関連して、大村防衛庁長官が二月二十五日に衆議院の安保特別委員会でお信表明をされておるのです。そのときに言われておる要旨を言うと、大綱の決定当時には予想されなかったような米海軍力の低下が起ころおる、こういう点を強調しながら、その中で、大綱の防衛力水準は上限ではなくて下限である、こういうことを言われておる。そういう点から推察をし、さらに先ほどのあなたとワインバーガー国防長官のやりとりから見て、私は「防衛計画の大綱」の見直しを要求する間接的な表現ではないかというふうに理解をするわけですが、そういうやりとりよりも、問題は、今後「防衛計画の大綱」の見直しを求められたとき、あるいは見直しを迫られるような軍備の増強を求められたとき、一体どう対処しますか。

○伊東国務大臣 これは防衛庁長官からお答えす

るのが筋だとも思うのですが、予算委員会でも総理は、「防衛計画の大綱」に達することを目指す努力するので、その先のことをいま言う段階ではないし、そういう期待表明があっても、「防衛計画の大綱」を達成しないうちに見直しということはないということをはっきり答えられていくわけでございます。

○矢山委員 そうすると、くどいようですが、将来においても「防衛計画の大綱」の見直しはない、こういう判断をしてよろしいか、それとも将来のことはまだわからないとおっしゃるのか、どちらですか。

○伊東国務大臣 この間のワインバーガーさんの話でも、そういう具体的なことは全然ございませぬでしたし、私は総理が今度おいでになっても、そういう具体的なことはないとはいふに確信をしますのでございませぬ。大綱につきまして、まだ達成もしてない段階で、これを見直ししてくれというふうな期待表明はないというふうに私は思っております。

○矢山委員 私は将来の問題を聞きたかったのだ、で、「防衛計画の大綱」が達成されたときには、また別に考えようというのかどうかという意味を聞いたのです。

○伊東国務大臣 達成に政府としては努力するわけでございます。達成した後どうだということかは、それはそのときの政治情勢でございませぬ。か国際情勢でございませぬ。か、みんな総合的に判断して決める問題だと思っております。いまここでどうするということをお答えするのは私は適当ではない、こう思っております。

○矢山委員 わかりました。

それじゃ次に伺いますが、わが国の個別的自衛権の及ぶ地理的な範囲というのは、具体的にどういうふうに考えておいでになりますか。

○伊東国務大臣 ちよっと法律的な問題をまず条約局長から先に答弁します。

○伊達政府委員 お答えいたします。

自衛権と申しますのは、御承知のように、国際

法上わが国が有する権利でございまして、特に、憲法上はわが国は個別自衛権を有している、集団的自衛権は持たないけれども、個別自衛権を有しているということでございます。

さてそこで、自衛権の地理的範囲はどこまでかという御質問でございますが、これは自衛権の本来的性質、すなわち、わが国に対する急迫不正の侵害があった場合に、それを排除するために必要最小限度の実力を行使して、やむを得ない場合にそれを排除するというのが自衛権の内容でございまして、地理的範囲に關しましては、その自衛権からは何も出てこない。したがって、従来から御答弁申し上げておりますように、わが国が自衛権の行使として敵からの武力攻撃に対応する際に、それが公海、公空に及びこともあり得るものである、しかし、その範囲というものは、地理的に限定できるものではないということをお答えしている次第でございます。

○矢山委員 そうすると、地理的には限定するわけにはいかぬ、そのときの態様等によってその自衛権の及ぶ範囲というのは決まってくるんだと。そうすると、武力攻撃を受けたそのときの状況なり態様で、主観的に幾らでも拡大できるということになりますね。

○伊達政府委員 お答え申し上げます。

ただいま矢山委員もおっしゃいましたように、まさに敵の武力攻撃の態様いかによるわけでございます。むしろ、その武力攻撃がどのような行われるかという客観情勢に応じてわが国の自衛権が發動していくということでございますので、別にこちらの主観ではなく、武力攻撃いかにという客観的な事実、それはどうしてもなければならぬものだと思えます。

○矢山委員 そうすると、この前、いつでしたか、私はこの間の新聞の報道で読んだのですが、防衛庁が、わが国の自衛権の及ぶ地理的な範囲といたことで、わが国の周辺海域について考え方を改定されたと思ふのですが、それは全然関係ないということですか。これは防衛庁にも聞きたいのです。

○澤田説明員 お答えいたします。

自衛権の及ぶ範囲につきましては、いま外務省の局長から御答弁申し上げたとおりでございますが、防衛庁が従来申し上げておりました、いわゆるわが国の周辺海域ということ、これはわが国が外部から武力攻撃を受けた際に、わが国の防衛に必要な限度におきまして、わが国の海上交通の安全を確保するために必要な海上防衛力、こういうものを整備します際の一つの目安と申しますか、目標として考えている範囲でございます。

○矢山委員 そうすると、もう少しお聞きしなければならぬのですが、外務大臣がこの間、三月三十日の衆議院の外務委員会でも、また会議録ができておられぬので読めませんが、私は新聞の記事で読んだのですが、それによると、憲法で認められておる個別自衛権の範囲は、海上交通路約千海里、周辺海域数百海里を超えないものではないかと。つまりこれは、先ほど防衛庁から御説明があらたように、周辺海域ということは一応考えておられるのは、海上交通路が約千海里、周辺海域数百海里を超えないこととなんです。ところが、それは法的に超えられないものではない、こう言っておられる。しかし、法律上は可能であつても、政府の政策判断として、防衛力整備目標を海上交通路約千海里、周辺海域数百海里に置いて、それに合わせて「防衛計画の大綱」を策定しているんだ、そうおっしゃっていますね。そして閣議決定された「防衛計画の大綱」が国民のコンセンサスであり、これを超える海域防衛の目標をつくるのは妥当ではないんだ、こう言っておられますね。そのとおりですか。

○伊達政府委員 言葉の表現がそのとおりかどうかは別として、大体そういう意味のことを私は答弁したことがございます。

○矢山委員 そうすると、私が一つお聞きしなければならぬのは、ただいま防衛庁の方から、周辺海域については大体この程度のものを設定しておるんだというお話がありましたね。この間も新聞記者会見で何か説明しておられたようですが、そういうことを前提にして、しかも、その周辺海域の防衛ということに合せて「防衛計画の大綱」がつくられておるんだ、こういうことですね。だから、「防衛計画の大綱」をこの際、アメリカ側から、たとえば防衛海域の拡大を求められたとしても応ずるわけにはいかぬ、こういうことにならなう。外務大臣、どうですか。

○伊達政府委員 私が述べましたのは、たしか防衛庁が四十六年か七年前からだと思ふのですが、千海里、周辺数百海里、こう言っておられる。その後、「防衛計画の大綱」というのは五十一年にできたわけでございますが、みんなそういうことを想定してできたわけでございます。それで、そういうことを前提にして装備の目標ができていくわけでございますから、それを、「防衛計画の大綱」をどんどん超えて足を伸ばしてやっていくというものは、私は、法律的には不可能とは言いませんけれども、政策的には考えまして、そういうものは妥当でないということをお答えしたわけでございます。

○矢山委員 そうすると、ここで一つ問題が出てきますのは、この「防衛計画の大綱」は、防衛庁が現在考えておる周辺海域での交通路防衛ということと立てておるんだ、だから、その海域の拡大を求められても、「防衛計画の大綱」の範囲を踏み出すような海域防衛の要求には応じられないんだ、こういうことになるわけですね。ところが一方においては、個別自衛権の及ぶ範囲は、必要であるならば、武力攻撃の態様や状況に応じて、領空、領海を超えて公海、公海に至つと拡大していくんだ、こうおっしゃっているのです。そうすると、「防衛計画の大綱」というのは、一応周辺海域の防衛ということ、防衛庁の考え方の中でつくられておる。ところが、実際に個別自衛権を發動する段階になると、それはそのときの武力攻撃の態様や状況に応じて個別自衛権というものは行使するんだ。こうなってくると、私どもが今後考えなければならぬのは、「防衛計画の大綱」の中で整備しようとする装備の能力それ自体についても関心を持たざるを得ない、こういうことになってくるわけですね。

○伊達政府委員 想定しておる海域防衛ということ、これは「防衛計画の大綱」はつくっておるんだ、逆に言うなら、「防衛計画の大綱」の範囲内で防衛力はいわゆる周辺海域の防衛の範囲というものを一応想定しているんだ、これが前提にある。ところが、実際の武力攻撃を受けたときの態様、状況では、これは必要な範囲で公海、公海に自衛権の行使が及んでいくんだ、こうなってくると、装備するその装備の能力について私どもは大きな関心を持たざるを得ない。

○伊達政府委員 自衛権の行使の地理的な範囲につきましては、ただいま御答弁申し上げたとおりでございますが、「防衛計画の大綱」に準拠いたしまして、防衛庁は海上交通保護のための能力、防衛力を整備しております。これはいま先生がおっしゃいましたように、従来からたびたび御答弁申し上げておりますように、わが国から数百海里、航路帯を設定しますような場合にはおおむね一千海里程度というところを考慮しております。そしてこれは、先ほど申し上げましたように、従来からわが国が必要と考へます海上防衛力の整備の目安、そういう範囲であれば、「防衛計画の大綱」が達成されれば相当程度海上交通の保護が行えるであろうという一つの目安でございます。

したがって、いま先生が御指摘のように、わが国の防衛上真にやむを得ないという場合に自衛権の及ぶ範囲とはおのずから性質を異にするわけでございますが、いま申し上げましたように、

そういう範囲内で一応海上交通ができるということを目指してありますので、それを超えて、常時海上交通の安全が確保できるというようなことでは、現段階では能力的にそこまで至っていないわけでございます。

○矢山委員 いま「防衛計画の大綱」に基づいて整備をされる防衛力というものが、一応その「防衛計画の大綱」に基づいて整備される防衛力の水準では、この程度の海域が防衛できるということによっておられる。しかし、今後「防衛計画の大綱」の中での整備の進捗は、実態の運用面においては、武力攻撃を受けたときの態様や状況に応じてまさに無制限と言われているような状況なので、したがって、私どもは、整備をされていくその整備の能力について、内容について深い関心を持たざるを得ないということになるわけですね。しかし、これはまた防衛問題をお聞きするときに少しはつきりしたお答えを聞きたいと思っております。だからこの問題は残しておきます。

そこで、次にお伺いしたいのは、伊東外務大臣とワインバーガー国防長官との間で、具体的に要求があったのかないのかというところは別にして、北西太平洋のグアム以西、フィリピン以北の海域防衛という問題がこの話の中で出てきた、こういうふうな聞いておられるわけですね。それは、外務大臣はいままでこの答弁で、要求じゃないのだ、ただそういう話が出たから、これはそんなことはできぬと言っておかぬといかないと思つて言つた、こういうふうな言い方で御答弁をなさつてきておられるじゃないかと私は思つておられるのですけれども、その話に出た北西太平洋のグアム以西、フィリピン以北の海域、いま防衛庁が考えられておられるのが周辺海域、防衛の能力の範囲として考えておられるのが周辺海域との関連はどうなりますか。

○澤田説明員 お答えいたします。
いま先生がおっしゃいましたグアム以西、フィリピン以北でございますが、この表現につきまし

ては、先般伊東外務大臣が訪米されました際に、ワインバーガー長官と会われまして、その会談の中でワインバーガー長官が、ソ連の海上軍勢力といひますか、海軍力の増強を描写したわけでございます。その描写しました際に、いま御質問がございまして、先般グアム以西、フィリピン以北という表現が用いられたと承知しております。したがういまして、わが国の防衛との関連におきましては、これは、日本の防衛に直接関連がございまして、わが国の周辺海域におきまして、今後とも日本が海上交通保護の能力を向上するように努力してほし

いというふうな期待を間接的に表明したものにすぎないと考えているわけでございます。
これに對しまして、数百海里あるいはおおむね一千海里程度という範囲は、先ほどから御答弁申し上げておりますように、従来から防衛庁が海上交通の保護のために……
○矢山委員 だから、防衛庁がこれまで言つておるその海域と、向こうが持ち出した海域とが一致するのかもしれないかと聞いています。もう前置きはいいから。
○澤田説明員 はい。これは御説明しましたような両者の性質でございまして、一致するとかしないとかという問題ではない、違ふことを表現しているものと私も考えております。

○矢山委員 違ふことを表現したのなら、その海域は一緒じゃないということなんじゃないですか。
○澤田説明員 違ふと申し上げましたのは、アメリカ側がグアム以西、フィリピン以北という表現をしましたのは、アメリカの方から見まして、そういう一帯の海域におきましてソ連の潜水艦あるいは海軍力の増大というように表現したものであります。わが国の防衛の目標としております。航路帯を設ける場合におおむね一千海里程度というものは違ふ概念であると思ひます。
○矢山委員 私は、向こうが要求したとか要求せぬとか、そんなことを具体的に言ひなさいと聞いているのじゃないんです。そのときに出た北西

太平洋のグアム以西、フィリピン以北の海域と言われたそれと、防衛庁が考えておるのが一致しているのか一致してないのか。これは違ふと言ふんなら違ふとはつきり言つてもらえたいんです。よ、持つて回つたような言い方しなさい。

○澤田説明員 お答え申し上げます。
防衛庁がいたしましたのは、先ほどから出ておりますアメリカ側が表現しましたグアム以西、フィリピン以北という範囲は、何と申しますか、地理的な意味で厳密な範囲を指定して、こゝでわが国の海上防衛の分担を求めたものではないと承知しております。したがういまして、わが国といたしましては、この表現によつて表明されましたアメリカの期待といひますものは、現在わが国が「防衛計画の大綱」に準拠して海上防衛力の整備を進めている際の念頭に置いております。わが国周辺海域、これにつきましても防衛努力を一層向上してほしいという意味であると思ひます。
○矢山委員 ちよつと注意してください。あなた、私はそんなことを聞いておらぬのよ。アメリカの言つておるのと、あなた方が考えてこれまでに発表しておるのと食い違ひがあるのかないのかと言つておるんです。なぜそれがつきり言えないのですか。時間食つてしようがない。

○澤田説明員 お答えいたします。
これは先ほど申し上げましたように、地理的に厳密に言へば、わが国は航路帯を設けます場合に、おおむね一千海里程度と言つております。それで向こうはグアム以西と言つておりますから、グアム島は一千三百海里程度でございまして、そういう地理的な数字の長さで言へば違ふわけでございます。しかし、私どもは、いま申し上げましたように……
○矢山委員 そこはいいんです。それを聞いておるのじゃない。違ふなら違ふと言へばいい。

○澤田説明員 地理的には、厳密な数字的には違ふ概念ですが、使われている意味が違ひますので、わが国の周辺海域、日本は千海里、向こうはそうではないというふうなはつきりした相違を言

つておるものではないと考えております。
○矢山委員 あなた回りくどいことを言うね。私が聞いておるのは、簡単に、アメリカが示した海域と防衛庁が言つておるのと食い違ひがあるのかないのか、それだけ聞いておるんです。そんな持つて回つたような言い方をするから問題がはつきりしてこないのです。だから、あなたが違ふと言ふのなら、現在のわが国が「防衛計画の大綱」で目指しておる防衛力の範囲では、アメリカの要求には対応できないんだということなんでしょう、結論は。対応できるのですか。

○澤田説明員 たびたび申し上げておりますように、グアム以西、フィリピン以北という表現は、私ども先ほどお答えいたしましたように、伊東外務大臣がワインバーガー長官との話の中で聞きまして、これはアメリカ側が具体的にどういふ範囲を厳格に指しているのか、つまり千三百海里というふうな厳格な意味を指しているのか、それともそうでなく、ただ漠然とグアム以西と言つておるのか定かでないと思ひます。したがういまして、いま先生がおっしゃいますように、防衛との関連におきまして違ふかという御質問であります。これは現在のところ、私どもこれを判断する材料を持つておりません。

○矢山委員 そうすると、アメリカが指摘したのが「防衛計画の大綱」で考えておる能力の範囲内に入るか入らぬか、北西太平洋のグアム以西、フィリピン以北の海域、こう言つておるの、これはやつてくれやうとくれないの話をしておるのではないですか。こういうふうな言つたのが、「防衛計画の大綱」で考えておる防衛力の水準で対応できるのかできないのか。それはまだわからぬというわけですね。
○澤田説明員 お答えいたします。
これは米国の意図がはつきりいたしませんので、もし具体的にグアムというふうな表現ではなく、千三百というふうな表現であれば、私どもの「防衛計画の大綱」で考えておりますおおむね千海里程度というものは違ひますが、何度も申し

上げておりますように、米国がはつきりそういう意味で言っているとは承知していないわけでございます。

○矢山委員 アメリカの言ったことをえらい気にするんだね。私はアメリカがどう言ったとかこう言ったとかというのを一つも聞いてはいないのですよ。北太平洋のグアム以西、フィリピン以北という海域が話の中に出てきた。それが防衛庁の考へておる防衛海域に合致するのせぬのか、合致しないというなら、いまの「防衛計画の大綱」による防衛力水準では対応できないのである、こういうことになるんでしようということを聞いておるので、あなたと話をしておると全くこ

ちがいがいいじしてくる。この問題はまた改めて聞きます。全くしやうがないね、これでは。

次にお伺いしたいのは、これまでアメリカ側からいろいろ言われておりますね。防衛力の整備について言われておるのは、特に対潜水艦能力を強化しろとか、あるいは防空能力を強化しろとか、こういうことがいろいろ話題に出てきておる。先般のマンズフィールド大使からもそういう話が具体的に出ておるよう聞いておるのですが、私どもは、わが国の「防衛計画の大綱」というのは、大体陸海空三自衛隊が均衡のとれた形で増強を目指すというたてまえになっておると思うのです。そういうふうな理解しておる。そうすると、海空に重点を置いて防衛力増強をやれということになつてくると、この「防衛計画の大綱」のたてまえというのが崩れてくるんじゃないかと思うのです、その点はいかがですか。

○澤田説明員 お答えいたします。

「防衛計画の大綱」は、いま先生がおっしゃいましたように、陸海空、後方、バランスのとれた防衛力の整備を定めておるものでございます。したがって、もし仮に海空だけを重視して、陸はどうでもよいということであれば、これはおっしゃいますように、「防衛計画の大綱」の言っておりますバランスは崩れるわけでございます。しかし、私どもは決してアメリカが言ったからとい

つて海だけ、あるいは空だけを増強するというようなことはなく、わが国にとりまして必要最小限度の防衛力ということで、陸海空三自衛隊、そして後方支援態勢等バランスのとれた防衛力の整備に今後とも心がけていくつもりでございます。

○矢山委員 そうすると、こういうふうな理解していいですか。アメリカが何と言おうと、つまり海空重点に強化しろと言おうと、「防衛計画の大綱」のたてまえというものは、陸海空三軍の均衡のとれた増強を目指しておるんだから、そのアメリカの要請に従うことはできない、あくまでも大綱のたてまえどおり、陸海空三軍の均衡のとれた強化を考へていくんだ、こういうことですね。

○澤田説明員 お答えいたします。

基本的にはいま先生がおっしゃいましたとおりでございます。ただ、均衡といふのは、そのときそのときの状況、陸海空の整備の進捗状況その他によつて違ひますので、厳密に毎年陸海空、たとえば防衛予算上一定の比率、均等にやつていくというわけではございませんが、精神といたしましては、いま申し上げましたように、陸海空三自衛隊、そして正面と後方、バランスのとれたものを考へております。

そしてまた、私はアメリカ側がわが国の防衛につきましても、防衛力向上の期待を表明していることは承知しておりますが、そこに若干海空にストレスといひますか、強調されているようにも感じられますけれども、決して陸上自衛隊が不必要であるというふうなことをアメリカが言っているとは理解しておりません。

○矢山委員 もうこれ以上防衛課長とやり合つてもしょうがないわ。

次に質問を移しますが、この軍事力の強化の問題ですが、ソ連の軍事力強化に対応した軍事バランスの維持と、それからソ連の第三世界への進出に対する西側陣営の共同防衛のための結束強化と公平な役割分担で一貫しておるというのがアメリカの基本方針だと思ふのです。

ところで、これに同調する以上は、私は米ソの

両超大国の軍拡競争は避けられぬ、こういうふうな思ふのです。したがって、その中でわが国に対する防衛力強化の圧力も強まる一方だ、こういうふうな考えざるを得ません。強化しろという要求に対して、とても拒否できるというふうな姿勢を貫くことができるというふうには私は確信を持てないわけなんです。これまでのわが国の防衛力増強の問題にしても、自主性だ、自主性だと言ひながら、防衛力強化を格段にやっていくときには、常にアメリカの強力な要請というものが背景にあり、その強力な要請を背景にしなから、自主的にやり出す、こう言つておるわけですから、だから基本的には何も自主的なことではない、アメリカの要求に応じて軍備拡大をやつておる。これをやつておると際限のない話になりはしませんか。こちらが軍備を強化する。向こうも強化する。向こうが強化したと聞けばこちらでも強化する。大体際限のない話になつていくと思ふのです。私はそういうふうな対ソ認識のもとに軍拡競争に走つていくというのが日本にとるべき道なのかどうか、それに大きな疑問を感じるわけですが、いかがでしょう、外務大臣。

○伊東外務大臣 私もアメリカに行つてハイグさんにも話したのは、力のバランスということ、それはわからぬではないが、やはり話し合いによつて平和ということを探っていくべきじゃないかというところで、米ソが全面的に対決して核戦争のよくなことになつたら、もう世界の人類の終わりじゃないか、そういうことは避けるべきで、米ソに平和関係が維持されていくということが大切だということを話しまして、首脳会談でございましてとを話したわけでございます。

それで、いまの情勢から言ひまして、力のバランスということ、そういう国際的な情勢のあることは確かでございますが、また一面、核の軍備でございますとかあるいは軍縮の動きということも国連等であるわけでございますので、日本としては、外国から侮られないだけの自衛力の増

強ということは、従来のとおり着実に、これは本当に日本としてどうするかということをお自主的に考へていく必要があるというふうには私は考へておるわけでございます。

○矢山委員 私は外務大臣の御発言を聞いておつて、自家撞着もいふところではないかと思ふのです。あなたが、軍備の拡大は際限のない軍拡競争になる、それじゃいかぬのだということをお感じになつて、そういうふうなことをしない方がいい、やはり平和的に問題を解決しなければいけないんだということ、そしてそれは軍縮が大切なんだということをおっしゃるのなら、アメリカの軍備拡大要求に対して、私はこれを拒否していい、そのことが、どういふ名目をつけようと、軍備拡大ということは相手に対して反作用を及ぼすのだ、相手も軍備拡大をやると、相手が軍備拡大をやれば、またこの反作用がこちらに及んで軍備拡大になるのだということはお必然なんですからね。だから、私はそれを阻止するためには、アメリカは軍備拡大をやるべきではないし、わが方もアメリカの要求に従つて軍備の拡大はできぬのだというふうな、その立場を明白にすべきだと思ふのです。それをやらぬで、アメリカの軍備拡大の要求に応じて軍備を拡大しておいて、そしていや、平和を保つためには軍備拡大じゃいかぬのだと言つても、これはまさに自家撞着なので、私はおよそこれはおかしい話だと思ひます。しかし、それに対しての御答弁はよろしい、どうぞこれは意見の食い違ひになるのでしようから。

そこで、時間の関係がありますから、次に質問を移していきたいと思います。

三月十八日に下院の外交委員会の証言で、ヘイグ国務長官だったと思ひますが、大体こんなことを言つておるのです。軍事援助は、ソ連の脅威からエネルギーなど重要資源を守るため中東に重点を置く、二国間援助は、米国の外交目的に沿つたものにする、国際援助機関については、米国の安全や経済に重要な諸国への援助増加を要求して、今後二国間援助に重点を移すのだと言つてお

るのですが、要するに、これは対外援助も対ソ戦略の一環だという位置づけで、友好国と非友好国とに分けて友好国への援助増額をやる、こういう方針だろうと思うのですが、この対外援助の方針が示されましたか。示されたときにどういう対応をされましたか。

○伊東国務大臣 経済協力の話はヘイグさんとして、それで経済協力というのは、東西関係というものを主として考えるということじゃなくて、南北関係を中心にして考えるべきじゃないかという議論を二人でしたわけでございます。ヘイグさんは何も東西関係、友好国と非友好国とを頭から分けてしまつてやることを考えているわけじゃないということをおっしゃいました。また二国間、国際機関の問題は、外国と約束した分担保は必ずこれは履行するというのも言っておりまして、南北問題、東西問題、経済協力について意見の交換を議論したことはございます。

○矢山委員 私は、あなたが言われた対外援助というのは、南北問題の解決に重点を置くべきだという考え方は正しいと思うのです。それがアメリカの今度の援助方針というのは明らかに変わってきた、私はこういうふうに判断をしているわけです。つまり対外援助というものを、対ソ戦略という視点からすべて考えていくとすることが今のヘイグ国務長官の話の中であらうかと思いますが、行政管理局の出した方針の中にもうかがうことが出来ると思うのです。それは私は対外援助について大幅削減をやるわけでしょう。大幅削減をやったその上で対外援助をやるというのなら、やはりヘイグ国務長官の言うように、自分にとって直接的な効果のあるところ、それは対ソ戦、略上直接役立つところ、そこに重点を置くのだ、こういうふうになることはあたりまえの話なので、ヘイグ国務長官が何と言われようと、それは単なる言葉のあやであって、私はやはりアメリカの援助方針は大きく変わってきたという認識を持っておるのですが、そのアメリカの対外援助の方

針に関連して、日本にどうしてもらいたいとか、直接的に要求という形ではなくても何か話がございましたか。

○伊東国務大臣 第一点の大幅削減ということ、これはないのでございまして、去年の実績よりことしの予算の方が若干ふえる。減ると先生がおっしゃったのは、実はカーターさんがことしの実績よりも来年はうんとふやそうという予算の要求を出したのですけれども、レーガン政権がそのうんとふえるということを除いたのでございまして、実績は去年よりもことしは若干ふえるというのがアメリカの経済協力予算でございまして。その点は誤解ないようにしていただきたいのでございます。

議論しました中で、アメリカから何か経済協力についての要請があったかということもございまして、具体的な要請はございませんでした。

○矢山委員 私は、あなたが言われたように、南北問題の解決ということに重点を置いてやってきた日本のこれまでの対外援助の方針というのは正しかったと思うのです。ところがこの姿勢が、一昨年のアフガニスタンへのソ連の侵入以来変わってきたんじゃないかというふうに考えておるのです。というのは、これまで出された外交書書と読んでみたのですが、五十四年版の外交書書までにはなかった記述が五十五年版では出てきております。それを読んでみると、「また、パキスタン、トルコ、タイなどに対する援助の強化にみられるように、広い意味での安全保障を確保するとの見地から、現下の国際情勢を踏まえつつわが国独自の立場で援助の強化を図るよう心掛けています。」こういうふうになっている。この時点でアフガニスタンへのソ連軍侵入という事件に衝撃を受けたアメリカが、日本なんかにも働きかけて、紛争周辺国への援助だというようにすることでそれに対応していった。そこで対外援助方針の転換が始まったのだらう、こういうふうにご覧になっておるわけですが、アメリカの今後の要求というのは、日本も対ソ戦略上西側の一員だと言っておるのだから、

そういう対ソ戦略上の位置づけで対外援助もやってほしいのだという要求が今後強まってくるのではなからうかということをお心配しておるわけでありまして。

そこで、私がお聞きしたいのは、オマーンやジャマイカへの援助を計画しておるといことが報道されておるのですが、これは事実でしょうか。

○伊東国務大臣 いま二つ言われましたが、オマーンにつきましては昭和五十一年ごろから技術協力をやっております。あそこは主として石油を買っておる国でございまして、石油以外の鉱産物資源の賦存状態の調査をしたいということで、調査の技術協力をやっております。それから昨年オマーンが民生安定のために特に農業開発をやりたいたいということで、あそこは水資源がなかなかありませんので、地下ダムができるかどうかというところで、技術的な調査団を出して何回も実地調査をやっております。そういうことで、民生安定のための農業開発、約一千ヘクタールと言っておりますが、そういうことができるかどうかということと調査をやっております。そのとおりでございますが、その結果がまだまとまっておりませんので、それをどういうふうに扱うかということはまだ決めておりません。

それから、ジャマイカは一九七九年、二年前に輸銀で一千万ドルのバンクローンをやったことがございます。それから同年に、水害でございまして、災害援助で五千万円かなんかの経済協力をやったことがございます。それでことし、あそこが経済的に非常に困つておる、民生安定のために関係国が集まってあそこを援助できるかどうか相談をしようということで、世銀が主宰をしまして会議をやりました。そのとき日本も商品借款で一千万ドルという意向表明を、まだ現実に出してはおりませんが、したことはございまして。これは世銀が主宰してやった会議でございまして。

○矢山委員 いまのお話を聞いておると、まさに日本が自主的な判断で援助しておるんだというふうに聞かれますが、たとえばジャマイカにつ

いてまず申し上げますと、ジャマイカの問題については、私も聞いておるの、二月に訪米された大来政府代表にヘイグ国務長官が、カリブ海への関心をもち持つようというふうなお話があったというふうに聞いておるのです。これは実に上手な言い方ですけども、私は、こういう言い方の中で、それなりにこのジャマイカに対する援助要請があったんではなからうか、こういうふうに思うのです。

なぜかという、このジャマイカは、御存じのように八〇年の十月の選挙で、社会主義化を進めておったマンリー政権ですね、これが倒れて、親米政策をとるシーガ政権が生まれたわけですね。そしてニカラグア、グレナダなど中南米諸国のキューバ寄りの姿勢を心配しておったレーガン政権が、ジャマイカを拠点にして巻き返しを図ろうというので、最近大幅な援助を始めておるわけですね。しかも、御案内のように、エルサルバドルの問題と関連をしておるときに、このジャマイカというのは、アメリカの戦略的な見地から非常に重要な地域だということになっておる。だから、日本に対しても援助してくれということになり、あるいは援助してくれと明白に言ったか言わぬかは知らぬが、援助を誘うような話があり、援助に踏み切ったんじゃないかならうかというふうに私は判断するわけです。そういう対ソ戦略上重要な、アメリカが拠点視しておるところへ援助をぶち込んでいくというやり方は、名前は民生安定だと言いつつながら、実際は民生安定に名をかりた軍事的な色彩を非常に帯びた援助だというふうに受け取らざるを得ないので。

それから、オマーンにしてもそうですね。オマーンはいまどういう状況かというの、これは御存じのとおりでしょう。アメリカが援助をやる、その見返りにあそこをアメリカの基地をつくらうとしているわけですね。それでオマーンは、米軍からの援助の見返りとして、米軍に空港と軍事施設の使用を認めておる状況です。この間の報道によりますと、オマーンと米軍との合同通信偵

習、これが計画されておるとか、すでにやっておるのかも知れませんが、そういうことが言われておるのです。これもアメリカが中東というものを対ソ戦略上の重要な拠点として考えておるからです。いまハイグさんが、中東地域に對ソ戦略拠点をつくらうというので、中東安全保障体制というのですか、そういったものを構想しながら出かけておられますけれども、オマーンというのは、そういうアメリカの對ソ戦略上の拠点なんですよ。そこに対して援助をやるというのは、なるほど農業援助だとか何だとか、民生援助だということにはなるにしても、間接的にはオマーンやジャマイカの現政権を強化する、そしてアメリカの戦略拠点にしたいという要望に沿う、そういうことに結果的になるんじゃないですか。どうなんでしょう。

○伊東國務大臣 先生おっしゃいますが、オマーンはもう昭和五十一年から経済技術協力をやっておるわけでございまして、ことごとく去年とか急に始まった問題では実はないのです。そういうことで、民生安定ということをやっておるわけでございまして、この間エチオピアにもわずかでございまして、実は援助をまたやったというようなことがございまして、民生安定とか福祉向上とか社会経済開発という目的を衆議院の外務委員会でも決議で決めておられることもございまして、なるべくそれに忠実にということでは実はやっておるわけでございまして。

○矢山委員 それは端的な軍事援助という形ではおやりにならないかと思ひます。しかし、将来はわかりませんが、やるといふようなことになるかも知れませんが、現在はまだおやりにならないかと思うのです。だから、オマーンに対しては農業開発だ何だと言っておる。ジャマイカもずっと前からやっておるんだ、いろいろのことを言っておられるわけですが、しかし、現在の客観情勢から見れば、そういう地点に援助の重点を移していくということは、やはりきわめて危険な方向じゃないかというふうに思ひます。特にこれから中東とかあるいはカリブ海、極東地域、こ

ういったところをアメリカは重要な地帯、紛争が起る可能性のきわめて高い地域だ、こう言つて対応策に忙しいときでしょう。そうすると、そういうアメリカと緊密な関係にある、アメリカのいわゆる戦略的な要請にこたえる特定の国々に対しての援助要請というものが次々出てくるのじゃないか、こういうふうには私は心配をするわけです。今後の援助のあり方を見ておればおのずから明らかになることですが、そういう心配が私はあります。したがって、そういうようなソ連を標的に置いたアメリカの戦略的な対外援助に巻き込まれないように全力を挙げていただいたいの思ふのです。どうですか。

○伊東國務大臣 大体日本の経済協力というものは、アジアが七割、アフリカ、中東、中南米一割ずつくらい比率でずっとやっておるわけでございまして。いま矢山さんから御要望ございましたが、日本としましては、南北問題がやはり世界の平和につながるのだということを重点にしまして経済協力を運営していくというやり方、また国際紛争を助長したり平和以外の軍事目的に使われるというようなところにはやらないというような方針で、極力自主的な判断でやってまいるつもりでございまして。

○矢山委員 ぜひそういうふうに御期待をしておきます。南北問題の視点を忘れてアメリカの東西対決、米ソ対決という枠の中に取込まれた対外援助というのは、およそ国際緊張を増大をさせても何ら事態を好転させるものではないというのはいさう言ふまでもないところですね。

そこで、次に中東の問題に移つてちよつとお伺いをしたいのですが、レーガン政権がとつておる中東戦略は、中東危機の主要な原因はソ連の拡張主義にあるととらえて、西側諸国の生命線とも言えるペルシャ湾の油田地帯をソ連の脅威から守るためには、米國が確固とした政治的、軍事的な基礎を築く必要があるとして、御存じのように、サウジアラビアへのF15用の武器の売却、それからイスラエル、エジプト、トルコ、ヨルダン、パキ

スタン等のほかペルシャ湾諸国に対して最近総額六十億から七十億ドルに上る軍事援助を供与するという方針を決定して、見返りに軍事基地を求めたりあるいは米軍の直接駐留を求めているというふうには私も承知をしております。また最近では、反政府勢力が望むならば、アフガニスタンへの武器援助に踏み切る明確な用意がある、こういう発言をレーガン大統領なりワインバーガー国防長官が言つたというふうに承知しておりますが、中東問題について積極的に話し合いが行われましか。

○伊東國務大臣 中東問題について話をしました。中東の和平、それからPLOの問題、ハイグさんと話をしたわけでございまして。

それで中東の問題は、前に民族の問題、宗教の問題でいろいろ問題があつたわけでございまして、が、イラン、イラクの紛争以来、同じ宗教の中でまた分裂するといふようなことになる。アフガニスタンに対するソ連の侵入で、東西の影がその中でまた覆いかぶさってくるというふうな非常に複雑な状態になつておることは矢山さん御承知のとおりでございまして、私はワインバーガーさんにキャンプ・デービッドで、平和ということ、これはわかる、それをまたもう一つ乗り越えて、もう一步進めて包括的な、長期的な、永続的な和平といふことを考えるべきじゃないかといふことで、日本の中東和平に対する考え方、パレスチナ人の自決の問題、PLOの処遇の問題、またイスラエルの承認の問題とか、PLOがパレスチナ人がといふようなこといろいろ話したわけでございまして。これはECと大体同じ考え、きのうキャリントン外相ともその問題も話したんですが、大体ECと日本の考えは同じでございまして、それに対しては米國務長官は、この間でもございましたが、自分も中東へ行つて和平といふものをどうやたらいいかといふことをひとつ考えてみる、キャンプ・デービッド問題を進めることは当然であるが、それからどうするのだといふことをアメリカとしてもよく考えてみるんだ、アメリカの中東に

対する総合的な政策ということについてはいましばらく待つてもらいたいといふようなことで話し合いをしたことは確かでございます。

○矢山委員 いま指摘したような中東政策というのをどう考えるかという問題なんですが、ペルシャ湾岸諸国では、このようなアメリカの介入はソ連の介入を招く、また国内の反政府活動にも利用される、こういう考え方で非常に拒否反応が強いと言われているわけですね。それからまたアフガンへの武器援助なんというところは、いまそこでソ連と政府軍対反政府勢力という図式でやっているわけですが、そこをアメリカが反政府勢力に武器援助をやるということをやつたら、これは一気に東西対決ということになっていく可能性があるわけですね。またパキスタンへの軍事援助を強化する、軍事援助を主体で経済援助がちよびつついておるようですが、そういうことをやれば、これは印パ関係というものが非常に響いてくるわけですね。だから、そういうふうにアメリカがすべてソ連を標的にして、ソ連を力で抑え込むのだ、そのためには軍事力の増強もやるが、武器外交を徹底的に展開して、対外援助でいわゆる軍事的な支援に視点を置いてやっていくんだというふうな政策というのは、全く見当違いもはなはだし。中東地域における紛争といふのは何も東西対立が主たる要因ではないので、あなたがおっしゃつたように、宗教問題だとか国内の経済不安や政治不安だとか、そういうことに問題があるわけでしょう。だから、そういうアメリカの姿勢というものは大変な間違いだ。だから私は、友好国と言ふ以上は、今後そういう点をアメリカに厳しく反省を求めるといふ姿勢があつてしかるべきじゃないか、そのぐらいの厳しい姿勢でアメリカに対していくということが必要なんじゃないか。

実は、きのうの新聞ですが、サウジアラビアのサウド外相が見たのですが、サウジアラビアのサウド外相が、サウジアラビアがソ連との対話を続けてきたといふことを明らかにして、また外交関係は樹立をしておられけれども、外交関係樹立の用意があ

という発言をしておるのです。これこそまさにアメリカの介入を拒否する、同時にソ連の介入もお断りだという主張の端的なあらわれじゃないか。しかも、いまという時期が、ちょうどヘイグ國務長官が中東へ出かけて行って、サウジアラビアやイスラエルやその他四カ国が五カ国回って、そして対ソ戦略上の拠点を固めようというなら、中東の安全保障体制を何とか築き上げようとしておるその最中にこういうことをばつと出したという事は、私はこれがやはり中東諸国の本當の気持ちじゃないか。彼らは一番米ソ両超大国の介入というものを警戒しておると思うのです。私は、そういう点を十分踏まえながら、今後アメリカの対外援助というのに対しては対処してほしいと思います。再度外務大臣の御所見を伺いた

○伊東國務大臣 ああ地域がいわゆる超大国の介入というものについて非常に神経質といいますが、非常に関心を持っています。これはおっしゃる通りでございます。でございまして、ソ連もアフガニスタンに入つたということで非常にあの地域が心配しているということも事実でございます。で、両超大国がその地域に非常な影響力を持つという事は、世界の平和にとつて非常に大きな問題になるということも私はわかります。で、現実の問題は、リビア、シリアがソ連寄りであるとかいろいろなことを言われます。そうした現実を踏まえて物を考えなければならぬということとはよくわかりますが、矢山さんおっしゃったような、なるべく紛争を小さくしていくという努力は、これは当然に考えなければならぬことでございます。今後の経済協力の運営につきましても、そういうことを頭に置いて考えていく、あの地域の平和ということも頭に置いて考えていくということとはわれわれは当然考えなければならぬ、こう思っております。

○矢山委員 先ほど外務大臣もお触れになりましたが、中東問題解決の根底にあるのはパレスチナ問題の解決だ、こういうふうに私は考えておるわ

けです。それであるなら私はお伺いしたいのは、これが正しいそのまゝの報道かどうかということ。これは後でお伺いしたいのですが、PLOの問題についてあなたヘイグ國務長官と話し合われたと言われた。その話し合われたときに、これは先ほどとも言ったように、会談メモがないから私は新聞の報道に準拠して言っているわけですが、そのときにあなたはこんなことをおっしゃったと言っています。アラファトPLO議長は来日を機会に、PLOがテロ活動をしないこと、イスラエルを承認することなどを説得したいという発言をなさつたというんです。その上でさらにこう言われておるといふんです。もう一遍繰り返しますと、PLOがテロ活動をしないこと、イスラエルを承認することなどを説得したいと言いつつ、その一方でわざわざPLOをパレスチナ人の唯一の代表と認める意思はない、またPLO代表部に外交特権を与える意思はない、こういうふうな表明をされたというふうに伝えられておるんですが、これは事実としたら私はとてもない話だと思うのですが、どうなんですか。

○伊東國務大臣 去年私はイスラエルの外務大臣と国連で会つたときは、イスラエルはいまのままでは孤立しますよ、パレスチナ人の自決権を認め、そしてPLOが平和の交渉のテーブルに着くということ、イスラエルも認めなければ、イスラエルというものは孤立しますよということを、実はイスラエルの外相に去年言つたことがございまして。そしてその場合には、パレスチナ人もイスラエルの生存権を認める、相互承認ということが大切だということを私はイスラエルの外相にも言つたわけでございます。

今度中東の話が出ましたときに、中東の平和の根本はパレスチナ人の自決権を認めることだ、そしてまたパレスチナ人がイスラエルの生存権も認めることだという話をしまして、それからPLOのことになつたわけでございます。PLOに對しては日本は唯一合法とは言っていないのです。ただ一つの代表だとは言っていない。有力なパレ

スチナ人の代表の団体だということは從來も言っておりまして、それは変わりないのですが、唯一だということはない。唯一かどうかはパレスチナ人が決めることだと思つておるわけでございます。

それから、PLOの事務所に外交特権は、外交特権というのは国とか政府に与えるわけでございます。で、PLOはそういうものではない、これは従来まゝのことでございます。政府として何も変わったことじゃないわけでございます。

そして、そのときにアメリカに對して言つたことは、イスラエルもパレスチナ人の自決権を認める、PLOの平和のテーブル参加を認めるということをやらないければいかぬし、アラファト議長が日本・パレスチナ友好議員連盟の招待で来られたら、私は会うつもりでございます。その際PLOの代表に、イスラエルの生存権を認めるということ、私は言うつもりだし、またPLOが武力とかテロとか、そういうことで物事を解決するということではなくて、話し合ひで平和裏に物事を解決するということも必要だということを言うつもりでございます。こういうことを私は言つたわけでございます。いま先生言われたのは、一方のことだけ書いてありますけれども、イスラエルに對してもこういうことだ、アメリカもそう考えなければいかぬじゃないかということも話したわけでございます。問題は、PLOとかパレスチナ人の自決権の問題につきましても、意見の相違があつたことは確かでございます。

○矢山委員 レーガン政権は、現在のところでは結局イスラエルに同調してPLOの存在を認めない。つまりPLOの協議参加を拒否しているわけですが、これでは問題は解決しないので、中東問題を解決しようという意欲をせっかく持たれたのなら、いま一つ重要なのは、PLOを唯一の代表と認めるか認めぬか、それはパレスチナ人が決めることだとおっしゃつたけれども、そういう言い方というのは、これまでたびたび日本が国交の

なかつた国を承認するときに使われてきた言葉なので、むしろ現在では、PLOというものをパレスチナ人の代表と認めて、これに外交特権を積極的に与えていく、そのことの上に立つて問題の解決に全力を挙げた方が中東平和の問題については数等に効果を上げるのじゃないか、こういうふうな私は思つておるのですが、現在はどうしてもそこまで踏み込めませんか。

○伊東國務大臣 唯一合法の唯一ということまでは、それから外交特権を与えるということまでは、日本はまだ踏み切っておりません。

実は、ゆうべもキャリントン外相と話したのでございまして、中東和平についてはほとんど意見が一致してございまして、いつまでも包括的、長期的な和平が来ないということになりますと、そこにいろいろの問題が起るおそれがありますから、ECもひとつアメリカを説得することに大いに努力してもらいたい、日本もECと考える一緒なのです。この間も話してきたし、今後またアメリカに對して説得の努力をするということもキャリントンさんとゆうべ話したところでございまして、日英同盟かと言つてキャリントンさんは笑つていましたけれども、中東和平の長期的、包括的な実現につきましても、いま言つたようにECも同じ意見でございますので、今後も協調しまして、早くそういうことが実現するように努力してまいりたいと思つております。

○矢山委員 時間がありますので、もう一つ、具体的な問題としてお伺いしたいのですが、最近アフリカに對して、これはまた大変な問題に発展するおそれがあるようなことがアメリカによつてたくらまれておると私は思ふのですが、それに対してどうお考えになりますか。

アフリカ問題について話が出たか山ぬかは知りませんが、一つお伺いしたいのは、三月十九日、アメリカ議会对してレーガン政権がアンゴラ反政府勢力への軍事援助禁止措置の撤回を求めたというところなんです。こういうことをやると、アフリカ諸国がそういうレーガン政権の姿勢というの

をとてもしやないが承認をしないだろうし、まさにそういうことをやっていくということは、アメリカの軍事的なアングラ内戦に対する干渉になるし、介入になるし、さらにそのことが東西対決というものを非常に激化させていくおそれがあるのじゃないか、こういうふうに思っておるのです。が、これを御承知ありませんか。もし御承知であれば、それを御承知ありませんか。もし御承知であれば、これはアフリカ内戦を激化させていく上で非常に誤った姿勢だと私は思っておるのですが、どうでしょう。

○村田政府委員 米国の中でそのような議論があるということは、私も承知しております。現在、レーガン政権は南部アフリカの問題に関しましては、まだ政策を固めておらないようでございまして、まさにこの瞬間に担当の国務省の高官が南部アフリカの諸国を回っておるわけでございます。したがって、先々のアングラ政策につきましても、その国務次官補の帰国を待って検討を続けるというふうに承知をいたしております。

○伊東国務大臣 なお、ちょっとお答えします。この前のときはアフリカ問題をやる時間がなくて、実は触れませんでした。ただ、経済協力のときに、第三世界をソ連側に回してしまふ、そういうやり方になるおそれが多分にある、やはり南北問題というものを考える場合には、第三世界というものにもみんな理解を持ってもらわなければ困るということで、アフリカに第三世界が多いのだということを話したことがございますが、いまのような具体的な問題につきましては、ナミビアの問題とかいろいろありますが、時間がなくてこの間触れなかったでございます。

○矢山委員 これは外務省がどう対応されるのかわかりませんが、遠いアフリカのことだから直接われわれにはかわりはないから、アメリカのやるのを待っておろう、こういう姿勢もありませんけれども、そういう姿勢でなくて、あなたがおっしゃるように、こんなことをやると第三世界諸国をアメリカの敵に回してしまうという結果になる

のははつきりしておると私は思ふのです。それは、このことが報道された後の南部アフリカを中心としたアフリカ諸国の反応を見れば明らかなんです。だから、この点は世界平和という立場から言ふならば、外務省も、よそのことだということではなしに、そういう誤った対外援助方針というのは、全体のアメリカの方針の中の一つですから、私は積極的にそういうことに對してやるべきじゃないというふうな意見は述べていいんじゃないかと思ふのです。

そういうことを考えながら、実はこの間タンザニアのニエレ大統領が見えましたね。あのときに記者会見で、ニエレと一緒に来ておったサリムという外務大臣が言った言葉があるのです。これを新聞で見たのですが、どういうことを言っているかという、キューバ兵がアングラに駐留しているのは、南アフリカがアメリカと協力してアングラの独立を妨げてきたためだ、アメリカが中東やアフリカに軍事基地を求めたりすることの方がよほど理解できないことだという発言があったというのです。こういうアメリカに対する見方もあるのだ、アフリカの第三世界諸国にすれば、そういう考え方。その他のアフリカ首脳の伝えられるこの問題に対する発言を見ても、私はその声を代表していると思つてゐるのです。だから、ぜひそういう問題に対しては、私は積極的な対応をとっていただきたいと思ひますが、いかがでしょう。

○伊東国務大臣 いまキューバのお話が出ましたけれども、どちらが卵か鶏かという問題はありますけれども、第三世界を敵に回すというやり方、これはまずいということはよくわかります。で、アメリカに対して、この間も海洋法の問題でアメリカがいろいろの意見を急に言い出すとか、そういうような問題は、大体第三世界を敵に回すようなことでまずいというふうなことを私も言ったことがございますので、やはり言うべきことはアメリカに對しても忠告するということが本

当の友人だと私は思ひます。

○矢山委員 これで最後にしたいと思ひますが、近く首脳会談もあることで、そういう場をとらえて、現在アメリカがとつておる対外援助のやり方について、いままでも質疑を繰り返して、アメリカのやり方に対する相当な批判的な考え方もありになる、承知しましたので、ぜひその旨を十分表明をして、そういうような南北の解決を阻害するどころか東西対立を激化させるようなまずいやり方をやめるべきだという積極的な忠告というか忠告というか発言を私は期待したいと思ひます。

そこで、私はこれまで繰り返してきた議論を整理して私の考え方を申し上げまして質疑を終わりたいと思ふのです。それは、世界の不安定化の要因を、ソ連の軍力増強とその第三世界への進出とらえ、それに対して力をもつて、つまり軍事的に對対応しようとするれば、それは際限のない軍拡競争に陥ります。その結果は、今日すでに現れております。に、米ソ両超大国を初めとする各国の経済的な困難や第三世界の発展の阻害や東西対立、南北対立さらには南々対立の激化であり、世界の不安、動揺を招くのみであると考えます。そしてその行き着くところは全面戦争の危険であります。私もこれが考えなければならぬのは、世界の不安定、緊張というものをソ連に収斂させるという対ソ認識が正しいのかどうかということです。

それについては、一つには第二次大戦の紛争の実態というものを検討してみることがあると思ひます。私が読んだ書物の中に、それを検討したものがあつますが、それによりますと、第二次大戦後の紛争は、ベルリンの封鎖とチェコ、ハンガリーの両紛争、現在のアフガニスタン紛争を除けばすべてが第三世界における紛争である。アフガニスタンにいたしましても、考えてみるとアフガニスタンは五〇年代以降経済的にも軍事的にも政治的にも明らかにソ連の影響力圏下にあつたというところを考えなければならぬと思ふわけでありま

す。

そこで、第二次大戦後の紛争というものは、植民地独立戦争が全体の約一七％、独立した後に国内の権力のあり方をめぐつての紛争、いわゆる内戦が全体の五四％、第三世界間の国境線をめぐつての紛争が約二九％、こういう状態であり、これにせよそのすべてが第三世界における紛争であります。戦後に關して言うとも、もはや武力紛争の舞台と当事者は完全に第三世界に移つておるのであります。その紛争の原因も第三世界の国々の経済的、政治的な不安、動揺がその根底にあります。これを取り除かぬ限りは、世界の不安定と動揺は私は解決されないと思ひます。世界の不安定、緊張の要因をすべてソ連に収斂して考え、これを力をもつて抑えることが世界の不安、緊張をなくすると考えるのは、私は明らかに誤りであると思ひます。それは逆に不安と緊張を強め、紛争を多発させるのみであります。したがって、日本が米国の対ソ認識に同調し、その対ソ軍事對決に對して、軍事力の増強とか米国の對ソ戦略的な國への對外援助を強化するとかいうようなやり方で加担することは、世界の緊張激化に手を加ふことであると思ひます。私はこれは絶対に避けるべきであると思ひます。いま必要なのは、米ソ間の信頼関係の回復を図つて、力と力の對決を避けるために、平和憲法を持つておる日本が積極的な役割りを果たすべき重大なときだというふうに考えております。

私の考え方について、あるいは御異論のあるところもあるかもしれませんが、基本的には私はそうだと思ひますので、今後アメリカの對ソ世界戦略の中にまざるごと取り込まれて東西対立を激化させたり、南北問題の解決に障害を引き起こしたり、南々対立を激化させて、世界の不安、緊張を増大させるようなことは絶対になさらないようにということを希望いたしますので、私の質疑を終わらせていただきます。

○江藤委員長 鈴切康雄君。

○鈴切委員 外務大臣、当面する外交の政治課題について約一時間くらい御質問申し上げて、それからまた本会議が終わりましてから一時間くらい

ということでございます。

まずお聞きしたいことは、五月に入りますとレーガン大統領と鈴木総理との間におきまして首脳会談がすでに予定されているわけでありまして、過日、レーガン大統領が突如凶弾に倒れまして、大変に心配をしたわけでありまして、その後経過も非常に良好だというふうに伝えられております。そこで、鈴木総理の訪米は予定どおり行われるのか、アメリカの方からちょっとぐあいが悪いからといって何か変更してくれという話が外務省にきているのかどうか、もし予定どおりに行かれるとするならば、鈴木総理に随行されるメンバーは、もちろん外務大臣もそうでしょうけれども、こちらの方はどういうメンバーで行かれると判断してよいのか、その点についてちょっと伺いしなす。

○伊東國務大臣 レーガン大統領の不幸な事件があった直後から、アメリカにありますが大使館は向こうの政府と、私は東京のマンズフィールドさんと連絡をとっているのですが、何か決まった方向から公式に連絡をよこすということには言っておりませんが、いままでのところは、会談を延期してくれとかそういうことは一切何もございせん。むしろ非公式には予定どおりではないかなという感觸の連絡はございしますが、まだ正式に延ばすとかそういうことは一切ございせん。でございまして、私も予定どおり行われるというふうに思っているわけでございます。

それから、その場合にだれが随行で行くかというところは、まだ一切そういう相談はいたしておりません。私は、いままでもずっと外務大臣が行っておりますし、この間も行ってきましたし、そういう場合は多分お供するだろうとは思っておりますが、まだ具体的にどういう範囲でだれということとは決めておりません。

○鈴木委員 この間外務大臣がアメリカに行かれました。そして訪米中に日米の自動車摩擦の問題が最大の外交問題として持ち上がったわけであり

ますけれども、その処理の仕方を誤りますと、また保護貿易主義など大変に安易な誘惑を招きかねないと思ひます。

そこで、日米の問題は日欧の問題にまで連動するという危険があるのではないだろうか。外務大臣は自動車問題はどのような解決の仕方が望ましいかということについてまず一点お聞きしておきます。

それからもう一つ、実は外務大臣が訪米をされる時に、自動車問題も出るだろう、あるいはまた防衛も出るだろう、こういう感じでお行きになったと思うわけですが、ほとんど防衛というものが影が薄れてしまつて、もう全部と言つていくらい自動車問題が出されたわけでありまして、自動車問題については内政的な政治問題、これを早く解決したいというレーガン政権としての考え方が強く働いた。また防衛問題はもともとじつくりと、世界戦略の問題であるがゆえに、これは総理大臣が来たときに話し合おうというアメリカの意図が働いたのではないだろうかという感じがしてならぬわけでありまして、それについて外務省として十分な情報を持ってアメリカに行かれたかどうか。私は外野席にいらして外務大臣が自動車問題のことで大変悪戦苦闘してがらばつておられる姿を見まして、少し情報の収集が足りなかつたんじゃないだろうかという感じがしてならぬわけでありまして、その点についてはいかがでありますようか。

○伊東國務大臣 私が参りますときにはワシントンから大河原大使も来ておまして、アメリカの情報等については大使を通して聞いたわけでございます。自動車問題は内政問題として非常に大きな問題になっていることは承知もして、総理、また田中通産大臣とも会ひまして、実はいろいろ打ち合わせをして参つたわけでございます。向こうへ行きましての印象でございますが、防衛問題はヘイグさんと副大統領、ワインバーガーさんと話しました。自動車問題についてはヘイグさんとブロックさんと大統領と話す、こういうこ

とだったのでございますが、問題の本質といひますか、非常に重要な問題というのは、私はやはり防衛問題だというふうに認識をしております。これは一過性の問題じゃなくて、本当にずっと日米友好関係が続いていく限りこの問題はあつたわけでございます。これが基本的な問題だ、そう私は考えております。

防衛問題につきましましてはいろいろな段階で話が出ましたが、具体的な話はほとんどなくて、一般論の話でございました。強いて具体的と言へば、在日米軍の駐留経費について、今後ともひとつ日本側の負担増というのを考えてもらいたいというところの希望があつたのが具体的と言へば具体的かもしれません。あとは一般的な話でございまして、だからといって、私は総理が行かれたときに、防衛問題がさらに具体的な話が出るとは予想しないわけでございます。防衛の問題については事務レベルの協議会が一つございまして、それから大村防衛庁長官もワインバーガーさんと恐らく機会があると思うのです。私は、ワインバーガーさんに具体的な問題等、中期業務見積もりでございまして、そういう問題についてはひとつ大村防衛庁長官にいろいろな期待があれば話してもらいたいということを言つてきたわけでありまして、防衛問題は基本的な問題だ、総理のときも必ず出る、しかし、それはそう具体的じゃなくて、国際情勢の認識の問題でございまして、それに基づいた防衛という一般的な議論でなかつたかなと私は予想しております。

それから、自動車の問題につきましましては、これは大統領、ヘイグさん、ブロックさんのところで話が出まして、大体話し合ひの合意ができました。これは、何としても自由貿易体制というものは守る必要がある。これは大統領も特に強調しておられました。それでヘイグさんも、自由貿易体制が崩れるような議会の保護貿易的な立法があるというふうなことになる、これは必ずヨーロッパに波及する、そして自動車以外の商品にも波及する

おそれがあるので、何としても両国で自由貿易を守るという原則を考えなければいかぬ、そういう前提に立つてひとつアメリカと日本とつと話し合ひをしていくじゃないかということ、大統領からはアメリカの自動車産業の置かれた地位、議会の動き等いろいろ話があつたわけでございます。私はそれはよく認識するが、アメリカのタスクフォースの検討の結果もわからぬし、そういうことはひとつ日本に来てよく説明してもらいたいと言つたのでございまして、そのチームが来まして、きょうから実は日本側に説明をするということになっております。

もう一つは、鈴木総理が訪米される時にまで、大体日米で自動車問題の大筋の話し合ひがついていられることを希望するということ、大統領も直接私に言ひましたし、総理も前からそう言つておられますので、大筋は総理の訪米の前までに大筋の見通しをつけるということで、日米両国で努力をし、話し合ひをしなすというふうなことで別れてきたのでございまして、自由貿易体制は何としても守るということが大原則でございまして。

○鈴木委員 いま言われましたように、アメリカが自動車の輸入に対してドライブをかけるということ、これはまたアメリカの独善法との関係が出てくるんじゃないか。これはアメリカの国内法です。それから、これはアメリカの国内法で、きょうはその内容について私は触れるつもりはございません。しかし、自由貿易というものを根本にしていくということになって、アメリカの自動車問題については外務大臣も十分にその事情については理解を示されたということ、これは、日本に、日本で規制するということ、これはまた問題が出てくるわけでありまして、当然業界に対する自主規制という形にならざるを得ないと思うわけでありまして。そういうふうなニュアンスを持ってこられた外務大臣が訪米を終わって日本に帰られたわけでありまして、それに伴つて、少なくとも業界の方はこの問題についてどうい

ような動きが出てきたか、あるいはまたこの日米摩擦問題について業界としてはどういう受けとめ方をしているか、その点について通産省だと思ひますが、お願いいたします。

○通産説明員 通産省が来ておりませんので、かわつてお答え申し上げます。

実は、昨日でございますが、アメリカのレーガン大統領が自動車再建策につきまして発表いたしましたこととございまして、それにはアメリカの先ほど発表いたしました経済再建計画が軌道に乗ることが大事だ、こういう認識でございます。先ほど外務大臣が御答弁申し上げましたように、日本側といたしましては、アメリカ側の現状は理解するにしても、アメリカがどういふふうな対策をとるのか、それがわからなければ対応のしようがないわけでございまして、したがって、日本といたしましては、業界も含めまして、アメリカがどのような措置を考えているのか、それを見てからもう少し対応を考える、こういう姿勢であると理解しております。

○鈴切委員 ばくが言ったのは、実は、日本の業界がこの摩擦問題についてどういふふうな受けとめ、業界としてどういふ動きがあるかということとございまして、アメリカの方の関係とはちよつと違ふのでありますが、その点について。

○通産説明員 お答えいたします。

日本の自動車業界といたしましては、当然自由貿易の原則が最も大事なわけでございまして、したがって、いかなる事態になるにせよ、自由貿易の原則を踏み外さない、そのためにどういふふうな対応を考えるかということとございまして、具体的にはまだどういふことを考えるかということとまで至っていない。これはもとよりアメリカの自動車業界みずからの経営の問題で現在の困難に逢着したというふうな日本の自動車業界としても考えているわけでございまして、それをしりぬぐいさせられるのはかなわない、こういう意識はあると思ひますけれども、同時に、アメリカの市場は非常に長期にわたりまして重要な市場でござ

いますから、そういったことも考えて対応しなければならぬというふうな考えであると私もは理解しております。

○鈴切委員 先ほど外務大臣が言われましたけれども、自動車専門家のアメリカの通商代表団が七日から実務者協議を始めるということと来られてるわけでありまして、これからの具体的な日程はどのようになりましようか。またこの問題については、鈴木総理の訪米前に決着をつけた方が望ましいというふうないまのお話でございましてけれども、ある程度の煮詰めがつきまじらなければ、その担当大臣である通産大臣は当然行かれると判断してよろしうございまいましようか。

○伊東国務大臣 日本の自動車工業会の受け方につきまして、いま参事官が申し上げましたが、私帰りましてすぐに総理大臣、通産大臣、大来君に向かうの様子を報告し、自工会会長の日産の石原社長に会いまして、逐一報告をいたしましたわけでございまして。石原さんはそれに對してどういふふうな意見を言つてはおりません、今度向かうから説明に来るから、それを聞いて、どういふふうな考えの方針を決めるのだというふうな話をしておたのでございまして。きょうから向かうの代表が説明をするわけでございまして、大体三日間ぐらい政府間で説明、質疑応答をやろうということとを予定をいたしております。

その説明を聞いた後どうするかという日程につきましては、通産大臣が向かうへ行かれるのかどうかというふうなことは、実はまだ相談はいたしておりません。説明が終わった後で政府部内で、通産大臣、大来代表その他と相談して日程を決めたいと思つてゐるわけでございまして。総理の訪米前までに大筋はということを言ひましたのは、こういう問題が長引いて日米関係が非常にまずくなることがあつてはいかぬと思つてありまして、ヘイグさんと話したときも、この自動車問題を過去においてあつた組織交渉のようなことにしてお互いに絶対にしないようにしよう、自動車問題は自動車問題で片づける、これがほかの問題に――

私は具体的にほかの商品を挙げたりして言つたのでございまして。たとえば大きく言えば、防衛問題とかほかの商品にまでこれが影響することがないようにしよう、向こうもそのとおりだというふうなことを実は話してきたのでございまして、自動車問題は自動車問題で、何とか大筋は総理の行かれる前に大体の話し合いが終ることを本当に期待してゐるということとございまして。

○鈴切委員 外務大臣は向かうのことはよく事情もわかるということで、自衛的な、そういう形で業界の方々も受け取ると思ふのですけれども、自衛といたしても、やはり自由貿易の原則は競争条件というものが常になくはならないわけでありまして、自衛、自衛といふことでだんだんそれが慣行化されていくようなことになりまして、これはまた保護貿易主義の方に走つてしまふという問題が出てくると思ひます。アメリカとしても、当然努力をしてもらわなければならない問題も多々あるわけでありまして、そういう意味におきましては、きのうレーガン大統領が自動車の振興についての措置を発表されたということは、私も時にかなつてゐると思つてゐるわけですが、この自衛の問題について、やはりそんなにいつまでも自衛、自衛といふわけにはいかないだろうと思ひますが、外務大臣としてはどういふふうな考えなんでしょうか。それともこれからどういふふうな方針でいかれようとしておるのでしょうか。

○伊東国務大臣 これは説明を聞いた後、通産大臣が国内の自動車産業の主管をしておられるのでございまして、まず通産大臣がよく考える問題だと思つてゐるわけですが、外交の問題に関連してきますれば、大来君とか私とかがまた向かうとも話し合ひをする、こういうことで政府として一本になつて何となく、こう考えておるわけとございまして。アメリカの自動車産業がこういう状態になつたのは、これは日本の自動車の輸出が原因じゃないわけとございまして。それは向かうも認めてゐる。私も主張してきたところでございまして、原因は別なところにあるわけでござい

ますが、もしも何か手段をというふうな場合にも、緊急避難的な暫定的なということとでなければならぬだろう、私はそう思つております。

ただ、私は向こうに行きまして、いろいろなたとえばやり方の問題でございましてとか台数の問題でございましてとか、いま先生がおっしゃつた期限の問題でございましてとか、こういうものには一切何も触れていない。行くときから、総理、通産大臣、大来君と相談しまして、そういう問題には一切触れないでしようというところで話してまいりましたので、いま期間の問題を御質問になりましたが、私の考えを率直に言えば、緊急避難的な暫定的なものだろう、こういうふうな考えでおります。

○鈴切委員 昨日、来日中のキャリントン英外務大臣と会われたわけでありますけれども、七月の先進国首脳会議、いわゆるオタワ・サミットでは、日欧の経済関係として対日貿易が取り上げられることは避けられない情勢であるといふふうなことも何か発言をされたのであります。さらにミソフ・フランス政府特別顧問も、EC諸国が対日貿易問題としてサミットで取り上げる公算が強い、そういうニュアンスの報道がなされてゐるわけであります。

そこで、二、三点お伺いしたいと思ひます。この問題は、実は先月末に開かれたオランダでのEC諸国の首脳会議で、対日貿易については一応問題にしようということとで合意された、そのように見ておられるのかどうか。

第二番目は、日欧貿易の中心は、自動車とかカラーテレビあるいは工作機械等の問題を意味してゐるのじゃないかというふうな思つてゐるわけでありまして、その点についてはどうお考えになつてゐるか。

第三番目は、私はアメリカの自動車問題と連動してゐるような感じがしてならないわけでありまして、日本がある程度譲歩したといふことで、この問題を取り上げた方がよいといふふうな感じをECの

そして、今度アメリカと何かあれば E C に連動、関連するかどうかという問題でございます。これはアメリカとどういうことになりますか、まだ決まっておりませんので、ここで断定的に申し上げるわけにはいかぬのでございます。E C といえども中にはばらばら、やっつけている政策は違うことです。フランスはシェアの

さて伊東外務大臣、先ほども論議がありましたけれども、ワインバーガー国防長官との会談で、アメリカがグアム島以西、フィリピン以北のいわゆる北西太平洋地域での日本国の防衛分担を追ってきたことに対して伊東外務大臣は、周辺海域数百海里、航路帯でおおむね一千海里の範囲を超えるものでないという趣旨を強調されたというわけでありますが、ワインバーガー国防長官がこのような発言をされた背景はどういうところにあるかということであり、また伊東外務大臣が同調しな

ろは頭に置いてやっているのだ、そのよりどころはまた「防衛計画の大綱」にあるということでございますので、それ以上にこれは足を出していくということになれば、法律違反ということではございませんけれども、さっきの海域分担論は、これは憲法の考えから逸脱する、包括的な自衛権ということになりますので、法律問題。もう一つの「防衛計画の大綱」というものは閣議決定で決められている。千海里を千一海里となつたら法律違反かというところというんじゃないのです、これ

うか。

○伊東國務大臣　いま御説明したように、アメリカの防衛ということの一般論の中の説明として実は出てきたわけでございまして、その海域を日本で防衛してもらいたいとか、そういう具体的な話ではなかったのです。ですから、その点は誤解のないようにお願いしたいのですが、私がそれに対してすぐ反論しましたのは、そういう一般論の中であっても、海域が出たということで、それに反論しないと、黙っていたら、それは承認し

たんだらうというような誤解を与えちゃいかぬ、
こう思ひまして、私は反論したわけでございま
す。それに対して向こうがさらに反論してどう
いうことはございせんでした。そういうことは
なく、一般論として話が出て、私はそれはいま言
ったような理由でむずかしいんですよということ
を言ったに対して、向こうは何もそれについてど
うこうということとはなかったわけでございま
して、恐らく総理が行かれても、そのことは一般論
としての話は別でございまして、具体的にそこを
防衛してもらいたいとかいうふうなことは出な
いと私は思っております。

○鈴切委員 これは防衛庁の方にちよつとお聞き
しなくちゃならぬかと思ひますけれども、グアム
島以西、フィリピン以北ということになります
と、現在の「防衛計画の大綱」では果たしてこ
し切れるかどうか。いわゆる日本の国としては、
海上交通路千海里、周辺海域数百海里というこ
ろを線引きいたしますと、グアム島以西、フィ
リピン以北ということは、かなり区域が拡大され
てくるように思ひてならないわけでありまして、と
なりまして、それによつて「防衛計画の大綱」を
更しないのでそういうことができるかどうか。また
それだけのものを要するに防衛するということに
なれば、遠いだけにかなり効率が悪くなる。しか
も海域でございまして、当然対潜哨戒機である
P3Cあるいはまた潜水艦、護衛艦、これの増強
というものを、もし引き受けた場合においては余
儀なくされるんじゃないだろうかというふうに思
うわけでありまして、そうなつてまいりますと、現
「防衛計画の大綱」よりも約二、三〇％くらいは
さらにその部分だけは装備を拡充しなくちゃな
らないというふうに考えられますけれども、その点
についてはどういふふうに御判断でしょうか。

○澤田説明員 お答えいたします。
いま先生おっしゃいましたとおり、グアム島以
西、フィリピン以北という範囲、もし仮に純粹に
地理的に線で引きますと、正確なパーセンテージ
はわかりませんが、いま先生がおっしゃいました

ようなくらい、たとえば日本からおおむね一千海
里程度というものは広い海域になると思ひま
す。ですから、いま仮に、先生の御質問がありま
したように、文字どおり地理的な意味での海域と
いうものを完全に海上防衛に当たらうとしたしま
すと、いま現在、私も防衛庁が従来から防衛大
綱に従ひまして航路帯を設ける場合には、おおむ
ね日本から一千海里程度において海上交通の安全
を確保しようということを目標として整備してい
る範囲よりは大きくなるわけでございまして。

しかし、私も、果たして米國側がそこまで嚴
密な意味、地理的な意味で海域を広げて正確に言
っているのかどうかということにつきましてはは
つきりいたしません。私もはむしろそういう嚴
密な意味での地理的な、いま先生がおっしゃいま
したように、従来から言つております海域の二
〇％か三〇％広げるといふ意味で言つていゝ
はなく、ただ漠然とグアム、フィリピンとい
うのがアメリカにとりましてわがりのいい地名で
ございまして、そういう地名を例にとつて向こ
うの海面を表現しているのではないかと考えてお
りますので、すぐにはいまおっしゃいましたよう
に、「防衛計画の大綱」の見直しにつながるよう
な海域の拡大というようには理解してないわけ
でございまして。

○鈴切委員 そうしますと、現在アメリカとのい
わゆるガイドライン、防衛指針ですが、それがい
ろいろと煮詰められていくわけでありまして、れ
ども、そのガイドラインの内容というのは「防衛計
画の大綱」に基づいて、その範疇で言うならば煮
詰められていく。とするならば、当然千海里、そ
してまた周辺海域数百海里ということ、それは
既定の事実として、ガイドラインとしての防衛の
分担というものが煮詰められていくわけでしょう
から、そういう意味におきますと、完全にグアム
島以西、フィリピン以北ということになります
と、かなり大幅にガイドラインの枠を超える問題
である、このように判断してよろしうございま
しょうか。

○澤田説明員 ガイドラインに基づきますといわゆ
る日米共同防衛計画でございまして、この共同作
戦計画の前提となりますガイドラインにおきまし
ては、まず日本に対して武力攻撃がなされた場合
に、日米が共同して海上交通保護のための作戦を
実施するとされておりました、これに基づきまし
て、日本の周辺海域におきます海上交通の保護の
ための共同対処ということにつきまして、この研
究では一般的に触れているわけでございまして。し
たがって、この研究の前提には、いま先生が御指
摘のように、当然現在の「防衛計画の大綱」とい
うものが念頭にございまして。ですから、先ほど申
し上げましたとおり、もしグアム島以西云々とい
う意味が嚴密な地理的な意味での拡大というもの
を意味するのであれば、これは「防衛計画の大
綱」で考えているものよりは広くなるわけでござ
いまして、私もそのようには理解してない
ということをおし上げたわけでございまして。

○鈴切委員 外務大臣、グアム島以西、フィリ
ピン以北という問題は、いま日本の国が考えてい
るところのいわゆるシーレーン千海里あるいはまた
周辺海域数百海里、これよりもかなり幅が広くな
るということの認識については、外務大臣もそれ
は当然御承知の上で反論されたわけであると思
うわけでありまして、ちょうど千海里、周辺海域
数百海里ということになると、日本の国の経済水域
をそっくりと囲む、そういう言うならば日本の防
衛に必要な部分の水域である、私はそう思うので
す。だから、その水域からさらに拡大されるとい
うことならば、それは日本の国を守るための言
うならば水域ということではなくして、むしろ余分な
部分を守るということになるわけでありまして、さ
うなると、これは私は集団自衛権という問題
にまで発展していくおそれがある。必ずしも千
海里かつきりということとは必要ないと思うので
す。あるいは数百海里かつきりという必要はない
けれども、ちょうど経済水域というものを囲んで
いくのは、言うならば千海里、数百海里の問題だ
と思うわけですから、それよりもたくさんアメリ

カの要請に基づいてフィリピン以北、そしてまた
グアム島以西というところまで日本の国が守りまし
ようということになると、その問題が必ず私は出
てくると思うのです。日本の国を守るというなら
いはわけでありまして、ほかの国の艦船を
守るといふことまで発展しかねない問題にまで入
るから、集団自衛権の問題が出てくる。だから言
うならば、外務大臣は直ちにそれを反論された、
こういうふうには私は受け取つてゐるわけでありま
すが、その点いかがでしょうか。

○伊東國務大臣 先ほど申し上げましたように、
私が言ったのは二つ理由があるわけですね。海域分
担論というのはよくある議論でございまして、海
域分担論ということでは考えれば、これは先生お
っしゃったとおり集団自衛権ということになつて
くるわけでございまして、これは憲法の認めると
ころとございせんので、そういう法律論が一
つ。もう一つは、千海里、数百海里、こう言わ
れている航路帯の問題とか周辺海域の問題がありま
す。これを超えていくことになる、これは法
律論じゃなくて、これは個別的自衛権の中でも可
能なこととございまして、日本の政策とし
ては、先ほどお答えしましたように、「防衛計画
の大綱」ということの閣議決定でやつていくわけ
でございまして、その範囲を超えるものはやはり
政策判断としてまい。法律上の問題と二つのこ
とが頭にありまして、私はそれはむずかしいのだ
ということをおつたわけでございまして。二つ実は
理由がございまして。

○鈴切委員 そうしますと、政策判断でそういう
ふうなことをしないというのか、あるいはまた現
在日本の国が憲法上許される範囲として選択でき
るのは千海里、数百海里だ、そういう考え方が先
行されてお断りになったのか。もしあなたが言
うように、防衛大綱がそれじゃこれから変更され
れば、まだ限りなく海域というものはこれから広
がる、そのように判断していいでしょうか。
○伊東國務大臣 自衛権というものを法律解釈す
れば、千海里までは自衛権だけれども、千海里

カを要請に基づいてフィリピン以北、そしてまた
グアム島以西というところまで日本の国が守りまし
ようということになると、その問題が必ず私は出
てくると思うのです。日本の国を守るというなら
いはわけでありまして、ほかの国の艦船を
守るといふことまで発展しかねない問題にまで入
るから、集団自衛権の問題が出てくる。だから言
うならば、外務大臣は直ちにそれを反論された、
こういうふうには私は受け取つてゐるわけでありま
すが、その点いかがでしょうか。

になったら自衛権でないというようなことじゃないか。またこれからのような日程と作業が必要であるかという点については、どういうようにお考えでしょうか。

○宝珠山説明員 五十五年から五十九年までを対象とした中期業務見積もりは、五十八年から六十二年までの中期業務見積もりと作業は、より早く始まったばかりでございまして、先生の御質問の内容にお答えできるような状況には、後になるわけではございません。この一年間の作業の日程はどうかという点になりますと、これから関係機関と打ち合わせをしながら詰めていく問題でございまして、現在申し上げられる状況にございません。

それから、どういう点を重視していくかということにつきましては、閣議決定されております「防衛計画の大綱」ののちで整備を進めるという点については、変わりがありませんので、大綱に示されておりますように、正面、それから先ほど来御質問のございました後方支援態勢では指揮、通信、それから教育、訓練、こういうものが全部大綱に書かれてあるわけですが、これらとの均衡という点に配慮しながら、計画大綱に定められております防衛力の水準を達成すべく計画をつくってまいりたいというふうに考えて進めていくところでございます。

○鈴木委員 五十六中業については、やうやうとこの作業に入らば、やはりあるというようにおっしゃったわけではあります。この五十六中業の作業は、どういうところで検討され、どういうふうなことから進めていくというお考えになりますか。

○宝珠山説明員 まず防衛庁内の作業といたしましては、陸海空の幕僚部、統合幕僚会議事務局、それから関係府庁機関などがございまして、特に技術研究開発などがございまして、これらの機関で恐らく半年ぐらいたかして並行的な検討を進めることになると思っております。その後、内閣府で恐らく半年ぐらいたかして調整をして防衛庁案をつくるというところになるのではないかと存じます。

○鈴木委員 そうしますと、アメリカからは全然そういうふうなことは言っていない。たとえば各国共同の資金や物質的な協力等についても一切そういう問題についてはアメリカは言っていない、こういうことですか。そうすると、防衛局長がたしか自民党の国防部会とかそういうところで話を

したというところは全くでたらめだ、こういうことですか。

○伊東国務大臣 去年のイラン・イラク紛争の当時、よく共同パトロールでございまして、いろいろなことが言われたわけではございますが、アメリカから一切そういうことについての費用分担とかいうことの要請、期待表明というものはなかったものでございまして。

○鈴木委員 アメリカから伝えられる防衛力増強の期待の中で、予算の伸び率より防衛力の中身を充実してほしいという声があるわけでありまして、けれども、着実かつ顕著という言葉をどこかを指しているんじゃないか。言うならば、防衛力増強というものは、予算の伸び率があるいは防衛力の中身か、そのどちらを著実かつ顕著と——両方とも言うておられるというように判断しておられるのでしょうか、どちらでしょうか。

○伊東国務大臣 著実にして顕著という日本語から言え、予算のことも考えられるし、中身でばつと見てああ顕著だなというようにわかるように、両方私はあるんじゃないか、こう思うのでございまして。

○鈴木委員 日本の防衛の盲点というのは、後方支援活動の弱体化あるいは抗堪性問題があると言われております。防衛庁としては、この問題をどうとらえ、またこの問題にどうやって力を入れようとしていくのか。正面整備については、防衛庁がかなり力を入れていくようでありまして、けれども、支援活動とかあるいは抗堪性という問題が日本の場合はもう弱体化だというふうな非常に強く言われているわけでありまして、これはどういうふうな防衛庁はお考えになりますか。

○澤田説明員 防衛力の現状について見ますと、まだ正面整備を初めといたしまして、全般的に「防衛計画の大綱」に定めます防衛力の水準というものに達していない。そのほか整備の近代化もまだ不十分であるという状態にございます。またいま先生が御指摘されましたように、後方支援態勢、これは指揮、通信でございまして、輸送、補

給といういろいろな面を含みますが、この後方支援態勢につきましても非常に不十分であるというところは事実でございまして。今後の防衛力整備に当たっては、私どもも「防衛計画の大綱」に基づきまして、整備の更新あるいは充実という点に努めてまいりますが、それとともに、全体としてバランスのとれた質の高い防衛力を整備するためには、いまお話ししたございました後方支援態勢というものを認識して、十分配慮していく必要があるというところを認識しております。

○鈴木委員 後方支援態勢とあるいは抗堪性の弱体化という問題について具体的にどういうことが挙げられるのでしょうか。そしてまたそれに対して五十七年度にはどうされるというお考えになりますか。

○澤田説明員 まず抗堪性でございまして、これは先生よく御承知のとおりと思っておりますが、現在自衛隊の主として航空基地あるいはレーダーサイト等につきましても抗堪性が十分ではございせん。それからまたそれ以外の後方支援態勢ということにつきましても、指揮、通信能力でありまして、いろいろな部品その他の整備、補給関係、こういうような後方支援態勢全般について必ずしも十分でない状態にございます。それで昭和五十七年度の防衛庁の業務計画に示した防衛予算につきましても、防衛庁といたしましてきょう時点ではまだ検討を行っていない、これから夏に向かつて検討を開始する段階にございまして、内容につきましても具体的に申し上げられる段階にはまだないわけではございますが、考え方といたしましては、正面整備のみならず、いまお話しした抗堪性、それから後方支援態勢につきましても、その充実整備に鋭意努力してまいりたいと防衛庁として考えているわけではございます。

○鈴木委員 五十六中業というのは、五十八年度から六十二年までを対象とした防衛力整備の五十年計画になるわけでありまして、五十八年度に直直しをされる、言うならば五十六中業ですけれども、その中でどういうものをこれから見直しを

しをしなければならぬか。またこれからのような日程と作業が必要であるかという点については、どういうようにお考えでしょうか。

○宝珠山説明員 五十五年から五十九年までを対象とした中期業務見積もりは、五十八年から六十二年までの中期業務見積もりと作業は、より早く始まったばかりでございまして、先生の御質問の内容にお答えできるような状況には、後になるわけではございません。この一年間の作業の日程はどうかという点になりますと、これから関係機関と打ち合わせをしながら詰めていく問題でございまして、現在申し上げられる状況にございません。

それから、どういう点を重視していくかということにつきましては、閣議決定されております「防衛計画の大綱」ののちで整備を進めるという点については、変わりがありませんので、大綱に示されておりますように、正面、それから先ほど来御質問のございました後方支援態勢では指揮、通信、それから教育、訓練、こういうものが全部大綱に書かれてあるわけですが、これらとの均衡という点に配慮しながら、計画大綱に定められております防衛力の水準を達成すべく計画をつくってまいりたいというふうに考えて進めていくところでございます。

○鈴木委員 五十六中業については、やうやうとこの作業に入らば、やはりあるというようにおっしゃったわけではあります。この五十六中業の作業は、どういうところで検討され、どういうふうなことから進めていくというお考えになりますか。

○宝珠山説明員 まず防衛庁内の作業といたしましては、陸海空の幕僚部、統合幕僚会議事務局、それから関係府庁機関などがございまして、特に技術研究開発などがございまして、これらの機関で恐らく半年ぐらいたかして並行的な検討を進めることになると思っております。その後、内閣府で恐らく半年ぐらいたかして調整をして防衛庁案をつくるというところになるのではないかと存じます。

いかと過去の例からは考えております。しかし、このとおりに進められるかどうかについては、なお先ほど申し上げましたように、ようやく始めた段階でございますので、明確にできません。以上でございます。

○鈴木委員 五十六年度は五十八年度から六十二年度を対象とすることになりますと、少なくとも五十七年度の七月ごろまではすべての作業ができませんと、五十八年度から見直し、そして五十八年から予算というわけにはいかないわけでしょうか、そういう一つの枠組みの中で五十六年度は見直しされる、こういうふうな判断してよろしゅうございましょうか。

○宝珠山説明員 中期業務見積もりは、防衛庁の「防衛諸計画の作成等に関する訓令」に基づくものでございますが、これは五十六年度に作成いたしましたものは、二年後以降の五カ年間の業務計画などの参考に供するわけでございます。

御指摘のように、五十八年度予算の概算要求を行うに際しまして、業務計画はまた参考になるわけでございますが、その要求が五十七年の八月末でございますので、それまでに五十八年から六十二年を対象期間といたします中期業務見積もりができていなければならないという希望といたして考えます。したがって、現在の防衛諸計画訓令の中では、五十六年度内につくるようにというのが基本的な姿勢でございます。しかし、実際には御指摘のように、概算要求まででなければいけません。御指摘の例でございます。

○鈴木委員 防衛庁長官は、五十六年度を達成しても果たして「防衛計画の大綱」までに到達するかどうか非常に疑わしいということではしつちゅう言われているわけでありませうけれども、そう言った場合に、五十六年度というものは「防衛計画の大綱」の水準のどこら辺まで満たされるのでしょうか。その点が一つ、満たされないとするならば、どういふところが満たされないのでしょうか。

○宝珠山説明員 五十八年以降の計画は、これから作業いたすわけでございますので、どの点かというものは、いまの段階では大変お答えしにくいわけでございますが、大綱の水準にどうかというところでございますが、現在すでに達成されていると思われるものもかなりあるわけでございます。中でも最も達成度が低いと思われるのが海上自衛隊の作戦用航空機、それから航空自衛隊の作戦用航空機だと思っております。これが向こう五カ年間の計画でどのように達成できるか、あるいは達成できないのかという点については、もう少ししばらく時間をいただきますとお答えできないわけでございます。

○鈴木委員 いまのお話によりますと、防衛大綱のいわゆる水準に——五十六年度というものはこれから検討されるにしても、いまお話にありましたように、海上のいわゆる作戦用航空機ですか、あるいはまた航空自衛隊のいわゆる航空機、その部分が非常にむずかしい、そのところはどうかかわらないというところでございまして、ほとんどそれ以外は達成できる、こういうふうに見てよろしゅうございましょうか。

○宝珠山説明員 それ以外の点について完全に達成できるかと言われましても、いまの段階で明確には申し上げにくいわけでございますが、かなりな程度まで達成したいという願望は強く持つておりますけれども、果たしてそのようになるかという点については、いまだ何もお答えいたしかねるわけでございます。

○鈴木委員 話は変わります。対中プラントの輸出についての中止の問題は、石油化学案件といわゆる宝山製鉄案件との二つに分かれておりますが、劉興華副総経理と関係各社との話し合いの状況はどういうふうになっていまいしょうか。

○林説明員 中国のプラントの輸入契約の窓口になっております中国技術輸入総会社の劉興華副総経理が二月二十四日に日本にいらしまして、約三週間滞在して、石化それから宝山関係の日本の契約当事者と話し合いをされたわけでございます。

私も日本側の契約者から聞いているところでは、宝山関係、これは中止は二期でございませうけれども、二期の契約者との話と石化の方の契約者との話とは非常に違っておりまして、宝山二期につきましては中国側は中止をしたい、したがって契約を終結するけれども、合理的な補償をするというふうな申し出がございまして、日本側の当事者といいたしまして、この補償がどうかというものは今後の大きな問題でございませうけれども、終結の方はいたし方なからうということと基本的な方向は合意をされております。それから石化の方でございませうけれども、これはすでに工程が相当進んでおるといふこともございまして、中国側は転売するという方向で契約を修正したいという申し出があったわけでございませうが、日本側は転売というものはとても不可能でありますし、また工程も非常に進んでおるので、これはそのまま引き取っていただきたい、これが中国にとっても一番損失を少なくするゆえんではないかというようなことで、話し合いは平行線のまま終わったというふうな聞いております。

○鈴木委員 八日に中国側の周建南輸出入管理委員会の副主任が訪日をするというふうに伝えられております。言うならば、今回谷牧副総経理が来日をする前のいわゆる下準備として来られるということだと思えますけれども、そういうことによつて中国側の考え方というものの原案といえますか、それは大体わかるというふうな判断してよろしゅうございませうか。

それからもう一つは、周建南輸出入管理委員会の副主任はどのような日程で、どういふような形で日本に滞在される予定なのでしょう。○林説明員 最初に、周建南副主任の日程でございますけれども、明日来られまして月曜日まで滞在されるというふうに聞いております。

それから、周建南副主任の来日の目的でございませうけれども、この前、四月二日から五日まで、日本側の民間の契約当事者を中心に行いました訪中をして話し合いをしたわけでございますが、

一応このときに中国側からは、従来中止ということとで転売という要請をしておりました石化のプラントについては、契約どおり引き取るということが日本側に伝えられておりまして、そういうことが前提で周副主任が来日されるというふうに理解しております。どの程度具体的な提案があるかという点については、私も現時点でははっきりわかりませうけれども、日本側からは従来から中国に對しまして、そういう具体的な提案を中国側から提示してほしいということとをたびたび申し上げておるわけでございませうので、そういう中国側の考え方というのが今回の周副主任の訪日で聞けるのではないかといいように期待をしておるわけでございます。

○鈴木委員 そうしますと、周建南輸出入管理委員会の副主任がこちらにいられて——確かに三、四日の間日北京で行われた日中プラント問題に関する日本側民間交渉団のいろいろの話しが出ておるわけでありませうが、その中にある、全体の石化を復活するために八千億円もかかり、外資が二千億円、内資部分が六千億円という膨大な金額等が伝えられておるわけであります。今回その方が来られますと、中国としてはこれからどういふ取り組みをするかという問題についてはかなり鮮明な期待が持てる。しかし、それは決して輸出入管理委員会の副主任程度で問題が解決するわけではなくして、また言うならば、中国に感銘を持つて帰られて、最終的には谷牧副総経理の来日という一つの経過をたどると私は思うのです。それについて、四月の中ごろには来たい、谷牧さんはそうおっしゃっていただければありますけれども、ともしても五月に入り込むような気がしてならぬわけでありませうが、こういう日程を組むということが一つの手帳になつていくとするならば、やはり四月にはなかなかむずかしい問題ではないかというふうに思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○林説明員 周副主任がどういふ具体的な案を持

○伊東國務大臣　きのうイギリスの外相と話ししましたときに、イギリスの外相は、いま堂ノ脇審議官が言いましたように、ソ連のポーランド介入の危険性といえますか可能性というものを非常に重視していたのでございまして、近くあるんじゃないかというような感じにとれる発言をしておたのでございます。そしてもしもそういう事態になれば、デタントというものはもう破壊する、いまマドリッドで欧州の安全保障協力会議をやつていけるけれども、ああいうのも一切飛んでしまふ、軍縮というような問題も言うべくして実際は行えなくなるというような非常な危機、世界にとりまして非常に冷たい冷戦状態のようなことになつてゐるんじゃないかということで非常に憂慮しておつたということは事実でございします。そしてイギリスの外相の方からアフガニスタンに対してのときよりももっと厳しい対ソ措置というものをとる必要があるんじゃないかという話が出たことは事実でございします。私はアフガニスタンのときも、これは第三世界に入つたのでございまして、アフガニスタンのときは軽くてポーランドのときは重いというのとはおかしいじゃないかということで、実はいろいろ議論したのでございますが、ポーランドに対する英米人の感觸といえますか、あるいはポーランドのヨーロッパにおける地位とかいろいろいふ言つて、厳しい措置を考えなければいかぬといふ

うことを主張しておたわけでございます。そのときに、アフガニスタンで対ソ措置をやったときには若干足並みの乱れがあったということでは、足並みの乱れということではなくて、各国によってそれぞれ国の事情がありますから若干違うことはあるとしても、対ソ措置を考える場合は、大筋はやはり一緒にしなければいかぬじゃないかというところで、これは意見の一致を見たのでございます。

それではどういう相談をということとはなかなかむずかしい問題でございます。日本はNATOとは何も連絡は持っていないわけでございます。日米安保ということでアメリカとだけでございます。NATOの協議というものは加わるわけにはいかぬということを言いついて、イランのときにECと協議したことがあります。あるいはECの議長国と協議することも考えられるし、あるいはアメリカで、アメリカとまた二、三の国がワシントンで集まって、そこで日本の大使館と相談することかいろいろ考え方があられるわけでございますが、事前に十分に打ち合わせてやる、歩調を一にするというように話をしたわけでございます。

サミットのことをお話しになりましたが、サミットという七月の末でございます。この議題は大体は経済問題でございましたが、去年からアフガニスタンの軍事介入によって政治問題を取り上げたわけでございます。今度どういふ問題が取り上げられるか議題はまだ決まっておりますが、首脳が集まれば、経済問題だけでなく政治問題も話し合われるということは当然じゃないかというふうに思っておりますが、その内容等につきましては、サミットの方はまだ一切決まっております。サミットの内容を具体的に一つ一つ、これはどうだこれはどうだというような議論はきくはしてありません。

○鈴切委員 本会議前の約束の時間が来ておりますので、もう一問だけちょっと。
結局、ポーランドに介入ということになれば、

日本もソ連に対する制裁措置という形になるわけでありまして、日本の場合においては、軍事的な面においてこれをどうするということとはなかなかむずかしい点があるわけですが、基本的には外交、経済、こういうことに具体的な措置がしはられるというふうには見てとっているわけなんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○伊東国務大臣 恐らく、もしそういうことがありとすれば、いまおっしゃったような分野だろうと私も思っております。

午後一時三十一分休憩

午後四時四十分から委員会を再開
○江藤委員長 午後四時四十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後四時四十分開議
○江藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鈴切康雄君。
○鈴切委員 休憩前の問題でございますけれども、実はソ連の軍事介入の問題の中であって、先ほど対ソの措置については軍事的な面はちょっと日本の場合にはできない、外交かあるいは経済かということが対象になってくるということについては外務大臣もお話しになったとおりであります。そこで、アフガンよりも強い措置をということであるわけでありまして、アフガンへのソ連の軍事介入のときに日本としてとった措置、その措置の具体的な問題は何であつたか、そしてそれよりもさらに強い措置ということになってくるとどういふ措置があるのか、その点についてはいかがでございますか。

○伊東国務大臣 厳しい措置と言いましたのは日本の方じゃなくて、イギリス側がそういうことを言ったわけでございます。内容を一つ一つ協議したということじゃ全然ないので、そういう一般論でございます。

日本がアフガンにソ連が入りましたときにとりました措置は、一つは人的なハイレベルの政治家

の交流でございますとかいうことはしばらく見合わせようということと続けておるわけでございます。それからあのとき問題になりましたモスクワのオリンピックに参加するかどうかという問題、これは一過性と言えは一過性のことでございますが、こういう問題につきましては、日本は、ドイツもそうでございますし、アジアの国々、多くの国々がそうでございます。参加をしないということをやったわけでございます。そして経済的な問題としましては、公的な信用供与の問題につきましても、既契約、継続しているものは別でございますが、新規の公的な信用供与につきましても、ケース・バイ・ケースで慎重にひとつ考えようじゃないかということ、その後またたとえば森林の開発とかあるいはエネルギーの問題でございますとか前向きに考えたものもございますが、ケース・バイ・ケースで考えようということをやりました。それから高度の技術を要するものにつきましても、コムの統一的な見解で、コムの規制というものを従おうということをやったわけでございます。大体いま申し上げましたようなことをいわれる対ソ措置としてやったということでございます。

○鈴切委員 そうしますと、この問題については

各国々の足並みが大変にばらついておたということもあるわけでございますけれども、今回ポーランドにもそういうことが行われることになりました。これはかなり強い措置という問題も考えられるのじゃないかと私は思うのですが、たとえて言うなら駐ソ大使召還とか、あるいは外交関係の縮小とか、あるいは先ほどおっしゃいました対ソ輸出の信用供与の中止とか、そういうような問題等も強い措置の中には含まれると思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○伊東国務大臣 これは、具体的な問題につきま

て、いま申し上げた以上のものについて外国と、西側のたとえばECと具体的に相談しているとかそういうことはまだございません。

○鈴切委員 それでは次に入ります。

実は五十五年十月二十八日の自衛隊の海外派兵並びに日米安保条約に対する答弁書の中で、政府が交戦権について述べられているところがございまして、答弁書の第三項の5では「交戦権とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上所有する種々の権利の総称」である旨を述べられております。ところが、この交戦権という問題につきましても、実はいろいろの学説がありまして、国家の戦争ないし戦争等を進行する権利、その権利を行使する者、あるいは交戦権とは、国家が戦争を行う権利であるとともに、国家が交戦者として御承知だと思われたいわけですが、答弁書の御意味でなく、交戦権とは、戦いを交える権利という権利の総称であるというその考え方は、これからは変わらないうことではないでしょうか。

○角田(禮)政府委員 ただいま御引用になりました答弁書における政府の考え方は、今後とも変わ

りません。
○鈴切委員 実は交戦権の行使と自衛権の行使、これは非常にわかりにくいのです。この点についてどことがどう違うのか、具体的に御説明願いたいと思ひます。

○角田(禮)政府委員 憲法九条二項の解釈といたしまして、いわゆる従来戦争当事国が戦争遂行に必要なる行為として認められてまいりました交戦国として有する国際法上の権利の総称という意味に於ける交戦権は、わが国は九条二項によって明瞭に否認されているところである。ただし、わが憲法の解釈として、他方、外部からの急迫不正の武力攻撃に際して、他に適切な手段がない場合、必要最小限度の実力を行使することは、憲法の上でも当然に認められているところである、こういうふうな申し上げてきたところであります。

しからば、その違いということでございますが、一言で言いますと、交戦権というのは、これは二十八年七月十八日の衆議院の外務委員会におきまして佐藤法務局長官が答弁しております言葉を引いて申し上げれば、「戦争の場合には、相手をやっつける限界というものは、相当幅広く認められているのじやないか、不必要という語弊がありますが、多少合理的な範囲を越えても追いかけて行つて殲滅させるというようなことも合法と見られる。」それからまた、同じように二十九年五月二十五日に、やはり参議院の内閣委員会佐藤法務局長官が答弁しておりますが、交戦権を持つということになりますと、敵が攻めてきた場合、ずつと敵を追い詰めていって、そうして将来の禍根を絶つために、もう本国までも全部やっつけてしまふというようなことが許されるであらう、しかし、わが国の場合には、そういうことは許されない。あるいはまたそれに似たような説明がいろいろされておりますけれども、わが国の憲法で認められております自衛権の行使として、必要な最小限度の範囲内においてやりますところの自衛行動のための権利と申しますか、そういうものは、いま申し上げたような交戦権というものは非常に幅広いものではない、こういうことが両者の本質的な違いとして言い得るのではないかと思います。

○鈴切委員 政府が考えております交戦権の解釈は、「戦いを交える権利」という意味ではなく、交戦権が国際法上所有する種々の権利の総称であつて、「具体的にそこで言われていることは「相手国兵力の殺傷及び破壊、相手国の領土の占領、そこにおける占領行政、中立国船舶の臨検、敵性船舶の捕獲等を行うことを含むものであると解している。」こういうふうに答弁されているわけでありまして、これは非常に少ない具体例でございまして、ですから、もっとたくさん具体例といふものはあるはずでありますけれども、その点についてちょっと御説明願いたい。

○伊達政府委員 お答え申し上げます。

具体例と申ししても、先ほども法制局長官から御答弁がございましたように、国際法上交戦権が持っている権利の全部を言うわけではございまして、過去におきます戦時国際法上交戦権が有しておるというものをすべてを言うわけではございまして、したがって、いま鈴切委員がおっしゃいました相手国兵力の殺傷、破壊あるいは相手国領土の占領、そこにおける占領行政、中立国船舶の臨検、敵性船舶の捕獲ないしは相手国の沿岸を封鎖するというようなことも交戦権の一態様であると申し上げられると思います。

○鈴切委員 やはり海上封鎖なんかもその一つの例になりますね。

それからも一つは、捕虜をつかまえる権利とかそういうものも戦時国際法上やはり当然認められる権利である、そのように解していいですか。

○伊達政府委員 そのとおりでございます。

○鈴切委員 そこで、たしか三月十九日の参議院予算委員会、わが国の防衛政策の基本となつてゐる専守防衛政策に關して、自衛隊が相手国領域に先制攻撃をしかけることは許されない。これは当然だと思ふのですが、有事の際、急迫不正の侵害があり、たとえば誘導弾などの攻撃にさらされた場合、他に方法がなければ、相手国の誘導弾基地をたたくことは法理上は自衛権の範囲に含まれるということになっていませんか。

そこで、お伺いしなければならぬわけでありまして、まず先ほど交戦権を認めておる具体的な例の中で、自衛権の行使においてこれだけは認められないといふものが具体的にあったら御指摘をお願いしたいと思います。

○角田(禮)政府委員 典型的なものとしては、自衛権の行使として認められないものは、占領地行政を行う権利といふものが典型的なものだろうと思ひます。

○鈴切委員 そうしますと、ここにありますように、有事の際、急迫不正の侵害があり、たとえば誘導弾などで攻撃された場合、他に方法がなければ、相手国の誘導弾基地をたたくことは、法理上は自衛権の範囲に含まれるというまでなつてゐるということなんですが、そうなりますと、ミサイルで日本に現実に攻撃があつたとしますね。そういう場合には、相手方の基地をたたく方法としてはいろいろの方法があると思ふのです。もちろんこちらの方でF15で相手方の基地をたたくとか、あるいはまた自衛隊で相手方の基地をたたくとか、あるいはまた空挺部隊が行つて相手方の基地をたたくとか、いろいろの方法があるわけでありまして、けれども、それはいわゆる自衛権の範囲として当然認められる権利ですか。

○角田(禮)政府委員 御指摘の例はちつと交戦権の問題とレベルが違つた問題じやないかと思ひます。先ほど御引用になりましたけれども、交戦権の中には、当然のことながら害敵手段として相手方の兵力なり武器を攻撃するといふか、それをやつてける権利は入つておるわけでありまして、ただいま御引用の例といふのは、そういう害敵手段の一つとしていろいろな手段があるわけですが、そのときに相手方のミサイルの基地まで出かけていってあるいは攻撃ができるか、こういう問題だと思ひますが、それはむしろ自衛権の行使の要件として、本来そこまでできるかどうかという問題であつて、交戦権の問題との関連においては余り問題にならないことではないかと私は理解をいたしております。

○鈴切委員 交戦権と言つたのではなくて自衛権の行使、その中であつていま言うようなことができるかどうかという問題に問題があるんじゃないかと思ふのです。

○角田(禮)政府委員 失礼しました。最初、交戦権のお話がございましたので、それとの関連というふうに誤解いたしました。

ただいまのような問題は、自衛権の行使として、私どもとしてかねて申し上げておりますように、自衛のため必要最小限度の実力行使ができる、こういうふうに申し上げてゐるわけで、それが具体的な場合にに応じてどこまでできるかといふことは、いろいろな状況によりますから、一概に

その可否を論ずることはできないと言わざるを得ないわけではございます。

ただ、御指摘のような例については、昭和三十一年二月二十九日の例の有名な政府統一見解でございまして、衆議院の内閣委員会、わが国に対する攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、すなわち、たとえば誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である、そういう趣旨の統一見解が出ておりますので、その考え方は今日でも変わりがなく、いふふうに申し上げられると思ひます。

○鈴切委員 いまその問題が出されたわけでありましてけれども、座して死すよりも、やむを得ない場合においては相手の基地を攻撃することもあり得る、これは自衛権の範囲であるといふことになつてまいりますと、具体的に地対地のミサイルを撃ち込まれた、相手方の基地をそれではどうやって破壊し、そしてこちらの自衛の行使という形をとるかといふことになれば、いま私が申し上げた以外に何かございまいしょうか。

○角田(禮)政府委員 実はその問題はかつて国会で議論されました、当時の防衛庁の政府委員が答弁しておりますけれども、私はそれをいまここで説明するだけの軍事的能力がございせんので、大変申しわけありませんが、答弁は差し控えていただきます。

○鈴切委員 答弁を差し控えていただくと言つても、実際F15で相手方の基地をたたく、あるいは艦砲射撃で相手方の基地をたたく、こういう具体的な例、あるいは空挺部隊とか、そういう以外にそれでは相手方の基地をたたく方法はあるかといふことになると、なかなかないだろうと私は思ふ。そうしますと、そういうものまでが自衛権の行使の範囲に入り得るかどうか。あなたの方のこの中におきまして、「いわゆる海外派兵とは、一般的にいえば、武力行使の目的をもつて武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである」といふふうに言われているわけですが、そういうふうなことで果たしてできるかといふ

ことになると、大要私は疑問が出てくるのです。それでは自衛権の行使のいわゆる範囲というのはいかになるのか。

○角田(補)政府委員 これもたびたび申し上げておりますけれども、一般的にはいわゆる海外派兵はできないということになっております。ただし、先ほど来引用しております三十一年の統一見解によれば、一言で言えば、ぎりぎりの場合には敵の基地を攻撃することもできるだろう、こういうことを言っておるわけです。したがって、一般的にどこまでも自衛権の行使の範囲ということに伸びていくことはあり得ないと思います。非常に極限された条件のもとにおいてのみ三十一年の統一見解は出ているものと私は理解しております。

○鈴切委員 そうしますと、緊急といいますが、座して死すよりも、やむを得ない場合は相手方を攻撃するという中にあっては、いま私が言ったような問題まで含まれて自衛権の行使としては許される、こういうお考えですか。

○角田(補)政府委員 三十一年の統一見解はまさにそういう考え方だと思います。

○鈴切委員 そうしますと、たとえば相手方が侵略をしてくる、これを排除する、恐らく水際までというわけにはいかないでしょう。水際まで排除したということだけではなかなか問題があるでしょうから、当然相手方を排除したその続きで相手方のところに自衛隊が入り込んで、占領行政までしないけれども、一時的にでも占領した、こういうことは実際にはないケースではないかと思うのです。そういうものでは許されまじょうか。

○角田(補)政府委員 先ほど申し上げましたように、自衛権の行使の限界ということについて、具体的ないろいろの場合をお挙げになって御質問でございますが、私一つ一つについて十分にお答えはいたしかねますけれども、しかし、三十一年の統一見解というものは非常に厳しい条件のもとにおいて許されることでありまして、いま御指摘になりました相手国まで行って占領までできるか

どうかと言われると、ちょっとここで断定的には申し上げられませんが、なかなかかむずかしいんじゃないかという気はいたしますが、そういう具体的な場合を想定して考えたことがいまままでございませんので、どうも断定的な御答弁はいたしかねます。

○鈴切委員 いま御存じのとおり有事有事という問題が言われているわけですから、概念的なことばかりお話し申し上げてもとても国民にはわかる問題じゃないわけです。ですから、有事という以上は、有事を想定して、敵の侵略を排除した。排除しただけではまた相手方が来るに決まっているのですから、水際のところで、私どもは自衛権の行使はここまでですからと一言で一切やらないことにはならぬだろう。そうした場合には、ある程度相手方の攻撃をとめるためには、場合によっては向こうのところまで入っていく必要はないか、そういう事態だって起きないとも限らないわけですよ。そうした場合、占領行政などは交戦権がなければとても認められない、私もよくわかるのですけれども、一時的にでも相手方を食い止めるために相手方のところに行く、あるいは自衛隊が向こうの領海の中に入って艦砲射撃をする、こういうこととまで緊急の場合には自衛権の範囲内として認められるというように解釈に、私はどうしても聞かえてならぬのですが、その点はいかがでしょう。

○角田(補)政府委員 たびたび同じことを申し上げて恐縮でございますけれども、要するに三十一年の統一見解の限度においてはできると言わざるを得ないと思えます。どうも具体的な例を通じてここで答えすることは、どういふ場合が想定されるのか、私には十分な知識がございませんので、その点は答弁を差し控えていただきたいと思います。

○鈴切委員 そうなりますと、海外派兵という問題ももう少し枠が広がっていくような感じがしてならぬのです。F15が相手方の基地をたたくことも、狭義に考えれば、やはり相手方の主権を攻撃するわけでしょう。そうすると、これは武力行使に基づいてやるわけですから、海外派兵と言えないわけはないと思うのですが、その点はどうでしょう。

○角田(補)政府委員 三十一年の統一見解も、実は海外派兵の問題と関連して出てきたわけで、海外派兵というのは一般的にはできないということにおいて、さらにああいふ条件のもとにおいてはぎりぎりのところを自衛権の行使の範囲内であるということと許されるのではないかとこのことをお答えした経緯がございます。したがって、一般的にそれをどんどん広めていって、通常言われるような海外派兵というものができるといふようなところまで広めて三十一年の統一見解を理解するのは間違いだと思えます。

○鈴切委員 この問題はちよつとまた問題が出てきたようでございますけれども、参議院の予算委員会、中立国の船舶の拿捕とか臨検とか捜査等ができるのだという趣旨の御答弁をされたのですが、その真意といえますか、そういうふうなことはどういふことでしょうか。

○角田(補)政府委員 これは三月十一日の参議院の予算委員会、角田議員の御質問に対して私が答弁いたしましたそのことであらうかと思えます。あのときの私の答弁でございまして、結論から言えば、従前の政府解釈の範囲内で御答弁申し上げたつもりであります。まず「わが国は、自衛権の行使に当たってはわが国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することは当然に認められているわけでありまして、その行使は交戦権の行使とは別のものである」ということを申し上げた上で、「仮にわが国に武力攻撃を加えている国の軍隊の武器を第三国の船舶が輸送している、外国の船舶が輸送をしている、それを臨検することとができるかという点でございますが、一般論として申し上げるならば、ある国がわが国に対して現に武力攻撃を加えているわけでございますから、その国のために働いているその船舶に対して臨検等の必要な措置をとることは、自衛権の行使

として認められる限度内のものであればそれはできるのではないかとこのように私は考えております。」というものでございます。したがって、あくまでも自衛権の行使として認められる限度内のものであるという前提があるわけで、従来の政府解釈を変更して申し上げたつもりはございません。

○鈴切委員 そういう形の敵国に内通するような船舶があった場合には臨検ができるというわけでありましても、臨検した結果、その船舶にいわゆる戦時禁制品があった場合、そのときの措置はどういうふうになされるでしょうか。

○伊達政府委員 お答え申し上げます。それは没収、それから船舶も捕獲審検にかけまして没収というふうなことになるのだと思っておりますけれども、ただいまのように、交戦権の行使としての、交戦国の権利としてのものとは考えられず、自衛権の行使としての一つの態様でございまして、その間におきましてどのような手続が正当なものであるかということについては、国際法は定められたものではございません。ただし、あくまでも自衛権の範囲内においてどうしてもその船舶を拿捕しあるいはその戦時禁制品というものを没収することが必要であるということが立証されれば、それをやることも必ずしも自衛権に関する法理の上から言いまして不法であるということとは言えないと思えます。これはまた状況によると思えます。

○鈴切委員 そういう場合に、敵性の貨物は没収するあるいはまた船舶を拿捕する、こういうことはそのときそのときの状況によって自衛権の行使として認められる問題だろうということとすけれども、そういう禁制品を持つていたときに、その船舶を撃沈破壊すること、これはいわゆる自衛権の行使としてまた認められる問題でしようか。

○伊達政府委員 お答え申し上げます。ただいまの御質問の例でございまして、臨検をしたというときに戦時禁制品が発見されたという

ことでございますから、恐らく停船命令には従い、また艦橋も先方が受諾したものであらうと思ひます。そのようなときに戦時禁制品を発見した場合には、戦時禁制品を没収すればいいしはその船を押さなければ、それで本来の自衛の趣旨は達成されているわけでございますから、それを撃沈するとかいうようなことはやはり行き過ぎであり、自衛権の法理上正当化されるものではないのではないかと申します。ただし、これは一概に論ずるわけにはいきませんので、その際に、没収しようとしたら相手が抵抗をしたとか、そういうようなときはまた別問題だと思ひます。

○鈴切委員 その中立国の船舶の臨検を行うについては、日本の国が防衛の大綱で一応決めている海域、すなわちシーレーン一千海里、それから周辺海域数百海里というふうなところに限定されるのか、あるいはまた公海上であつて海域の制限はそういう状態になればもう一切ないんだ、このようにお考えなんでしょうか、その点はいかがでしようか。

○伊達政府委員 お答え申し上げます。そのような自衛権を行使できます状況と申しますのは、申すまでもなく日本が、わが国が武力攻撃を受けている場合でございますので、当然のことながらわが国周辺にあたりがもつばら問題になり、たゞいま御設問の例でございますと、戦時禁制品を積んでいる中立第三国の船舶ということになりますと、それがいづれか日本国を攻撃している国へ向けて武器の補給を行っているというふうなことでございましょうから、いづれにしても日本近辺においてそのような状況が起こるのではないかと申します。ただ、地理的範囲がどうかという点になります。日本が攻撃を受けている、それに対してその攻撃を排除するためにどうしても自衛権上必要であるということであるならば、その範囲は、理論の問題といたしまして数百海里ないしは千海里と申しますか、いま「防衛計画の大綱」で海上自衛隊が整備目標としてやっていますその範囲、これも大変漠然としたものでござ

いますけれども、その範囲に限られるものではないであらう。これは理論の問題でございまして、能力の問題はまた別でございまして。

○鈴切委員 私は大変に時間が制約されておりますので、法案の方のあれも少し質問しなくちゃなりませんから、三点ばかり質問させていただきます。

不健康地に勤務する職員の定員増の計画を六カ年間で考へておられるようでありますけれども、行政改革において非常に厳しい状況にあると思ひます。外務省としては、しかし、決して内政的な面ではなくして、対外的な問題等の処理という意味においては、案外と職員の増員をしなければならぬような場所もあるんじゃないかと思ひますけれども、それに対してどのようにお考えになつておられるか。

このところ在外公館において勤務をしている方々の態度が余りよくないということが頻りに言われているわけでありますけれども、これに対して外務省としてはそれをほっておくわけにはいかない。遠く離れた日本の国から日本人が行くのに對して不親切であるなどということは全くけしからぬ話でありますけれども、そういう点についてはどういふふうな指導をされようとしておられるのか。

それから二番目は、在勤手当は今回の改正によって増額されたけれども、一般商社あるいは関係者との比較はどうなつてゐるのか。特に六号以下の手当は現地において住宅費、生活費、果たして十分であるかどうかというところは、大変にこれは問題があるかと思ひますが、その点についてはどうなんでしょうか。

三番目は、在外公館に勤務する年限は非常に短いわけであります。二年か三年でどんどんと転動になつてしまふという問題があります。しかし、やはり在外公館に勤務している人たちは対外的な信用という問題を考えて二、三年で転動するというのは余りにもひどいじゃないか。またそれでは本当に身の入る、言うならば対外的な問題を処

理することはできない、そういう声があるんですが、私の時間の許す限りどうぞ御答弁を願ひたいと思ひます。

○柳谷政府委員 お答えいたします。

最初の御質問は、定員の問題であつたかと思ひます。いま御質問のすべてのことにつきまして、一般的に昨年の内閣委員会と野党一致で御決議をいただきました。また内閣委員の方が在外を視察していただきまして、貴重な御示唆をいただきました。それらを踏まえまして、私も昨年度の予算編成に当たつてはできるだけの努力を払つたつもりでございます。いま御質問の点は、そのような努力がどういふふうな具体的にあらわれてくるかというこの関連でのお尋ねかと思ひますけれども、定員につきましては、五十六年度予算において百十五名の増員を得ております。ただし、削減がございましてのいふゆる純増ベースで見ますと八十名ということになっております。これは私どもとしては、私どもが抱えている最小限の目標といふことからは、決して十分満足できるものではございませんけれども、現在の厳しい定員事情の中で財政当局、行政管理局が相対的な配慮をしてくださつたということは評価をしておりますので、これは息の長い問題として五十七年以降引き続き努力をしていきたい、こう考えておる次第でございます。

それから、在外公館職員の態度のことについて御指摘をいただきました。私どもは、在外公館における特に領事事務でございまして、その他いろいろの業務を持って在外公館を訪問される方も多いわけで、こういう方についての応接態度あるいは現地事情についての十分な御説明等に遺憾なきようには、昔から機会をとらえていろいろ教育、指導をしていふつもりでございます。いま不親切ではないかという御指摘がございました。最近もちょっとそういう新聞投稿がございましたが、早速調べてみましたら、これは事実無根でございまして、ああいう投稿はフェアでないという現地日本人会からの声が多すぎはね返つてきたのでござ

います。あの部分については事実と相対しないわけでございますけれども、これは公館職員、それ以上に現地職員も含めまして、窓口の応接態度が非常に誤解を招きやすいこともございまして、この点については繰り返しその辺の教育、指導を続けていきたい。百人中九十九人が誠意を持って全力を払つてやりますが、一名そういう者が出来まして、それが全体のように思はれては非常に遺憾であるということで、心していききたいと思つております。

それから、在勤期間の点の御指摘でございます。これは私もつとに、短い勤務では十分勤務が果たせないということで、実は定員の状況との関連がございまして、定員が不足している間はどうしても次の任地へすぐ回さなければならぬというやや自転車操業的な人事をやつてまいりましたので、過去においては二年あるいは二年を若干超える程度でございましたけれども、近年非常に努力した結果、最近では平均いたしまして大体二年七カ月というところまで来てゐるわけでございまして、三年ローテーションというのを一つの制度として打ち立てたい。特に療養地に三年在勤するためには、諸外国が行つておりますような健康管理体系とかその他の医療施設等々を一層完備する必要があります。これは息の長い問題として五十七年以降引き続き努力をしたいと思います、こういうものと相まらまして、目標といたしましてはなるべく早い時期に、全部とはいかないかもしれませんが、さらに専門家につきましては四年、あるいは同じ任地に再度赴任せしめるといふようなことで、御指摘のような任地における人脈づくりとか相手国に食い込むといふようなことに一層の改善を図りたいと思つております。

それからもう一つは、在外の職員のうち特に六号俸以下の職員の手当が不十分じゃないかという御指摘がございました。この点は、在外給与法の第五条の規定に従ひまして在勤基本手当を定めてゐるわけでございまして、この在外給与法によりまして、「在外職員が在外公館において勤務するの

に必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし、その額は、在外職員がその体面を維持し、且つ、その職務と責任に応じて能率を充分發揮することができるよう「云々、これが基準になっているわけでございますので、幹部職員と若手の職員との間には上下格差というものがある程度存在するのはやむを得ない、当然のことだと思っております。日本におきまして管理職者と入省早々の方との給与の差は一对七とか一对八とか聞いておりますけれども、在外におきましては、大使と新入職員の格差はたしか一对三ぐらいになっておりまして、私どもは、現在の格差は大体において妥当なものでないかというように考えております。

○鈴切委員 以上をもって質問を終わります。

○江藤委員 岩垂委員。

○岩垂委員 在勤法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

かねてから本委員会では指摘されてまいりましたこととでございますし、五十五年の国会において附帯決議の中に述べられていることとでございますが、「激動する国際情勢に適確に対応し得るよう、外交体制の一層の拡充、強化を図ること。」このことを私どもも強調いたしてまいりましたが、外務省のお取り組みの経過やそれに対する方針をこの際、最初に承っておきたいと思ひます。

○柳谷政府委員 先ほどもちょっと触れたのでございませうけれども、昨年の三月二十六日のこの委員会では野党一致して附帯決議をつくっていただきましたので、五項目ほどのことを御指摘いただいたわけでございます。さらにその後、在外の視察をしていただいた後でまた貴重な御示唆をいただいたわけでございますが、それらを踏まえて、非常に財政事情がきついているのは定員の削減という一般的な政府の方針の中で、外務省は一体仕事減らし、人減らしができる分野があるかどうかということも真剣に私ども考えてみたわけでございますけれども、結論としてはそういうところはない、やはり行政需要がふえたところについてはそれな

りの予算上、定員上の配慮をしていただいてしかるべきだ、こう考えまして予算折衝に当たったわけでございますけれども、先日成立いたしました五十六年度予算に反映された点の要点だけをちょっと申し上げたいと思ひます。細かいことはまたお尋ねがあったら申し上げます。

外交体制の充実強化という第一項目でございますが、これにつきましては、特に定員の増強というところがございまして、私どもはそれの中でも情報収集機能の充実と、それから小規模公館をなるべくなくしていくというような辺に重点を置いてまいりまして、八十名の純増が認められたわけでございますけれども、ちょっと数字で申しますと、七名以下の小規模公館は五十五年まで八十五館でございましたのが七十九館に減ります。中でも五名以下の小規模公館が五十四館あったのが四十八館に減るという形になりまして、わずかでござい

ますけれども、小規模公館の解消も多少の進展は見えているつもりでございます。

二番目に御指摘をいただきましたのが在勤手当その他外国旅費等の改善でございますが、この在勤手当につきましては、外務省の予算のうちのODA、経済協力関係の予算は別として、非ODA部分というのが一千百億円ほどあるわけでございますが、この伸び率は遺憾ながら非常に低かったわけでございますが、そのような中におきまして、この在勤手当の改善につきましては対前年比一〇・六％の改善をしていただいたわけでございます。また外国旅費の話もいろいろございまして、出張するたびに足が出るという問題がございます。これにつきましては、旅費法の主管でございます。現在のところ旅費法第四十六条第二項の協議、すなわち現実に足が出た場合の実費補償というものの運用を従来よりも弾力的に運用するということと対処することにしておりますけれども、旅費法それ自体の改定というところには今回は残念ながら至ってない状況でございます。その次に、三番目にこの決議にございますのが

勤務環境の厳しい地域における改善措置でございますが、給与面におきましては、摩滅度の非常に高い、摩滅度四、五というふうに私どもが呼んでおります地域の特殊勤務地加算というものに特に重点を置いて改善を図ったわけでございます。特殊勤務地加算については、五十六年度の予算は約五〇％の増を認められておりまして、そういう面でも特に困難な地域の勤務者の給与上の手当てをしたつもりでございます。それから勤務環境の改善そのものにつきましては、従来から行っておりまして、その生活環境、飲料水対策とか浄水装置というようなものとあるいは物資の調達のための旅行の制度というようなものを従来に続けて行いまして、五十六年度の予算三億三千万円に対して五億三千万円という増額を見ることができたわけでございます。

決議の第四番目にございます国、有化の促進でございますが、これについては三億一千万円の予算を計上して、在外公館並びに職員宿舎について、大幅とは残念ながら言えませんが、若干の改善を達成したところでございます。

決議で五番目に御指摘のありましたのが海外子女教育の問題でございますが、日本人学校の拡充という面では、新たに三校の新設が認められまして、この結果、日本人学校は七十校、補習授業校は七十七校に達しました。それから子女教育手当につきましても、教育手当そのものと、そのほかに授業料が大幅に定額を上回る場合に、さらにこれに加算できる制度、この適用の範囲を拡大して実情に合わせるように配慮をいたしました。さらに帰国子女の教育問題でございますが、これにつきましても、これは外務省の子弟だけでなく、海外に居住する日本人全体の子弟教育の問題ではございませうけれども、外務省の場合、特に転勤とか急遽赴任というようなことも多いものでございませうから、外務省自体といたしましても、一般的な国の努力に加えて子女教育相談室というものを設けたり、あるいは市谷に子弟寮を置くなど

しての措置を続けているところでございます。

最後に、決議にはございませうけれども、海外を視察いただきました後の報告書の中でもう一つ御指摘がありましたのが、在外公館の警備の強化の問題でございます。これにつきましても、いろいろ御指摘のあった点を配慮いたしまして、従来から行っていた施設面でのいろいろな設備の拡充、それから人員面においての警備員の配置あるいは現地の民間警備会社の警備員の採用等の措置を五十六年度でさらに進めるということを行うとともに、従来外務省の官房あるいは領事移住部等やばらばらでやっておりましたこの種の仕事を一本化したしまして、在外公館警備室というものを本年度からつくりまして、一元的に扱うようにした次第でございます。

○岩垂委員 大体結論論にお答えをいただいたわけですが、外務省は定数の確保の計画がございませう、定数確保の目標が。それと、予算折衝その他のいろいろ事情があると思ひますけれども、この増員計画と見合せて、大体その計画どおり進んでいるかどうか、その辺のところも御答弁いただきたいと思ひます。

○柳谷政府委員 二年ほど前に、そのときいろいろ各方面の意見も入れました外務省が立てました計画は、昭和六十年までに五千人、これは本省二千名、在外三千名というところでございます。この計画は目標が低過ぎる、そういうことではほかの国に依然として見劣りするという御批判もありましたけれども、余り高い目標を掲げ過ぎましてはいかかと思つたということで、あとはみんなの能力とか機械化とかあるいは質の向上ということと補って、六十年までには何とか五千人を達成したいというところで、自來これを一つの私どもの悲願のようなものにしてきていることは御承知のとおりでございます。そういう面から見ますと、先ほどちょっと御披露いたしました五十六年度の増員八十名というのは、残念ながらこの計画期間で単純に一年に割りました場合の二百数十名という数に達しない。つまり現在の三千五百名を五千人

にすることが逆算した場合には遺憾ながら足りないわけでございます。

ただ、私もいたしましては、決して無理なことをお願いしているつもりはございませんし、また聞くところによりますと、先進主要諸国も最近の中近東、アフリカ等の途上国に対する外交に一層力を入れまして、その地域のための専門家の養成等に非常に力を入れ出しておりますので、現在の格差がうっかりするとさらに広がる危険さであろうかと実は思っております。ただいま御指摘のように、行政改革ということになりまして、その中の一つの項目が定員についての見直しでございますが、全体としての公務員数の削減ということにあることは重々承知しておりますけれども、私自身も臨調の委員の方々等にお会いするたびに、経済社会情勢の変転に伴った合理的な公正な行政改革ということがスローガンであると承知しているもので、そういう点については十分の御理解を得たいということを御説明しているつもりでございます。

私もはなおあきらめずに、現在のところ六十年までの計画というものはそのまま維持していくつもりでございます。

○岩垂委員 国際情勢が非常に目まぐるしくなっているということや、日本人のいわゆる旅行者を含めた海外に出る人たちが多くなっているということなどを考えてみて、私も経験をしたのですが、小規模公館は実際問題としては仕事にならぬのです。仕事にならぬということは大変失礼な言い方なんです、そんなに一人の人が二役も三役もできるものではないんです。だから、そういう意味では、やはり小規模公館を充実させていくという方向で、これは行革の議論の中でも必ず定員問題というのは出てきます。ともすれば、一律削減的なフレームがかかってしまつてなかなかそこから伸びてこないという状況がございますから、これは大臣は言うまでもございせんが、やはり積極的にそういう実情を訴えて、そして目標を目指していく、こういうかなり積極的な努力が必要だと思つておりますが、この点で御答弁をいただきたいと思つております。

必要だと思つておりますが、この点で御答弁をいただきたいと思つております。

○柳谷政府委員 御指摘のとおりでございます。先ほど申し上げましたように、五十六年度予算編成に当たりまして、伊東外務大臣を先頭に立てて私もかなりの努力をしたつもりでございます。ほとんどの官庁が削減という中で八十名、これは新規開設の公館分と各省アタッシェ分とをいろいろ含めさせていただいておりますが、八十名ということになったのは、先ほど申し上げたように、それなりの成果であつたかと思つております。それでございます。いま御指摘の小規模公館等は七名以下でございまして、私どもは七名以下の小規模公館と申しておるわけですが、その中でも特に五名以下の小規模公館というのは、休暇もとれないとか、電信官が休むところから臨時に人を出さなければ仕事が出来ないという状況でございますので、七名以下の公館を解消したいわけでも、とりあえず五名以下の公館の解消に最善を尽くすかいたしまして、これは引き続き、多分五十七年の予算の編成に当たつても最重点事項の一つにならうかと考えております。

○岩垂委員 官房長、去年私の質問に対して、療養地、不健康地に勤務する職員の本数基本手当の増額のことの際、例の特殊勤務手当という発想をばくが言つたのですが、それについて委員会をつくつて、五十六年度以降について実施をすることを含めて検討していくつもりだということに御答弁いただきましたが、それが要するに加算方式に変わつております。変わつておりますというか、今度は加算方式に落ちつきましたね。特殊勤務手当の発想というのはしばらくは見送る、こういうことです。

も、最終的には名を捨てて実をとるということとちよつとおかしゅうございまして、先ほど申し上げましたように、中身では五〇％の増、しかも四級、五級という最も療養地の高い地域につきましては、特に六〇％ぐらいの改善を図つたということ、実績ではかなり改善をしたわけでございます。けれども、昨年度新しい制度は各省庁を通じて採用を見送るという政府の方針もありましたので、そのところは最終的にはあきらめたわけでございます。この構想を五十七年度にもう一度取り上げるかどうかという点は、まだ実は決めてございませんけれども、私どもの考えとしては、何かの機会にそういう制度が設けられた方が、そういう任地に赴任します職員、家族に対する士氣の高揚、維持という面あるいは本心に病氣とか教育上の問題とか、非常にいま大きな困難に直面するところでのわれわれの同僚の仕事のパックアップする意味で、この考え方自身は引き続き維持していきたいと思つております。

○岩垂委員 条件がかなりまちまちなんですけれども、住宅事情というのがかなり深刻なところがございますね。それをとりあえず住宅手当という形で解決していくという方向、そういう取り組みをなさることが大事だと思つておりますが、これらの点は新年度予算では必ずしも実つておりません。これはどんな形になっていきますか。

○柳谷政府委員 住宅手当につきましては、毎年その地における住宅事情と申しますか、家賃等々のことを考えまして、資料を整えまして改定を行つておるわけでございます。予算面におきましては三億三千万円、改善率は一〇％ということになっております。確かにあるところにつきましてはにわかに高くなつたということでございます。そういうところについては、それなりの手配をしなければならぬということでございます。なかなかこういう手当の性格上完全な実費補償というものはむずかしいものでございますから、やはり一つの限度額というものを設けまして、それを一つのめどにして住宅を採すという現在のたて

まえはなかなか変えられないと思つておりますが、結局は限度額に十分の弾力性を与えたいと思つております。その都度の改善を加えまして、大使館や事務所から離れた非常に遠いところに勤務するということは、それ自身が個人のみならず館務にも大きな支障を来す例もございまして、おのずから交際上あるいは勤務遂行上居住すべき区域ということもございまして、その辺はやはり任地ごとにしさに検討して、この予算上の手当てをして、その配分を図っていくということ以外にないかと思つております。これは毎年繰り返してやらねばならない一つのわれわれの仕事になっております。

○岩垂委員 さつき外国旅費法のことはまだ手をつけなくて、四十六条の実費補償の弾力的な適用でと、こうおっしゃいましたが、余りそれやっていますと、いまごろ問題になる何となく出張みたいなことに誤解される心配もあります。やはりこれは法律を直していくべき時期だろうと私は思うのです。そういう意味で、この点についても努力をいたさなければならぬだろうと思つておりますが、よろしいでしょうか。

○柳谷政府委員 来年度の予算編成については、まだ着手しておりませんけれども、かつこの法律そのものは、繰り返し申しますように大蔵省の法律でございますので、大蔵省と十分の協議を必要といたしますが、ただいま御指摘の趣旨は十分体して当たりたいと思つております。

○岩垂委員 去年ナイジェリアにお邪魔したときに私そう思ったのですが、医務官が単に大使館員の病氣やら健康のことをやっているだけでなしに、地域の住民にすっかり頼りにされてゐる。そしてマリリアなりなんなりを目の前にすれば、やはり薬を差し上げた治療をせざるを得ないわけですね。同時にその行為が実は日本に対する非常な理解を廣げているという面があるわけでありまして、しかし、それは言つても、それぞれのところに医師会があるのかどうか知りませんが、無制限に医薬品を提供したりあるいは診療をするわけにはいかぬと思つておりますが、これはやはりある程度、

地域の人たちの健康について訴えられた場合、対応していくということが私は必要だと思うのです。それは予備費でどうのこうのという議論になつていくのかもしれませんが、これらのことは、特に療養地については御配慮いただかなければならぬと思うのですけれども、その点、御答弁いただきたいと思ひます。

○柳谷政府委員 この点は、ただいまの御指摘と私どもの考えと違ふところはないと思ひます。医務官に對しましては、本来の任務は館員の医療相談といふことでございまして、ほとんどの国におきまして医療行為そのものは法律等によつてできませんので、相談し、まあ簡単なアドバイスを与える、場合によつては任国における病院その他に連れていく、あるいはそこでそういうことができません場合には日本に帰すなり、場合によつては医務官同道ではかの国に連れていくというようなことに主たる任務があるわけでございまして、余力がある場合には、その地の在留邦人あるいは日本人旅行者、場合によりましては、任国の方についてもこれを一切排除するものではないといふことはよく伝えております。

実情を聞きますと、毎晩のようにあちらこちらから電話がかかつて緊急な往診を求められて、体力的にどうしようもなくなつたといふようなうれしい悲鳴と申しますか、そういうものもございまして、ここにはやはり一人の医務官の働ける勤務時間と申しますか、体力の限界といふものもございまして、余り行き過ぎてはいかかと思ひますけれども、その範囲内においては、現に多くの医務官がそういう趣旨で仕事をしてくれて、相当な評価、感謝を得ているといふふうに報告を受けております。

○岩垂委員 私は、外交官というのは優雅な商売だと思つておりましたが、あちこち歩かしていただいて、これは大変な仕事だと思つておりました。すべてとは言いませんが非常に痛感いたしました。その意味ではやはり定数の問題、勤務条件の問題、それから特に療養地における健康保持

の問題、警備やあるいはまたその他の生命、安全、それらの問題について十分な配慮を願ひたいと思ひますので、これは外務大臣にまづめてひとつそういう問題について、首相代理をおやりになつた方ですから、その辺は一番わかつていただけたらと思ひます。御答弁いただきたいと思ひます。

○伊東國務大臣 岩垂さんからだんだんの御質問、中には激励の御質問をいただきました。まことにありがとうございまして。いま岩垂さんのおつしやるとおり、優雅な外交官といふのは恐らく大分前の話、われわれの若いときの印象かもしれませんが、最近のような本場に情報化時代になる、国際情勢も多岐をきわめる、多元化してくるという中にありまして、外交官のやる仕事というのは非常に広範にわたつていくわけでございまして、また第三世界あるいは非同盟といふことも、そういう国々が国連の外交といふことを中心にしまして一票一票みんな同じ資格でございまして、外交の舞台でも非常に大きな役目を占めるといふようなことがあつて、たとえばアフリカでございまして中東米でございましてかそういう国々も、外交上非常に大きな役割りを果たしてくるといふことになつたわけでございまして、従来の觀念のような外交との取り組みといふことだけでは、これは本場にいかなくなつていくことを私も痛感するのでございまして。

特に、いまおつしやりました小規模の公館といふようなものがまだ五十前後あるといふことは、これはおつしやるうちに四、五人でいふものもなかなかこれは大変なんです。私もそういうふうには思ひますし、そこにいる人の勤務状態あるいは健康地の人々の問題、いろいろ考えますと、外交体制の強化といふことは本場に必要だと思ひます。今度の予算のときも、定員問題等やりましたが、微力で思ふような新しい定員が獲得できなかったことはまことに申しわけないと思つておるのでございまして、しかし、これは一年だけでございまして、少くも、少し息長く外交体制の整備と、そして日本が世界に伍して国益を

守れるように、充実に全力を尽くしてやつていく必要があるといふふうに私は思つておる次第でございまして。

○柳谷政府委員 ちょっと一言。先ほど私昭和五十六年度の国有化のための予算を三億一千万円と申しましたけれども、これはちょっと読み違いで、三十三億一千万円でございますので、謹んで訂正させていただきます。

○岩垂委員 実は外交問題一般について触れたいと思つておりましたが、時間の関係もございまして、国連外交を中心にして、特に国連大学の問題を突っ込んで少し御質問を申し上げながら、同時に御答弁をわすらわしいと思ひます。いまから七年前に、佐藤総理の時代でございまして、日本に国連大学を招致いたしました。大変申しわけないのですが、初心を思ひ出すつもりで、この際の招致の理由を御説明をいただきたいと思ひます。

○岡（榮）政府委員 お答え申し上げます。外務省の外交の基本的な方針といたしまして、国連に協力するといふことが大きな柱になつていくわけでございまして、国連大学が設立されました経緯、この構想が出ました当初から日本政府はこれに非常な関心を示しまして、特に、この大学が実現した場合にぜひ日本に招致したいといふことで、国連に對して働きかけをやつてきたわけでございまして。そういうような日本の積極的な姿勢を示すという見地からも、国連大学の經費の四分の一を日本政府が負担するとかあるいは本部の建物を提供したりあるいはその他の点につきましても具体的にいろいろな協力をすることを国連に約束して、いままでやってきているわけでございまして、そのような基本的な協力の姿勢といふものは、今後とも堅持してまいりたいと思つております。

○岩垂委員 なぜ私が初心を伺つたかと言へば、七年たつていくわけでございまして。その七年間にいろいろな貢献をなさつてきたと思ひますので、わが国の貢献、それから諸外国の協力の状況など

について御説明をいただきたいと思ひます。○岡（榮）政府委員 まず日本の資金面の協力でございまして、現在までに九千一百万ドルを拠出したしております。そして昭和五十六年度予算におきましては、さらに百万ドルを拠出する予定にいたしております。

諸外国についてでございますが、現在までに三十三カ国から約四千四百万ドルの拠出の成約が行われております。○岩垂委員 ちょっと細かいことを聞いて恐縮ですが、一億の予定のうち九千九百万ドルですね、それで五十六年が百万ドル。つまり出し方というのは、これからは百万ドル、百万ドルというぐあいに出していくつもりなんですか。

○岡（榮）政府委員 お答え申し上げます。その点につきましては、諸外国の拠出状況を見ながら検討していくべきことと思ひます。国連におきましては、御承知かと思ひますが、大体どの国際機関、特に国連本部の場合には二五%を限度とするといふような總會の決議もございまして、先ほど申し上げましたけれども、国連の当初の予算でございました約四億ドルの四分の一を負担する、二五%を日本が負担するといふ基本方針をとつていくわけでございまして、そして現在までに九千九百万ドルを拠出したわけでございまして、今後さらに毎年百万ドルずつ出していくかどうかにつきましては、果たしてそういうことがいのか、あるいは別に考えるべきか、ほかの国の拠出状況を見ながら検討してまいりたいと思つております。

○岩垂委員 せっかく日本が誘致したので、それから、二五%といふことがあつたとしても、それは別に取り決めがないわけですから、慣例みたいなものなんですから、大学の意向に沿つて可能な限り対応するようにまずお願いしておきたい。それから、各国の拠出状況を見ますと、特にアメリカを初めとする先進諸国の協力といふものが非常に不十分だ、こう言わざるを得ませんが、これはどういふわけですか。

○閣(衆)府委員 イギリスその他西欧諸国の中にも、国連大学に拠出を成約している国はございますけれども、特にアメリカの動向でございますが、カーター前政権の場合に、外交レベルや国連大学議員懇和会のお力もおかりいたしました。種々その拠出につきまして米國政府の配慮を働きかけてまいりました。しかしながら、残念ながら現在までに具体的な成果を得るに至っていないわけでございます。レーガン政権になりまして、政府レベルで具体的な働きかけというものはまだ行っておりません。といいますのは、レーガン政権が國際機関一般につきましてどのような基本的な姿勢を打ち出すか、いままところまではつきりいたしておりませんので、具体的な働きかけは行っていないわけでございます。けれども、日本政府としては、スジャトモコ新学長をできるだけ助けまして、国連大学への拠出をふやすための大学の努力を案を結ぶように今後とも側面的に協力してまいりたいと思っております。

○岩垂委員 アメリカは、防衛問題などについてはかなり露骨に日本に物を言っているわけですが、けれども、国連大学について言えば、フリーライダーという言葉があるようですが、きわめて非協力的だ。一度も出していないのですからね。これはやはりまずいし、要求すべきだと私は思うのです。その意味では、予定されている日米会議の席上で堂々と問題にすべきことではないかとさえ私は思いますが、外務大臣、これはどうなんですか。

○伊東國務大臣 国連大学を誘致しまして、その後いろいろ努力はしているわけですが、いま岩垂さんおっしゃったように、日本は大体一億ドルに近いところまでやっていますけれども、ほかの国の拠出が少くないというところはお説のとおりでございます。それで、これははなはだ申しわけないのでございますが、私もこの間ヘグ國務長官と会ったときには言及しておりません。いまおっしゃる通りに、日本に誘致した国連

の機関でありますし、国連大学というのは、世界でもやはり研究ということに関心を持ってもらうというところでございます。今後基金の問題を初め国連大学に協力してもらうように、日本政府としても諸外国に働きかける必要があるというところを、いま御質問を伺っているが私も感じたわけでございます。あらゆる機会をとらえまして、この基金の拠出の問題等について私も話してみたいと思っております。

○岩垂委員 言わずもがなでございますが、国連総会なりユネスコの総会などにおいても外務大臣は発言なさったことがあるようですが、それだけではないに、やはり個別にも、いま外務大臣おっしゃいましたからその点についてはもう触れませんが、御努力をお願いしたい、このように思っています。いまは亡き大平前総理大臣は、日本は総合安全保障を考へるべきだ、それは防衛力だけではなしに、経済力やあるいは文化交流を重視すべきだと強調されて、国連大学にも大変御熱心であったというところを承っております。その立場から、いまこそ日本にある国連大学が人類にとって緊急な、たとえば軍縮であるとか資源であるとか環境であるとか、そういう問題の解決のために世界の英知を結集する、そして自由な討論あるいは研究を進める、このことが差し迫った課題だろうというふうに思いますが、外務大臣、各論はこれから伺いますので、一般論で結構ですが、国連大学に対する見解をもう一遍お尋ねをしておきたいと思っております。

○伊東國務大臣 おっしゃいましたように、誘致したときには、知的側面から人類に貢献しようというふうな非常に高い、高邁の理想を抱けた国連大学でございます。これを誘致したのでございませうから、これはやはりおっしゃる通りに、これを充実していくということが、平和外交といいますが、平和国家といいますが、文化国家ということを目指す日本としては当然これに力を入れるというところは私は必要だと思っております。どうか国連と言いますと、平和の維持でございます

とかあるいは南北問題でございますとか、われわれ目に見えようなことに力が入る、こういうことについては、どちらかと言うと関心が薄くなるというところはやはりよくあることでございます。と、外務省としても、この点につきましては、いまおっしゃったことを十分心得まして努力をしてみたいと思っております。

○岩垂委員 国連やユネスコの総会が政治と立法、そして事務局が行政の機関であるというふうな言うならば、この大学は、政治、立法、行政のいずれからも独立し、自治を原則として運営されるものだというふうに指摘をされておられる人がいるわけですが、私は全くそのとおりだと思っております。

○伊東國務大臣 これはおっしゃる通りに、学問の自由あるいは大学の自治ということはそのとおりでございます。憲章にうたわれていることは当然守っていく必要があると思っております。○岩垂委員 御承知のとおり、昨年の九月に国連大学にインドネシアのスジャトモコ氏を第二代理の学長に迎えました。新しい学長は、昨年の十二月一日から五日まで東京で開催された第十六回国連大学理事会において演説をされました。その内容を、大変膨大なものであります。要約してあえて述べてみたいと思っております。

その第一は、これまでの国連大学の活動を徹底的に見直し、大学の新しい方向を決定し、それを具体化するための諮問委員会あるいは企画特別委員会を設置することです。

第二に、国連大学は、大学憲章が定めるように国連機関、政府その他の國際機関と密接に協力し、それらの知的必要を満たすために、人類の生存、発展、福祉にかかわる世界的な問題の研究に

従事し、国連機構の中で人類に対し知的に貢献すべきであり、そのためには、大学は単なるプログラムの管理センターとしてではなしに、世界的な問題を研究する全世界に広がる學術共同体に拡大、発展させる必要があるということを強調されました。

そして、これまで飢饉と寒害、それから自然資源の利用、人間と社会の開発ということプログラムとして検討をしてきたわけですが、それに加えて世界経済と地球経済危機、社会変革の管理、二十一世紀に向けての人類の準備の三つの研究課題を検討することを投げかけておられます。学長はさらに、それを具体化させるための新構想を述べられておりますが、それは長くなりますから省略をいたします。

〔委員長退席、衆谷委員長代理着席〕
演説の最後に学長は、世界の學者、研究者が大学の事業に参加するため来訪することのできる規模、設備を持った恒久的施設と、人類の生存、発展、福祉にかかわるグローバルな問題に知的に貢献する高等研究センターの設置を日本政府と協議することを指摘されております。

この提案は、昨年の理事会でももちろんありますが、ことしの三月の諮問委員会でも圧倒的な支持を得たそうでございます。この方針に対する日本政府の原則的な見解を、私はこの際お尋ねをしておきたいと思っております。

○閣(衆)府委員 ただいま委員から、昨年、第十六回国連大学理事会で、新しく打ち出された新しい学長の方針につきまして御指摘がございましたけれども、外務省といたしまして、このような新学長の新しいプログラム、方向づけというものに尊重いたしまして、できるだけそれが早い機会に実現するように、今後とも協力してまいりたいというふうに考えているわけでございます。国連大学の今後の発展をさらに進めていくという観点から、国連大学のプログラムであるとかあるいは資金とか施設というものは、やはり相互に関連しているわけでございます。資金を充実し、

さらに施設も改善いたしまして、その高邁なる目的と、そして具体的なプログラムが実現されていくように、それぞれ相補っていくべきだという考えのもとに、外務省といたしましては、今後とも積極的に協力を進めていきたいと思っております。

新学長のこの新しい構想というのは、今後大学の諮問委員会であるとかあるいは企画特別委員会その他の場での審議を経まして、次第に具体化されていくわけですが、外務省といたしましては、大学とも十分連絡をとりつつ、さらにまた文部省ともよく密接に協議をいたしまして、大学に対する一層の協力を強化してまいりたいというふうに思っております。

○岩垂委員 もう一度尋ねておきますが、いまスジャトモコ演説の中で述べられている原則といいたしうか、そういう方向というのは、日本政府として支持できるものだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○伊東国務大臣 いまおっしゃったスジャトモコ総長の演説、四つのことをおっしゃったわけで、その中の研究問題とか、具体的にまた出てくるのだらうと思うわけですが、その中で施設の問題、センターの問題等も触れておられるわけでございます。こういう問題については、文部省と十分連絡をとりながら、どうやってこれを実現していくか、最初の大学誘致のときにも、この本部施設の問題があるわけでございますから、これは外務省、文部省共同してこれの実現に努力していくということは大切だというふうに考えております。

○岩垂委員 国連大学というのはアジアでただ一つの本部機構でございます。それは平和憲法と唯一の原水爆の被爆国である日本が世界の人々と力を合わせて、これは東とか西とか、南とか北とかというのでなしに、すべての人々と力を合わせて世界を平和をつくるという一つの拠点に役立つことができる、それから日本の進んだ科学や技術あるいは経済的実力が人類の福祉や文化や

教育に貢献することができ、そういう意味をこの大学というのは持ち得る、私はこのように思うのです。その意味で、スジャトモコ学長の提案のように、国連大学がその面目を一新して、日本の国際的な役割りといひましようか、地位といひましようか、それをより大きなものにしていくチャンスだらうと私は思うのです。そのために政府も国民も全力を挙げて支援をしていくことが必要ではないかと思ひます。

そこで、実は、いまから七年前でございますけれども、昭和四十八年六月十二日の閣議の了承として、国連事務総長の国連大学に対する財政的その他の寄与についての照会に対するわが国の回答がございまして、これはいま申し上げた基金の問題もございまして、同時に企画調整センターを東京を中心とする首都圏内に設置するための資本的経費の全額を負担する。またこの施設を日本国内の適当な場所に設置するための資本的経費の全額を負担する。いまのは、国連大学の研究教育施設が設置される場合、日本もその設置国の一つとなることを希望するということとを前提として約束をしてきたわけでありまして、つまり日本に誘致した、それが実現した。ところが、その誘致に際して、日本はこれだけのことをしますよと国際的に約束したことが今日なお果たされてない。これは私はいろいろな事情があったことを承知いたしておりますが、なおかつ日本としてその対応が適切でなかった、積極的でなかったというふうにあえて言わざるを得ません。

そこで、もう七年間も渋谷の東邦生命ビルに借り生活しているのです。本部施設それからセンターの建設を早急に進めていただきたい。ちょうどこの六月に第十七回でございますようか理事会があるのです。私は、日本にそれだけの努力の方向があるということを明らかにすることによって、大学の理事会だけでなしに、世界のそういう良識に対して訴えていくチャンスだらう、こんなふうに思ひますが、その見通しをこの際お示しいただきたいと思ひます。

○荻村説明員 国連大学の本部を整備するということは日本国政府の約束になっております。恒久的な本部施設をなるべく早くつくらなければいけないのですが、現在それに至るまでの暫定的措置といたしまして、御指摘のように、渋谷にあります東邦生命ビルの二フロアを借りて必要な設備品とともに無償で国連大学に提供しております。さらにこれと五十六年度予算におきまして、スジャトモコ学長も新しくいらつしやいまして、いまの二フロアではどうしても狭いということございまして、同ビル内の半フロアの借り増しをいたしているところでございます。

いすれにしても、この国連大学の恒久的な本部の建設といひますのは国際的な約束でございますので、できるだけ早期にその実現を図らなければならぬと私どもも考えております。これも実は恒久本部の建設に必要な用地問題につきまして国連大学側とたびたび協議してまいりました。これまで協議が調わなかったわけでございますが、新学長が新しく来られましたこの機会に、新学長の意向も十分に徴しつつできるだけ早く国連大学にふさわしい恒久本部を建設したい、まずそのための必要な用地の確保のために検討を進めているところでございます。

○岩垂委員 私が申すまでもないのですけれども、国連大学の過去に行われてきた三つのプログラムの研究でさえ世界中に散らばる研究者、研究機関で編成される十九のネットワークによって推進されている。研修は二十七の国連大学提携機関において国連大学フェローを対象に行われてきた。そして研究活動から得られた知識は研究会やセミナー、出版を初めとするさまざまな手段で普及が図られている。しかし、やはりまだまだ不十分だ。その意味では私は、スジャトモコ演説にあるいは学長就任というのはまことに時宜を得ている、このように思ひます。そこでなるべく早くというふうな議論でなしに、五十六年度予算が成立したばかりなんですけれども、ことしは、何うと

ングレビューだそうでございます。明年度予算編成の作業が始まるうとしていられるわけでございます。たとえ財政事情が厳しいということがあったとしても、国際的に約束をしてきたことなんです。から、ぜひ明年度予算に調査費を計上して調査を始めるべきだ、このように思ひます。私は、大学の対応も文部省なり外務省のこれまでの接触の中で、その時期だと判断できるに十分な態勢が整ってきているというふうに判断いたします。そこで大臣、文部省、大蔵省の御決意を、せめて調査費は新年度予算で組む、そのことをお約束いただきたいと思ひます。

○荻村説明員 ただいま申し上げましたように、文部省としましては、国連大学の恒久本部の建設を実現する、そのためにできる限りの努力を行うつもりでございます。五十六年度におきましては、国連大学事業の協力に必要な経費として私どもに経費がございまして、その既存の事務費の中で予備的な準備調査を行っていきたくと思ひます。こうした予備的調査の結果を踏まえまして、さらに先生御指摘のように、来年度予算において国連大学本部施設の準備調査の経費の要求につきまして検討してまいりたいと考えております。

○岩垂委員 外務大臣、ぜひ大臣の決意を示していただきたい。これは文部省とも関連ございまして、けれども、あなたの決意いかんによつては調査費は必ず実現する、それが六月に予定されている理事会にも非常に有効なところがあるまいか、歓迎される措置になるだらう、私はこう思ひますので、ぜひ決意をお示しいただきたいと思ひます。

○伊東国務大臣 いま文部省の方からも御説明がございましたように、ことしは事務費の中で予備調査をする、来年は調査費を要求するつもりだという御説明がありました。私としましては、文部大臣と相談しまして、それが計上されるように大蔵当局に外務大臣として働きかけるといふことをお答え申し上げます。

○岩垂委員 大蔵省、お忙しいところを恐縮で

す。
○篠沢説明員 大蔵省におきましても、国連大学の本部施設の問題につきましては、これが協定上の約束になっておるということについては十分念頭に置いて対処してまいっておるつもりでございます。一方におきまして、御承知のような財政事情、大変厳しいものがございいます。いざにいたしまして、文部省の予算要求をよく検討させていただきます。予算計上の問題を検討させていただきます。岩垂委員 いま文部省から御答弁いただきましたように、既存の予備費を使ってやっております。いま、ゴ－を出されたわけですね。ということは、つまりその結果を待つて調査費を計上することとは、常識的に見て大蔵省が予定していることだと理解してよろしいでしょうか。一、御答弁をいただきます。
○篠沢説明員 ただいま五十六年度でどういうふうにするかということについて文部省の方から御説明がありました。その結果で予算要求が具体的に出来れば、私も十分検討させていただきます。ただいまのところは、予算計上を最終的にどうするかということについては御勘弁いただきます。岩垂委員 大変前向きな御答弁だと私は理解させていただきます。大学の開設が一九七四年の十二月です。だから、あたりまえで言えば、創立十周年の記念行事は新しい施設で盛大に挙行してほしい、だれもそう思うのです。一つの区切りでございます。そのためには、明年度調査、明後年度設計、そして着工というようなスケジュールを目指していただきたいと思ひます。
○岩垂委員 大平前総理大臣が残された大きな事業でございます。最近政治生命をかけるという言葉がずいぶん使われますが、それはそれとして、そのくらいに決意であつたが外務大臣の時代に文部大臣とも十分に語らつてそういうスケジュールを進める、進めたい、そういうことを具体的に御答弁をいただきたいと思ひます。

○伊東国務大臣 財政事情がいま御承知のとおりでございますので、ここではつきり確約というわけにいきませんが、五十七年は本場に調査費をとつて、そして次の年はというような順を追つて、なるべく早くこれができるような努力ということはいたしてまいりたいと思ひます。
○岩垂委員 文部省に重ねて伺ひますけれども、いま皆さんそうおっしゃつてゐるわけですが、だから、可及的速やかにその体制をとつていただきたい、このことをお願いしますが、よろしゅうございいますか。
○篠村説明員 先ほども申し述べましたように、この恒久本部の建設に必要な用地の確保のために検討を進めてゐる段階でございます。したがって、まずこの適切な用地の確保を実現いたしまして、しかる後に用地の整備とかいろいろございまして、し、基本設計、実施設計、いろいろの段階がございます。その上で施工という手順になります。したがって、それらのすべての手順を踏んでまいりますとかなり時間がかかる。それから現下の財政的な諸事情もいろいろございまして、国連大学の設立十周年までに恒久本部建設が完成するかどうかはいろいろむずかしい問題もあらうかと思ひますが、私もとしましては、とにかくできるだけ早く恒久施設を建設したい、そのための最大の努力をしたいという考えでございます。
○岩垂委員 くだいようですが、十周年の行事というものを中心にして具体的に作業を続けていただきたい。あなたの方から、国連大学の自治です。から、いろいろな意味でお願いをすることになるわけですから、そういう点で対応していくということをもう一度答えてください。
○篠村説明員 いろいろ困難な事情もあらうかと存じます。最大限の努力を尽くしていきたいと思ひます。
○岩垂委員 本部及びセンターの設置場所というのは、東京メトロポリタンエリアというふうになつておりますが、この中にはもちろん神奈川県が

含まれると理解してよろしゅうございますか。
○関(栄)政府委員 お答え申し上げます。
国連本部協定におきましては、東京首都圏ということになつておりますが、この東京首都圏というのは、申し上げるまでもなく東京都の区域及びその周辺の地域を一体とした広い地域と解すべきでなからうかと思ひます。さらにこの大学の事業の発展及び相当の生活条件のために適切な施設が得られるという場所、条件がそろつてゐるということ、さらに交通、通信その他十分な施設が存在するということ、さらに建物の維持管理であるとかあるいはそこで働く人々にはたいびすとであるとかそういう技術的な要員が有効に得られるというような条件が満たされる地域であらうかと思ひます。したがって、神奈川県全域が国連本部協定に言ひます首都圏に入るかどうかは別といたしまして、少なくとも神奈川県の一部都市部はこの条件を満たしてゐるのでなからうかと思ひます。岩垂委員 神奈川県は長洲知事は学者知事でございまして、長洲知事はかねてから国連大学の本部とセンターを神奈川県に誘致したいというふうになつておられます。それは神奈川県にとつてのイメージアップなどということではなしに名譽にもなるだろうというふうにお考えになつていらっしゃるわけでございます。それは私もまさに同感でありまして、県選出の代議士として熱意を持って誘致したいというふうにあえて陳情をいたしたいと思ひます。
この際外務大臣に、これらの問題について神奈川県が有力な候補地であるということは、お考えいただけるんじゃないかと思ひますが、御理解と御協力をいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。
○篠村説明員 ただいま外務省から御説明がありましたように、本部協定の解釈では、神奈川県などの一部も含めて、東京都の区域及びその周辺地域は東京メトロポリタンエリアの中に含まれるということでございますので、大学本部の設置

場所につきましては、この本部協定に言ひます東京メトロポリタンエリアの中の適切な用地を確保するということで関係省庁、国連大学側と十分に協議して検討を進めていきたいと思ひております。
○伊東国務大臣 長洲知事さんも非常に熱心だということをお聞いております。いま文部省の方も十分検討するということでございまして、私は神奈川県とこの有力な候補地だということを見ております。
○岩垂委員 まだ具体的には言えないにしても、これはかなりいいところまで煮詰まつてきてゐるわけですから、もうそれ以上言ひませんけれども、ぜひ調査費、そして設計段階、そして十周年を目前に建設ということについて御協力をいただきます。大変よくぞ恐縮ですが、このことを最後に一言、大臣お願いいたします。
○伊東国務大臣 岩垂さんがおっしゃつたとおりだと思ひます。
○岩垂委員 みんな時間が少し迫つてきたような顔をしておられますから、最後に、施設庁を中心にして伺ひたいと思ひます。
「横浜ノースドックとキャンパス富士間の兵員及び車両輸送について」の要請というものが神奈川県知事あるいは横浜市長から出ております。これは外務大臣、防衛施設庁長官、在日米軍司令官ウィリアム・ギン中将殿といたしまして、去る一月七日から、大型LSTが横浜ノースドックに入港し、キャンパス富士との間で過密化した市街地と交通渋滞の中を、気象上等の理由を条件に、米軍兵員、車両等の大量輸送が行われたことは、県民に多大な不安を与え、県民感情を無視した重大な問題と受けとめ、直ちにそのとり止めを強く要請したところでありました。
しかるに、今回、三月三十日から再び横浜ノースドックを使用してキャンパス富士との間で、大量の兵員、車両等の輸送が行われることは、県民不安を増大させ、まづ県民感情を

無視するもので、誠に遺憾であり、強く抗議するとともに、そのとり止めを重ねて要請します。

また、県は、地元横浜市とともに長年にわたり、繰り返して、全面返還を要請してきたところであり、今後、県民の不安を抜本的に解消するため、横浜ノースドックの全面返還を重ねて強く要請します。

という要請が出されていますが、神奈川県並びに横浜市の要請をどう受けとめられたか、このことを最初にお尋ねをしておきたいと思ひます。

○伊藤(参)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘になりました三月三十一日に横浜ノースドックを米軍の海兵隊が富士演習場出入のために使用しました。それを一つの契機としまして、かねてから、数年来御要のありましたノースドックの返還につきまして重ねて神奈川県、横浜市からそれぞれ御要望がありました。

当庁としましては、地元のそういった御要望、かねてからノースドックの返還を受けて横浜港灣の充実、近代化といったようなことを図りたいという御要望は承っております。折をとらえて米側等にも申しております。

ただ、先生も御承知のように、当ノースドックというものは、米側の兵たん輸送基地として過去においても今後においても機能していくものでございまして、日米安保条約を受けて施設提供義務を負っております当庁としましては、地元御要望に対する御理解とほかに、米軍として今後とも

当施設を必要とするという事情についても御理解いただきたいと考えております。

○岩垂委員 いままでずっとやってなかったのですが、これから二、三か月おきにこういう輸送が行われるというふうに理解をしなければならぬのですか。これらの事情というのはアメリカに問い合わせていただいているはずだと思いますが、いかがですか。

○伊藤(参)政府委員 お答えします。

ノースドックにつきましては、駐留米軍の港灣施設、輸送施設としてかねてから提供しております。すし、継続的に使用されたわけでございます。先生御指摘のように、富士演習場に入出入する米海兵隊の部隊がノースドックを使用するということは絶えてございませんでして、沼津の海浜から主として行われたわけでございます。ことしの一月、それから三月から四月にかけて二回ほど同施設を使用したわけでございます。それで、この点につきましては、一月当時輸送上、気象上といったような条件から行われたものというように米側の説明も受け、そのように国会等でも御説明申し上げたわけでございますが、今後の米海兵隊による横浜ノースドックの使用は兵員、資材の積み込み、積みおろしを安全かつ円滑に実施するための問題、それから輸送に当たる艦船の運航計画、気象状況、それから後方支援態勢の整備、そういったいろいろな条件を勘案して決定しているというところでございますので、今後ともこういった諸条件勘案の上に横浜ノースドックから富士演習場にか

けての兵員輸送が行われる可能性はあると判断しております。

○岩垂委員 車両で言うところと延べ百数十台、それから弾薬や重車両の輸送は使用されています。弾薬や重車両の輸送はなかったというふうに言われていますが、今後そういうものも輸送することがあり得るというふうに考えなければならぬのかどうか、これはどうなんですか。

○伊藤(参)政府委員 御指摘のように、今回の二度にわたる輸送では、特殊車両ないしは弾薬等の輸送はノースドックを経由しては行われておりません。私どもの方は、そういった使用が行われる行われぬということに関しては、今後十分知り得る状況にありません。現在までのところ行われていなかったということだけ承知しております。

○岩垂委員 私は、こういうことはやめるべきだ、そしてノースドックの全面返還を改めて要求をしたいと思うのです。人口の密集した交通渋滞の中をそういう形で百数十両というような車両がリゅう弾砲を含めて運ばれるなどということは、私は常識では考えられない、そういうことはやはりやめていただきたい、このように思うのです。

○伊藤(参)政府委員 お答えを申し上げます。これは幾ら日米安保で提供義務があるといったいうのは、これは県民なり市民の生命だとか安全だとかという立場から見ても配慮すべきことが当然だと思ふのですが、施設庁、それらのことについて物を言う気持ちはございませんか。

地位協定に基づきまして軍隊機能を持つ米軍に必要な基地を提供し、かつその基地を、米軍の日米安保条約に基づく日本駐留のための目的を有効にかつ円滑に機能させるということも私どもの義務でございますので、私どもとしましては、いま先生御指摘になりました特殊車両等の通行とかあるいは弾薬の輸送等におきましても、米軍の諸規定あるいは必要に応じて日本の国内諸法規といたしたようなものに照らし合わせて安全にかつ適切に運用されればそれをもって有効であると考えております。

○岩垂委員 しかし、地方自治体の非常に強い要請があるということをおアメリカ側に伝えていますか。

○伊藤(参)政府委員 県、市の御要望、特に返還等に対する御要請等につきましては、数年来からの御要請でもございますので、機会をとらえて米側にも連絡してございます。

○岩垂委員 外務大臣、いまお話をしたような経過です。それで、一月そして三月とだんだん頻繁になってきているわけです。あの港というのは戦争中に横浜の市民が一生懸命でつくり上げてきた港です。で、き上がったなら間もなく終戦でございましてアメリカに接収されてしまった。そして今日までそういう状態が続いていた。最近までは実はそんなに頻繁に兵員の輸送というのはなかった。ほとんど静岡県の方からというコースの方が多かったわけですね。突然というわけではないが、最近頻繁にそういうことが行われるということになれば

ば、これはやはり県民感情を逆なでするものだと
言わざるを得ません。さなきだに実は神奈川県と
いうのは沖繩に次いで基地県だと言われているわ
けでございます。そういう点について、これはや
はり日米のやりとりの機会に率直に横柄の、ある
いは神奈川県民の気持ちを訴えていただく、それ
らについて大臣の御答弁をいただきたいと思いま
す。

○伊東国務大臣 いま施設庁から答弁がありまし
たので、施設庁としてもそういうことは米軍に伝
えているということでございましたが、返還その
ものの問題、返還がなかなかむずかしいとしまし
た場合に使い方の問題、いろいろあると思うわけ
でございます。特に安全というようなことを考え
ればいろいろな問題があるわけでございまして、
施設の使用ということとは近辺の人々の理解がない
とこれはなかなかむずかしい問題だということ
は、私もよくわかりますので、これは施設庁とも
私どもの方もよく話しますし、機会がありました
ら施設庁と一緒にしまして、米軍に使い方の問
題その他について地元の意向を伝えるということ
はやるべきだというふうに思っております。

○岩垂委員 新聞などで陸上自衛隊と海兵隊の合
同演習というようなことの問題も出ています。そ

れらの一環として横柄の港が使われていくとい
うことになれば、これはやはり新しい意味でも私
たちは問題にせざるを得ない観点があるわけだ
きようはそれには触れません。しかし、そういう
点で、いま大臣が言われましたように、日本政府
の立場からアメリカに対して県民や市民の気持ち
を伝えていただきたい、そしてその要請が生きる
ように御努力を賜りたい、このことを最後にお願
い申し上げます。

○伊東国務大臣 おっしゃるように、特に密集地
帯でございましてか市街地とかいう場合の施設の
使い方の問題とかいうことにつきましては、地元
市町村あるいは県の要望を伝えるということは、
これはもう当然やっていたことだというふうに思
っております。

○岩垂委員 もっとやろうと思ったのですが、み
んなもう遅いじゃないかという顔をしていますの
で、この辺でやめたいと思います。

○桑谷委員長代理 次回は、来る九日木曜日午前
十時理事会、十時三十分から委員会を開会するこ
ととし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十九分散会

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤
務する外務公務員の給与に関する法律の一部
を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に
勤務する外務公務員の給与に関する法律の

一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務
する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七
年法律第九十三号）の一部を次のように改正す
る。

別表第一の一 大使館の表大洋州の項中「大洋州」一在オーストラリア日本国大使館一オーストラ

リア一キャンベラ

「大洋州」一在ヴァヌアツ日本国大使館一「ヴァヌアツ」一在オーストラリア日本国大使館一オーストラリア

ト・ヴィラ

に改め、同表アフリカの項中「在ジブティ日本国大使館」

一ジブティ

「ジブティ」

「を」一在ジブティ日本国大使館一

「ジブティ」

「ジンバブエ」

「ソールズベリー」

に改める。

別表第一の二 総領事館の表中南米の項中「在ポルト・アレグレ日本国総領事館」一ブラジル

「ポルト・アレグレ」一在ポルト・アレグレ日本国総領事館一

「ブラジル」

「ポルト・アレグレ」

に改め、同表アフリカの項中「在ソールズベリー日本国総領事館」一連合王国一「ソールズベリー」

「を削る。

別表第一の三 領事館の表中南米の項中「在マナオス日本国領事館」一ブラジル一「マナオ

ス」一を削る。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号 別														
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	
アジア	インド	620,000 ^円	510,000 ^円	472,300 ^円	439,900 ^円	393,700 ^円	345,500 ^円	299,400 ^円	264,900 ^円	234,100 ^円	215,000 ^円	199,600 ^円	176,700 ^円	161,300 ^円	145,900 ^円	
	インドネシア	760,000	630,000	571,200	530,800	471,900	411,900	352,900	311,900	272,600	250,900	231,200	207,900	188,200	168,500	
	マレーシア	790,000	730,000	677,100	632,000	573,100	508,600	449,600	398,700	359,400	328,200	308,500	266,000	246,300	226,600	
	カンボディア	770,000	680,000	629,300	587,600	533,700	474,400	420,600	373,100	337,200	307,600	289,700	248,900	230,900	213,000	
	シンガポール	670,000	580,000	523,400	483,800	432,400	376,000	319,600	282,000	244,400	225,600	206,800	188,000	169,200	150,400	
	スリ・ランカ	530,000	490,000	443,400	417,700	374,100	328,400	284,800	252,100	223,000	204,700	190,200	168,200	153,600	139,100	
	タイ	700,000	570,000	523,400	486,400	432,500	377,700	323,900	286,300	250,400	230,300	212,400	190,800	172,800	154,900	
	大韓民国	710,000	550,000	502,500	466,600	412,700	358,900	305,100	269,200	233,300	215,300	197,400	179,500	161,500	143,600	
	中華人民共和国	790,000	620,000	568,100	528,800	472,400	413,900	357,500	316,200	278,600	256,000	237,200	210,900	192,100	173,300	
	ネパール	700,000	640,000	590,700	550,300	493,900	434,400	378,000	334,600	297,000	272,400	253,600	223,200	204,400	185,600	
	パキスタン	650,000	570,000	520,200	484,300	433,100	379,700	328,400	290,600	256,400	235,500	218,400	193,800	176,700	159,600	
	バングラデシュ	760,000	700,000	647,400	603,600	544,700	481,300	422,300	374,100	334,800	306,300	286,600	249,600	229,900	210,200	
	ビルマ	670,000	590,000	542,300	505,800	454,600	400,200	348,900	309,000	274,800	251,900	234,800	206,100	189,000	171,900	
	フィリピン	670,000	550,000	499,400	454,100	412,900	360,600	309,300	273,500	239,300	220,100	203,000	182,200	165,100	148,000	
	北米	アメリカ合衆国	750,000	540,000	495,600	461,400	393,100	341,800	290,500	256,400	222,200	205,100	188,000	170,900	153,800	136,700
カナダ		580,000	500,000	454,600	422,100	373,400	324,700	276,000	243,500	211,100	194,300	178,600	162,400	146,100	129,800	
中南米		アルゼンチン	1,070,000	980,000	885,200	822,000	727,100	632,300	537,500	474,200	411,000	379,400	347,800	316,200	284,500	252,900
		ヴェネズエラ	750,000	680,000	622,000	577,600	510,900	444,300	377,700	333,200	288,900	266,600	244,400	222,200	199,900	177,700
中南米	ウルグアイ	730,000	710,000	646,000	599,800	530,600	461,400	392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600	

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
欧州	エタラドル	560,000	540,000	496,300	462,100	413,400	362,600	313,900	277,700	245,300	225,200	209,000	185,300	169,000	152,800
	エル・サルヴァドル	570,000	550,000	502,500	466,600	412,700	358,900	305,100	269,200	233,300	215,300	197,400	179,500	161,500	143,600
	ガイアナ	580,000	570,000	520,200	484,300	433,100	379,700	323,400	290,600	256,400	235,500	213,400	193,800	176,700	159,600
	キューバ	750,000	730,000	671,400	625,900	564,300	498,400	426,900	387,000	345,900	316,500	296,000	268,100	237,600	217,100
	グアテマラ	560,000	550,000	499,400	464,100	412,900	360,600	309,300	273,500	239,300	220,100	208,000	182,200	165,100	148,000
	グレナダ	580,000	570,000	520,200	484,300	433,100	379,700	323,400	290,600	256,400	235,500	213,400	193,800	176,700	159,600
	ニスタ・リカ	540,000	520,000	478,500	444,300	393,100	341,800	290,500	256,400	222,200	205,100	188,000	170,900	153,800	136,700
	コロンビア	640,000	620,000	568,100	528,800	472,400	413,900	367,500	316,200	278,600	256,000	227,200	210,900	192,100	173,300
	ジャマイカ	580,000	570,000	520,200	484,300	433,100	379,700	323,400	290,600	256,400	235,500	213,400	193,800	176,700	159,600
	スリナム	610,000	590,000	544,200	506,600	452,700	396,800	343,000	303,400	267,500	245,700	227,300	202,400	184,400	166,500
	セネガル・ザイロセネガル	580,000	570,000	520,200	484,300	433,100	379,700	323,400	290,600	256,400	235,500	213,400	193,800	176,700	159,600
	セネガル・ルビア	580,000	570,000	520,200	484,300	433,100	379,700	323,400	290,600	256,400	235,500	213,400	193,800	176,700	159,600
	チリ	780,000	710,000	646,000	599,800	530,600	461,400	392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600
	ドミニカ	580,000	570,000	520,200	484,300	433,100	379,700	323,400	290,600	256,400	235,500	213,400	193,800	176,700	159,600
	ドミニカ共和国	570,000	520,000	475,500	441,900	393,200	343,500	294,800	260,600	228,200	209,800	193,600	173,700	157,400	141,200
	トリニダード・トバゴ	620,000	600,000	547,300	508,600	452,200	394,800	338,400	299,100	261,500	240,600	221,800	199,300	180,500	161,700
ニカラグア	620,000	600,000	547,300	508,600	452,200	394,800	338,400	299,100	261,500	240,600	221,800	199,300	180,500	161,700	
ハイチ	580,000	570,000	520,200	484,300	433,100	379,700	323,400	290,600	256,400	235,500	213,400	193,800	176,700	159,600	
パナマ	510,000	490,000	451,500	419,700	373,500	326,400	280,300	247,800	217,000	199,600	184,200	165,100	149,700	134,300	
パナマ	580,000	570,000	520,200	484,300	433,100	379,700	323,400	290,600	256,400	235,500	213,400	193,800	176,700	159,600	
パラグアイ	710,000	650,000	595,200	553,100	491,500	429,000	367,500	324,800	283,700	261,100	240,600	216,400	195,900	175,400	
バルバドス	580,000	570,000	520,200	484,300	433,100	379,700	323,400	290,600	256,400	235,500	213,400	193,800	176,700	159,600	
ブラジル	540,000	470,000	427,600	397,500	353,900	309,300	265,700	235,000	205,900	189,300	174,800	156,600	142,000	127,500	
ペルー	520,000	470,000	430,600	399,900	353,700	307,600	261,500	230,700	199,900	184,600	169,200	153,800	138,400	123,000	
ボリザイア	700,000	650,000	599,600	559,200	505,300	447,100	388,300	348,500	312,600	285,700	267,800	232,500	214,500	196,600	
ホンジュラス	510,000	490,000	451,500	419,700	373,500	326,400	280,300	247,800	217,000	199,600	184,200	165,100	149,700	134,300	
メキシコ	600,000	520,000	475,500	441,900	393,200	343,500	294,800	260,600	228,200	209,800	193,600	173,700	157,400	141,200	
欧州	アイスランド	680,000	660,000	598,200	555,500	491,400	427,300	363,200	320,500	277,700	256,400	235,000	213,700	192,300	170,900
	アイスランド	680,000	660,000	598,200	555,500	491,400	427,300	363,200	320,500	277,700	256,400	235,000	213,700	192,300	170,900

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
	イタリヤ	730,000	630,000	574,300	538,300	471,700	410,200	348,700	307,700	266,600	246,100	225,600	205,100	184,600	164,100
	グアテマラ	650,000	630,000	574,300	538,300	471,700	410,200	348,700	307,700	266,600	246,100	225,600	205,100	184,600	164,100
	オーストリア	860,000	740,000	669,900	622,100	550,300	478,500	406,700	368,900	311,000	287,100	263,200	239,300	215,300	191,400
	オランダ	780,000	710,000	646,000	599,800	530,600	461,400	392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600
	ギリシャ	650,000	630,000	574,300	538,300	471,700	410,200	348,700	307,700	266,600	246,100	225,600	205,100	184,600	164,100
	サイプレス	650,000	630,000	574,300	538,300	471,700	410,200	348,700	307,700	266,600	246,100	225,600	205,100	184,600	164,100
	スイス	870,000	790,000	717,300	666,500	589,600	512,700	435,800	384,500	333,300	307,600	282,000	256,400	230,700	205,100
	スウェーデン	750,000	630,000	622,000	577,600	510,900	444,300	377,700	333,200	288,800	266,600	244,400	222,200	199,900	177,700
	スペイン	780,000	710,000	646,000	599,800	530,600	461,400	392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600
	ソヴェエト連邦	860,000	670,000	616,000	573,300	511,700	448,100	386,600	341,900	300,800	276,500	256,000	228,000	207,500	187,000
	チェコスロヴァキヤ	710,000	650,000	595,200	553,100	491,500	429,000	367,500	324,800	283,700	261,100	240,600	216,400	195,900	175,400
	デンマーク	780,000	710,000	646,000	599,800	530,600	461,400	392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600
	ドイツ民主共和国	860,000	740,000	669,900	622,100	550,300	478,500	406,700	368,900	311,000	287,100	263,200	239,300	215,300	191,400
	ドイツ連邦共和国	900,000	740,000	669,900	622,100	550,300	478,500	406,700	368,900	311,000	287,100	263,200	239,300	215,300	191,400
	ノールウェー	720,000	660,000	598,200	555,500	491,400	427,300	363,200	320,500	277,700	256,400	235,000	213,700	192,300	170,900
	ハンガリー	710,000	650,000	595,200	553,100	491,500	429,000	367,500	324,800	283,700	261,100	240,600	216,400	195,900	175,400
	フィンランド	680,000	660,000	598,200	555,500	491,400	427,300	363,200	320,500	277,700	256,400	235,000	213,700	192,300	170,900
	フランス	920,000	710,000	646,000	599,800	530,600	461,400	392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600
	ブルガリア	710,000	650,000	595,200	553,100	491,500	429,000	367,500	324,800	283,700	261,100	240,600	216,400	195,900	175,400
	ベルギー	860,000	740,000	669,900	622,100	550,300	478,500	406,700	368,900	311,000	287,100	263,200	239,300	215,300	191,400
	ポーランド	710,000	650,000	595,200	553,100	491,500	429,000	367,500	324,800	283,700	261,100	240,600	216,400	195,900	175,400
	ポルトガル	660,000	600,000	550,300	511,000	452,100	383,100	334,100	294,800	255,500	235,900	216,200	196,600	176,900	157,200
	マルタ	650,000	630,000	574,300	533,300	471,700	410,200	348,700	307,700	266,600	246,100	225,600	205,100	184,600	164,100
	ユーゴスラヴィヤ	720,000	660,000	598,200	555,500	491,400	427,300	363,200	320,500	277,700	256,400	235,000	213,700	192,300	170,900
	ルーマニア	730,000	670,000	616,000	573,300	511,700	448,100	386,600	341,900	300,800	276,500	256,000	228,000	207,500	187,000
	ルクセンブルグ	730,000	710,000	646,000	599,800	530,600	461,400	392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600
	連合王国	1,020,000	790,000	717,300	666,500	589,600	512,700	435,800	384,500	333,300	307,600	282,000	256,400	230,700	205,100

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
大洋州	ザアヌアツ	690,000	670,000	616,000	573,300	511,700	448,100	386,600	341,900	300,800	276,500	256,000	228,000	207,500	187,000
	オーストラリア	670,000	580,000	526,400	488,800	432,400	376,000	319,600	282,000	244,400	225,600	206,300	188,000	169,200	150,400
	キリバス	750,000	730,000	671,400	625,900	564,300	498,400	436,900	387,000	345,900	316,500	296,000	258,100	237,600	217,100
	ソロモン	750,000	730,000	671,400	625,900	564,300	498,400	436,900	387,000	345,900	316,500	296,000	258,100	237,600	217,100
	トカラ	750,000	730,000	671,400	625,900	564,300	498,400	436,900	387,000	345,900	316,500	296,000	258,100	237,600	217,100
	ナウル	690,000	670,000	616,000	573,300	511,700	448,100	386,600	341,900	300,800	276,500	256,000	228,000	207,500	187,000
	西サモア	690,000	670,000	616,000	573,300	511,700	448,100	386,600	341,900	300,800	276,500	256,000	228,000	207,500	187,000
	ニュー・ジージラント	720,000	660,000	598,200	555,500	491,400	427,300	363,200	320,500	277,700	256,400	235,000	213,700	192,300	170,900
	バプア・ニューギニア	750,000	730,000	671,400	625,900	564,300	498,400	436,900	387,000	345,900	316,500	296,000	258,100	237,600	217,100
	フィジー	690,000	670,000	616,000	573,300	511,700	448,100	386,600	341,900	300,800	276,500	256,000	228,000	207,500	187,000
	中近東	アラブ首長国連邦	960,000	880,000	806,000	750,200	670,800	588,200	508,700	450,000	397,000	364,700	338,200	300,100	273,600
イエメン		830,000	810,000	743,100	692,400	623,200	549,600	480,400	425,400	379,200	347,200	324,200	283,700	260,600	237,600
イスラエル		860,000	840,000	772,800	720,800	651,600	576,900	507,700	450,000	403,800	369,100	346,100	300,100	277,000	254,000
イラク		820,000	750,000	695,300	648,100	584,000	515,500	451,400	399,800	357,000	326,800	305,400	266,700	245,300	223,800
イラン		820,000	700,000	642,900	597,400	530,700	463,100	399,500	350,300	305,900	281,600	259,400	233,500	211,200	189,000
オマーン		860,000	840,000	772,800	720,800	651,600	576,900	507,700	450,000	403,800	369,100	346,100	300,100	277,000	254,000
カタール		880,000	810,000	743,100	692,400	623,200	549,600	480,400	425,400	379,200	347,200	324,200	283,700	260,600	237,600
クウェイト		890,000	780,000	719,100	670,200	608,500	532,500	465,900	412,500	368,100	337,000	314,800	275,200	252,900	230,700
サウジアラビア		910,000	840,000	772,800	720,800	651,600	576,900	507,700	450,000	403,800	369,100	346,100	300,100	277,000	254,000
ジョルダン		690,000	670,000	616,000	573,300	511,700	448,100	386,600	341,900	300,800	276,500	256,000	228,000	207,500	187,000
シリア		640,000	620,000	568,100	528,800	472,400	413,900	357,500	316,200	278,600	256,000	237,200	210,900	192,100	173,300
トルコ		730,000	670,000	616,000	573,300	511,700	448,100	386,600	341,900	300,800	276,500	256,000	228,000	207,500	187,000
パレスチナ		800,000	730,000	719,100	670,200	608,500	532,500	465,900	412,500	368,100	337,000	314,800	275,200	252,900	230,700
南イエメン		860,000	840,000	772,800	720,800	651,600	576,900	507,700	450,000	403,800	369,100	346,100	300,100	277,000	254,000
レバノン		850,000	730,000	666,900	619,600	550,400	480,200	411,000	363,200	317,000	291,800	268,800	242,000	218,900	195,900

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
アフリカ	アルジェリア	790,000	730,000	663,700	617,600	550,900	482,200	415,600	367,400	323,000	297,000	274,800	245,100	222,800	200,600
	アソビラ	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500	635,100	553,100	489,500	424,800	398,500	371,200	326,500	289,100	271,800
	マリノ	690,000	670,000	614,600	572,500	513,600	451,500	392,500	347,400	308,100	282,700	263,000	231,800	212,100	192,400
	エジプト	750,000	650,000	595,200	553,100	491,500	429,000	367,500	324,800	283,700	261,100	240,600	216,400	196,900	176,400
	エチオピア	880,000	810,000	743,100	682,400	623,200	549,600	480,400	425,400	379,200	347,200	324,200	283,700	260,600	237,600
	ガーナ	1,050,000	1,020,000	940,300	876,400	789,300	696,600	609,400	539,700	481,600	441,000	411,900	360,000	330,900	301,800
	カーボ・ヴェルデ	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500	635,100	553,100	489,500	424,800	398,500	371,200	326,500	289,100	271,800
	ギボソ	890,000	860,000	796,700	743,100	671,300	594,000	522,200	462,800	414,900	379,400	355,500	308,700	284,700	260,800
	上ギボソ	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500	635,100	553,100	489,500	424,800	398,500	371,200	326,500	289,100	271,800
	カメルーン	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500	635,100	553,100	489,500	424,800	398,500	371,200	326,500	289,100	271,800
	ギンビラ	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500	635,100	553,100	489,500	424,800	398,500	371,200	326,500	289,100	271,800
	ギニア	860,000	840,000	772,800	720,300	651,600	576,900	507,700	450,000	403,800	369,100	346,100	300,100	277,000	254,000
	ギニア・ビサウ	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500	635,100	553,100	489,500	424,800	398,500	371,200	326,500	289,100	271,800
	ケニア	750,000	650,000	595,200	553,100	491,500	429,000	367,500	324,800	283,700	261,100	240,600	216,400	196,900	176,400
	コモロ	670,000	650,000	592,000	551,000	492,100	431,000	372,000	329,000	289,700	266,300	246,600	219,500	199,800	180,100
コンゴ	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500	635,100	553,100	489,500	424,800	398,500	371,200	326,500	289,100	271,800	
ザイール	1,050,000	970,000	892,500	832,000	749,900	662,400	580,400	514,100	459,400	420,400	383,100	342,900	315,500	288,200	
サントメ・プリンシペ	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500	635,100	553,100	489,500	424,800	398,500	371,200	326,500	289,100	271,800	
ザンビア	680,000	670,000	614,600	572,500	513,600	451,500	382,500	347,400	308,100	282,700	263,000	231,800	212,100	192,400	
シエラ・レオネ	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500	635,100	553,100	489,500	424,800	398,500	371,200	326,500	289,100	271,800	
ジブチ	830,000	810,000	743,100	682,400	623,200	549,600	480,400	425,400	379,200	347,200	324,200	283,700	260,600	237,600	
ジブチ	640,000	630,000	571,200	530,800	471,900	411,900	352,900	311,900	272,600	250,900	231,200	207,900	188,200	168,500	
スーダン	830,000	810,000	743,800	688,600	631,900	559,800	489,200	437,100	392,700	358,900	336,700	291,600	269,300	247,100	
スワジランド	670,000	650,000	592,000	551,000	492,100	431,000	372,000	329,000	289,700	266,300	246,600	219,500	199,800	180,100	
セイシエル	670,000	650,000	592,000	551,000	492,100	431,000	372,000	329,000	289,700	266,300	246,600	219,500	199,800	180,100	
赤道ギニア	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500	635,100	553,100	489,500	424,800	398,500	371,200	326,500	289,100	271,800	
セネガル	760,000	700,000	639,900	595,500	531,400	465,200	401,100	354,700	311,900	286,800	265,400	236,600	215,200	193,800	

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
象牙海岸共和国	ソマリア	960,000	890,000	814,900	759,100	682,200	600,900	524,000	463,800	412,600	378,000	352,400	309,400	283,700	258,100
	タンザニア	880,000	810,000	743,100	692,400	623,200	549,600	480,400	425,400	379,200	347,200	324,200	283,700	260,600	237,600
	チャード	730,000	670,000	623,500	581,400	525,000	464,200	407,800	361,300	323,700	296,000	277,200	241,000	222,200	203,400
	中央アフリカ	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500	635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
	チュニジア	890,000	860,000	796,700	743,100	671,300	594,000	522,200	462,800	414,900	379,400	355,500	308,700	284,700	260,800
	トーゴ	620,000	600,000	547,300	508,600	452,200	394,800	338,400	299,100	261,500	240,600	221,800	199,300	180,500	161,700
	ナイジェリア	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500	635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
	ニジェール	1,050,000	940,000	862,800	803,600	721,500	635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
	ブルンジ	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500	635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
	ベナン	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500	635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
	ボツワナ	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500	635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
マダガスカル	マダガスカル	670,000	650,000	592,000	551,000	492,100	431,000	372,000	329,000	289,700	266,300	246,600	219,500	199,800	180,100
	マラウイ	730,000	670,000	614,600	572,500	513,600	451,500	392,500	347,400	308,100	282,700	263,000	231,800	212,100	192,400
	マラウイ	690,000	670,000	614,600	572,500	513,600	451,500	392,500	347,400	308,100	282,700	263,000	231,800	212,100	192,400
	マリ	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500	635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
	南アフリカ共和国	720,000	660,000	598,200	555,500	491,400	427,300	363,200	320,500	277,700	256,400	235,000	213,700	192,300	170,900
	モーリタニア	670,000	650,000	592,000	551,000	492,100	431,000	372,000	329,000	289,700	266,300	246,600	219,500	199,800	180,100
	モーリタニア	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500	635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
	モザンビーク	690,000	670,000	614,600	572,500	513,600	451,500	392,500	347,400	308,100	282,700	263,000	231,800	212,100	192,400
	モロッコ	640,000	630,000	571,200	530,800	471,900	411,900	352,900	311,900	272,600	250,900	231,200	207,900	188,200	168,500
	リビア	780,000	750,000	695,300	648,100	584,000	516,500	451,400	399,800	357,000	326,800	305,400	266,700	245,300	223,900
	リベリア	780,000	760,000	701,100	654,300	592,700	525,700	464,200	411,600	370,500	338,400	317,900	274,500	254,000	233,500
ルワンダ	ルワンダ	970,000	940,000	862,800	803,600	721,500	635,100	553,100	489,500	434,800	398,500	371,200	326,500	299,100	271,800
	レソト	670,000	650,000	592,000	551,000	492,100	431,000	372,000	329,000	289,700	266,300	246,600	219,500	199,800	180,100

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別											
		総領事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
アジア	カルカタ	₹ 500,000	₹ 439,900	₹ 393,700	₹ 345,500	₹ 299,400	₹ 264,900	₹ 234,100	₹ 215,000	₹ 199,600	₹ 176,700	₹ 161,300	₹ 145,900
	ボンベイ	500,000	439,900	393,700	345,500	299,400	264,900	234,100	215,000	199,600	176,700	161,300	145,900
	マドラス	490,000	439,900	393,700	345,500	299,400	264,900	234,100	215,000	199,600	176,700	161,300	145,900
	ラジニ・バンダン	630,000	572,500	513,600	451,500	392,500	347,400	303,100	282,700	263,000	231,800	212,100	192,400
	ジャカルタ	580,000	530,800	471,900	411,900	352,900	311,900	272,600	250,900	231,200	207,900	188,200	168,500
	スラバヤ	580,000	530,800	471,900	411,900	352,900	311,900	272,600	250,900	231,200	207,900	188,200	168,500
	メダン	610,000	530,800	471,900	411,900	352,900	311,900	272,600	250,900	231,200	207,900	188,200	168,500
	バンコク	540,000	486,400	432,500	377,700	323,900	286,300	250,400	230,300	212,400	190,800	172,800	154,900
	釜山	530,000	466,600	412,700	368,900	305,100	269,200	233,300	215,300	197,400	179,500	161,500	143,600
	広州	530,000	523,800	472,400	413,900	357,500	316,200	273,600	256,000	237,200	210,900	192,100	173,300
	上海	530,000	523,800	472,400	413,900	357,500	316,200	273,600	256,000	237,200	210,900	192,100	173,300
	カラチ	520,000	462,100	413,400	362,600	313,900	277,700	245,300	225,200	209,000	185,300	169,000	152,800
	マニラ	510,000	464,100	412,900	360,600	309,300	273,500	239,500	220,100	203,000	182,200	165,100	148,000
	ベナン	540,000	486,400	432,500	377,700	323,900	286,300	250,400	230,300	212,400	190,800	172,800	154,900
香港	530,000	488,800	432,400	376,000	319,600	282,000	244,400	225,600	206,800	188,000	169,200	150,400	
北米	アタナ	560,000	511,000	452,100	393,100	334,100	294,800	255,500	235,900	216,200	196,600	176,900	157,200
	アトランタ	490,000	444,300	393,100	341,800	290,500	256,400	222,200	205,100	188,000	170,900	153,800	136,700
	カンザス・シティ	490,000	444,300	393,100	341,800	290,500	256,400	222,200	205,100	188,000	170,900	153,800	136,700
	サン・フランシスコ	510,000	444,300	393,100	341,800	290,500	256,400	222,200	205,100	188,000	170,900	153,800	136,700
	シアトル	510,000	444,300	393,100	341,800	290,500	256,400	222,200	205,100	188,000	170,900	153,800	136,700
	シカゴ	510,000	444,300	393,100	341,800	290,500	256,400	222,200	205,100	188,000	170,900	153,800	136,700
	ニュー・オルリンズ	490,000	444,300	393,100	341,800	290,500	256,400	222,200	205,100	188,000	170,900	153,800	136,700
	ニュー・ヨーク	630,000	488,800	432,400	376,000	319,600	282,000	244,400	225,600	206,800	188,000	169,200	150,400
	ヒューストン	510,000	444,300	393,100	341,800	290,500	256,400	222,200	205,100	188,000	170,900	153,800	136,700
	ポートランド	490,000	444,300	393,100	341,800	290,500	256,400	222,200	205,100	188,000	170,900	153,800	136,700

地 域	所 在 地	号 別											
		総領事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
中南米	ボストン	540,000	488,800	432,400	376,000	319,600	282,000	244,400	225,600	206,800	188,000	169,200	150,400
	ボノルル	560,000	488,800	432,400	376,000	319,600	282,000	244,400	225,600	206,800	188,000	169,200	150,400
	ロス・アンゼルス	510,000	444,300	393,100	341,800	290,500	256,400	222,200	205,100	188,000	170,900	153,800	136,700
	ワシントン・ワター	480,000	422,100	373,400	324,700	276,000	243,500	211,100	194,800	178,600	162,400	146,100	129,900
	ウイニペグ	470,000	422,100	373,400	324,700	276,000	243,500	211,100	194,800	178,600	162,400	146,100	129,900
	エドモントン	470,000	422,100	373,400	324,700	276,000	243,500	211,100	194,800	178,600	162,400	146,100	129,900
	トロント	480,000	422,100	373,400	324,700	276,000	243,500	211,100	194,800	178,600	162,400	146,100	129,900
	モントリオール	480,000	422,100	373,400	324,700	276,000	243,500	211,100	194,800	178,600	162,400	146,100	129,900
欧州	クリチバ	420,000	377,700	334,100	290,500	246,900	217,900	188,800	174,300	159,800	145,300	130,700	116,200
	サン・パウロ	430,000	377,700	334,100	290,500	246,900	217,900	188,800	174,300	159,800	145,300	130,700	116,200
	ベレーン	460,000	417,700	374,100	323,400	284,800	252,100	223,000	204,700	190,200	168,200	153,600	139,100
	ポルト・アレグレ	420,000	377,700	334,100	290,500	246,900	217,900	188,800	174,300	159,800	145,300	130,700	116,200
	マナオス	480,000	439,200	386,600	343,900	305,300	270,500	241,400	221,100	206,600	180,500	165,900	151,400
	リオ・デ・ジャネイロ	430,000	377,700	334,100	290,500	246,900	217,900	188,800	174,300	159,800	145,300	130,700	116,200
	レシフ	440,000	397,500	353,900	309,300	265,700	235,000	205,900	189,300	174,800	156,600	142,000	127,500
	リマ	440,000	397,500	353,900	309,300	265,700	235,000	205,900	189,300	174,800	156,600	142,000	127,500
	ミラノ	590,000	533,300	471,700	410,200	348,700	307,700	266,600	246,100	225,600	205,100	184,600	164,100
	ジュネーヴ	740,000	666,500	589,600	512,700	435,800	384,500	338,300	307,600	282,000	256,400	230,700	205,100
ペルシヤ	ラス・パルマス	640,000	577,600	510,900	444,300	377,700	333,200	288,800	268,600	244,400	222,200	199,900	177,700
	ナホトカ	730,000	648,100	584,000	515,500	451,400	399,800	367,000	326,800	305,400	266,700	245,300	223,900
	ハバロフスク	680,000	617,000	552,900	485,700	421,600	373,100	330,300	303,200	281,800	248,900	227,500	206,100
	レニングラード	680,000	573,300	511,700	448,100	386,600	341,900	300,800	276,500	256,000	228,000	207,500	187,000
	チムセルドルフ	680,000	622,100	550,300	478,500	406,700	359,900	311,000	287,100	263,200	239,300	215,300	191,400
	ムンヘン	710,000	622,100	550,300	478,500	406,700	359,900	311,000	287,100	263,200	239,300	215,300	191,400
オセアニア	ワシントン	690,000	622,100	550,300	478,500	406,700	359,900	311,000	287,100	263,200	239,300	215,300	191,400
	ペルシヤ	710,000	622,100	550,300	478,500	406,700	359,900	311,000	287,100	263,200	239,300	215,300	191,400

地 域	所 在 地	号 別											
		総領事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
大洋州	ボソ	690,000	622,100	550,300	478,500	406,700	358,900	311,000	287,100	263,200	239,300	215,300	191,400
	ミエソヘン	690,000	622,100	550,300	478,500	406,700	358,900	311,000	287,100	263,200	239,300	215,300	191,400
	バリ	660,000	599,800	530,600	461,400	392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600
	マラセイエ	660,000	599,800	530,600	461,400	392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600
	ロソドソ	740,000	666,500	589,600	512,700	435,800	384,500	333,300	307,600	282,000	256,400	230,700	205,100
中近東	シドニー	560,000	488,800	432,400	376,000	319,600	282,000	244,400	225,600	206,800	188,000	169,200	150,400
	バス	540,000	488,800	432,400	376,000	319,600	282,000	244,400	225,600	206,800	188,000	169,200	150,400
	アリスベン	540,000	488,800	432,400	376,000	319,600	282,000	244,400	225,600	206,800	188,000	169,200	150,400
	メルボルン	560,000	488,800	432,400	376,000	319,600	282,000	244,400	225,600	206,800	188,000	169,200	150,400
	オークランド	610,000	555,500	491,400	427,300	363,200	320,500	277,700	256,400	235,000	213,700	192,300	170,900
アフリカ	ポート・モレスビー	690,000	625,900	564,300	498,400	436,900	387,000	345,900	316,500	296,000	268,100	237,600	217,100
	ホラムシヤハル	770,000	698,600	631,900	559,800	493,200	437,100	392,700	358,900	336,700	301,600	269,300	247,100
	イスタソアル	610,000	555,500	491,400	427,300	363,200	320,500	277,700	256,400	235,000	213,700	192,300	170,900

三 領事館

地 域	所 在 地	号 別										
		領事館 の 1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
アジア	ニタ・キナバル	520,000	486,400	432,500	377,700	323,900	286,300	250,400	230,300	212,400	190,800	172,800
	アソカレソジ	550,000	511,000	452,100	393,100	334,100	294,800	255,600	235,900	216,200	196,600	176,900
中南米	エソカルナシオン	590,000	553,100	491,500	429,000	367,500	324,800	283,700	261,100	240,600	216,400	195,900
	エソカルナシオン	590,000	553,100	491,500	429,000	367,500	324,800	283,700	261,100	240,600	216,400	195,900

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
北米	ニユー・ヨーク (国際連合)	円 750,000	円 580,000	円 526,400	円 488,800	円 432,400	円 376,000	円 319,600	円 282,000	円 244,400	円 225,600	円 206,800	円 188,000	円 169,200	円 150,400
欧州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関)	1,020,000	790,000	717,800	666,500	589,600	512,700	435,800	384,500	333,300	307,600	282,000	256,400	230,700	205,100
	(軍縮委員会)	820,000	790,000	717,800	666,500	589,600	512,700	435,800	384,500	333,300	307,600	282,000	256,400	230,700	205,100
	パリ (経済協力開発機構)	920,000	710,000	646,000	598,800	530,600	461,400	392,200	346,100	299,900	276,800	253,800	230,700	207,600	184,600
	ブライセル (欧州共同体)	860,000	740,000	669,900	622,100	550,300	478,500	406,700	358,900	311,000	287,100	263,200	239,300	215,300	191,400

別表第三 研修員手当(第二十条の二関係)

号 別	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号
手 当 額	443,000 円	429,000 円	415,000 円	401,000 円	387,000 円	373,000 円	359,000 円	345,000 円	331,000 円	317,000 円	303,000 円	289,000 円	275,000 円	261,000 円	247,000 円
16 号	17 号	18 号	19 号	20 号	21 号	22 号									
233,000 円	219,000 円	205,000 円	191,000 円	177,000 円	163,000 円	149,000 円									

附則

この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ヴァヌアツ日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

理由

在外公館として在シンバブエ日本国大使館等を新設し、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十六年四月十六日印刷

昭和五十六年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D